# 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省 令案等について

(諮問第3153号)

## <目 次>

1	報告 <b>書</b> (案)	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	1
2	改正概要 · · · · · · ·		•	•		•	•	•	•	•	•		•	72
(参表	考)諮問時の新旧対照表・・													84

# 情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会部会長 三 友 仁 志 殿

接続委員会
主査 相田 仁

### 報告書(案)

令和4年9月26日付け諮問第3153号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のと おり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等については、次のとおり諮問された省令案等に法令上の修正を加えた上で改正することが適当と認められる。
  - ・電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号) 等の一部改正案について、別紙 1 のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙2のとおりである。

以上

 $\bigcirc$ 総 務 省 令 第

号

電 気 通 信 事 業 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 兀 年 法 律 第 七 + 号)  $\mathcal{O}$ 施 行 12 伴 1 及 び 電 気 通 信 事

令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 定  $\Diamond$ る。 法

昭

和

五.

+

九

年

法

律

第

八

+

六

号

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

づ

き、

電

気

通

信

事

業

法

施

行

規

則

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

省

業

令 和

年 月 日

総 務 大 臣 由

明

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す

る

省

令

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 分 含 部 又 が そ は 条 む 分 次 異  $\mathcal{O}$ 破  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 標 線 表 ょ 電 以 る 下 う 12 気 記 で 进 通 t 部 に ょ り、 改 信  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ W だ 事 は 条 が 8 業 改 部 改 に 同 正 法 改 分 お 正 施 前 を 正 前  $\mathcal{O}$ 1 行  $\mathcal{L}$ 欄 欄 ŧ) 7 前 規 に 欄 に 同 れ  $\mathcal{O}$ 掲 12 撂 則 じ は 及 げ げ 当 び 順 昭 る る 改 次 該 和 対 規 対 を 正 対 六 象 応 定 後 象 付 + 欄 す 規  $\mathcal{O}$ 規 L 年 定 傍 た る に 定 郵 を 規 改 線 対 を 政 改 定 応 正 改 下 省 正 後 L 正 令 後 以 て 欄 線 後 を 第二十 欄 下 掲 に 欄 含  $\sum_{}$ げ 撂 に に 撂 る げ む 0 掲 五 げ 条 そ る げ 号) る 規 以 12  $\mathcal{O}$ る 標 定 下 対 お ŧ  $\mathcal{O}$ ک 象  $\mathcal{O}$ 1 記  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 7 部 傍 0 部 定 線 条 分 ょ を لح を 12 12 対 う 次 L 象 付 お に  $\mathcal{O}$ 7 規 L 1 重 改 ょ 定 移 傍 又 て め う 動 線 は 同 に ľ と 破 L  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 改 そ *(* ) 線 う。 正 改  $\mathcal{O}$ 重 で す 標 囲 を 正 下 る。 付 前 記 線 W 欄 だ 部 は を L

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄

に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

改 正 後	改正前
目次	目次
第一章 総則 (第一条―第二条の二)	第一章 総則 (第一条・第二条)
	章
節	第一節 [同上]
<i>a</i> ⇒	<b>æ</b> l
[第三節~第五節 略]	[第三節~第五節 同上]
第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(第四十条の八の二―第四十条の	第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(第四十条の八の二―第四十条の
八の十二)	八の十)
[第三章~第五章 略]	[第三章~第五章 同上]
附則	
	ריד-זארן
一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者から、その	E PIX (IIIIA)
戦明行長に係ら遺気重信と終い明月してらいたら音で甚れらいに利用するための識別符号(法第二十七条の十二第二号に	
は、当該法人の名称)、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせ	
む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。)とする。 情報に基づき作成されるものをいう。)を付与された者(電気通信事業者又は第三号事業を営	
(登録を要しない電気通信事業)	(登録を要しない電気通信事業)
第三条 [略]	
- 、	- 、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信可線設備が前頃に定める基準に2.都道府県、市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により
いこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起す。	該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六
紀九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例	月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引
おい	き
て登録又は登録の拒否があるまでの間も、	期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする
いまする。	
第七条  法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出を  (日名等の多見の居出)	第七条  法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出を  (日名等の3頁の居出)
応じ、当該冬	しようとする者は、
める書類を添えて提出しなければならない。	める書類を添えて提出しなければならない。
	生等一世等可可 [一·二 同上]
は、様式第六の届出書を提出しなければならない。	は、様式第六の届出書を提出しなければならない。   は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出

者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合 に限る。)を添えて提出しなければならない。

る。)を添えて提出しなければならない。 該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限 ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項 2

[3~5 略]

(電気通信事業の届出)

第九条

する者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類 を添えて提出しなければならない。 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようと

二・二 略]

様式第六の届出書を提出しなければならない。 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、

出しなければならない。 場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三に

場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 出しなければならない。 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三に 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出

[] ~四 略]

[7~9 略]

る。)を添えて提出しなければならない。 条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九

場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者 に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定に の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者

(軽微な変更の届出

法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする|第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする 者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合 に限る。)を添えて提出しなければならない。

該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限 る。)を添えて提出しなければならない。 ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

[一~四 同上]

[3~5 同上]

(電気通信事業の届出)

第九条 [同上]

[2] 同上

3 する者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類 を添えて提出しなければならない。 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようと

二・二 同上

4 様式第六の届出書を提出しなければならない。 法第十六条第二項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、

5

5 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる 場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 出しなければならない。 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三に

6 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる 場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三に 出しなければならない 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出

[7~9 同上] [一~四 同上]

条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限 る。)を添えて提出しなければならない。 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九

11 に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定に 場合に限る。) 又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者 の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者

第二節 電気通信事業者等の業務  よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。	第二節(電気通信事業者の業務)よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。
ン	ン
号口の総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十	第二十二条の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十
項第一号イに掲げる電気通信役務とする。	項第一
(書面の交付)	
の四(対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する)	第二十二条の二の四 [同上]
において「契約書	
内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。	
[一~六 略]	[一~六 同上]
号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基	2 [同上]
ならない。	
[一 略]	[一 同上]
二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされ	二 [同上]
ていること。	
[イ〜ホ 略]	[イ〜ホー同上]
へ 書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法	へ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法
[卜 略]	[卜 同上]
三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二条の二の七第一項第五号に規定する	三 [同上]
確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。	
[イ・ロ 略]	[イ・ロ 同上]
ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき	ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定
金額の算定の方法	の方法
[二 略]	[二 同上]
[四 略]	[四 同上]
[3~6 略]	[3~6 同上]
(書面による解除の例外)	1.7
第二十二条の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とす	第二十二条の二の七 [同上]
[一~四 略]	[一~四 同上]
場所に関する状況(以下この号において「利用場所状況」という。)及びその利用者の利益五 法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる	五[同上]
の保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を	
いう。)を電気通言事業者が冓じているものであって、その引用者の引益が呆鑊されている一確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」と	
ものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認し、「「不管等文件事等方式計画」している。」「「おおおうで利益力体計画者」して	
)したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」	

6

第二十二条の二の十九 第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行 第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、 第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合にあ|第二十二条の二の八 [2 4 略] 2 6 為とする。 七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 当該契約を特定するに足りる事項)を記載しなければならない。 号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 つては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二 [一~五 略] [八~十二 略] (利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) (書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額) (不実告知後の書面の交付) (特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定) 請求すること。 次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を う。)を締結した場合 [イ〜ニ 略] [イ〜ハ 略] `^ ト のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する われる工事等(当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために 当該契約の解除をした者(以下このホにおいて「利用者等」という。)の求めに応じて行 る法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。) ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対す (1) • (2) 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は 略 略 略 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ [新設] 次に掲げる額 第二十二条の二の九 第二十二条の二の十三の二 [同上] [2~6 同上] [2~4 同上] 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額とし 七 書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法 [一~六 同上] [八~十二 同上] [ 同上] (利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 二 < 五 同上]</p> (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) (不実告知後の書面の交付) ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者の求 を請求すること。 て次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額 示 [イ〜ハ 同上] [イ〜ニ 同上] 「 ~ ト 利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 ために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限 めに応じて行われる工事等(利用者が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相 (1) • (2) ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定 同上 同上 同上 同上 同上

7

	二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監
	ること。    お情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関す
	条の二の二十三第三号ロ(1)、ハ又はニに規定する場合にあつては、
	ハ物理的安全管理措置に関すること。
	ロ 人的安全管理措置に関すること。
	イ 組織的安全管理措置に関すること。
	事項
	一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に
	はならない。
	業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて
[新設]	第二十二条の二の二十二 法第二十七条の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事
	(情報取扱規程)
	のを有するもの
	うに体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのも
	することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるよ
	一 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理
	とができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
	一 特定の利用者(法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。)を識別するこ
	の集合物を構成する情報とする。
[新設]	第二十二条の二の二十一 法第二十七条の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報
	(特定利用者情報)
	る一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの
	二 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度におけ
	に掲げる者に限る。)を含む。次号において同じ。)の数の平均が一千万以上であるもの
	限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信
	に掲
	一 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度にお
	役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるもの(FFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFF
一新記	年郵政省令第四十六号)第二条第三項の表の報告対象役務(治第二十七多の3の終系省令で気める電参通信径系に
「 所 设	第二十二巻の二の二十   長第二十二巻の五の窓務省をで置りる電気重言を務よ、電気重言事を展し、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)
	事業者にその旨を通知するものとする。
	を行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信を行う。

8

Ŧī. 五の届出書を提出しなければならない。 ロ (情報取扱方針) 法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、 督に関する次に掲げる事項 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項 法第二十七条の九の規定による評価に関する次に掲げる事項 に関すること。 当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関すること。 当該評価を行う項目、方法及び頻度に関すること。 委託先の選定の方法に関すること。 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関すること。

[新設]

様式第十五の

第二十二条の二の二十三 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事

供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者 業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に

が容易に確認できるようにするものとする。

特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項 取得する特定利用者情報の内容(当該特定利用者情報を取得する方法を含む。)に関する 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項 ①又は2に定める事項 安全管理措置の概要 次の①又は②に掲げる場合にあつては、当該①又は②に掲げる場合の区分に応じ、 れのある当該外国の制度の有無 電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合(②に掲げる場合を ①に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、 当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそ 当該第三者の名称

当該

9

五匹

二 外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であつて、情報の保存を目的とするもの

の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制

外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国

を利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用

者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

過去十年間(法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合に 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

新設」	ングシステムを通じて実行されるものに限る。吹条において司じ。)により提供されるものとるパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティるパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティーのずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア(利用者が使用す第二十二条の二の二十七 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号の(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)
	ならない。 前項の届出 前項の届出
[新設]	選出し、又は解出した年月日 では、アスは解出した年月日 では、アは解任した特定利用者情報統括管理者の氏氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代行る事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければ十二条の二の二十六 法第二十七条の十第二項の規定に対している。
	<ul><li>一 前号こ掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。</li><li>ロ イに掲げる業務を監督する業務</li><li>の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務</li><li>イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報</li></ul>
新設	を有すること。  「特定利用者情報統括管理者の要件)  「特定利用者情報統括管理者の要件)  「特定利用者情報統括管理者の要件)
	業年度の最終日までの間」とする。 2 前項の規定は、法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定における同項の適用については、同項中「直近の用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の適用については、同項中「直近の用する。この場合において、当該翌事業年度における特定利用者情報の漏えい
新設	は、当該期間)に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容のは、当該期間)に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容のは、当該期間)に生じた法第二十八条第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変る社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変の社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項の力を向いた。

|する

- 他人の通信を媒介する電気通信役務
- 三 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力する電気通信を利用者から
- する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるものして、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるもの三 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応
- 関覧に供することを目的とするもの気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の四、前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電

利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

- うにすること。 | 操作を行うことなく文字が適切な大きさで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるよ

- 者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。)。
   気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用一、次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電
- 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。
- の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次
- ページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブ
- 事項を表示すること。 最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる。
- (利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項) 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

[新 設]

夈	条
第二十三条の二(同上)	第二十三条の二 【略】
	七 第五号に規定する情報の利用目的
	者の氏名又は名称
	はいっぱり   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	Z
	四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限
	三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法
	のであるかの別
	二 オプトアウト措置が同法第二十七条の十二第四号イ⑴又は②のいずれの行為を停止するも
	という。)を講じている場合にあつては、その旨
	ものとする。
[新設]	第二十二条の二の三十一 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げる
	(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)
	の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報
	五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他
	軽減等を図るために必要な情報
	四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の
	電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
	三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の
	の映像面に再表示するために必要な情報
	二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備
	情報
	0 )
	一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映
	とする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。
[新設]	第二十二条の二の三十 法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるもの
	(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)
	三 第一号に規定する情報の利用目的
	者の氏名又は名称
	二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる
	する情報の内容
	悟
[ 教設]	信ごとに、次に掲げる事項とする。    信ごとに、次に掲げる事項とする。    第二十二条の二の二十九   法第二十七条の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつ 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの て、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠な ものとする。 |の二||相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通 [十~十二 略] [三・四略] 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定(以下「交換等」とい 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 [一~八 略] (第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準) う。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるも 合における次の事項(イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的 以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場 営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。 信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運 定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送 交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指 れる回線の数とする。 県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していないものとみなす。 の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合には、当該電気通信事業者は当該都道府 備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線 「イ 略] 固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続さ [イ・ロ 略] 一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設 信を行うもの という。) 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備(以下「第一種指定中継系交換等設備」 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の诵 2 第二十三条の四 4 3 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交 一新設 の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別 に指定する区域)とする。 [新設] 一の二 [同上] [一同上] [三・四 同上] (第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準) [十~十二 同上] 二~八 同占 系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置 換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継 同上 **[新設]** 同上 [イ・ロ 同上] [イ 同上] 同上 同上 通信を行うもの(以下「第一種指定中継系交換等設備」という。) 同上 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における 同上

第四十条の九 第四十条の八の十一 第四十条の八の二 第四十条の八の十 第四十条の八の九 第四十条の八のハ 第四十条の八の七 第四十条の八の三 四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、 る場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。 り、その旨を公示するものとする。 ことによつて行う。 該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。 査研究その他の正当な理由によることなく、 て通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先 に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、 [一の三~十二 略] (公示) (電気通信事業の全部の認定の申請) (廃止の届出) 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、 (攻撃先設備探査の範囲) し、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしてい の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請を む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録 の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含 に記載するものとする。) 略 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備 [イ~ハ 略] [削る] 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第 一〜第四十条の八の六 法第百十六条の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、 略 略 法第百十六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示する|第四十条の八の十 略 略 略 インターネットに接続された電気通信設備におい 第四十条の八の十一で定めるところによ 次の各号に掲げ 第四十条の九 3 第四十条の八の九 第四十条の八の二~第四十条の八の五 第四十条の八の八 第四十条の八の七 第四十条の八の六 [新設] とによって行う。 (公示) [一の三~十二 同上] (電気通信事業の全部の認定の申請) その旨を公示するものとする。 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、 (廃止の届出) し、若しくは同項の変更登録を受け、 の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請を む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録 の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含 同上 **ポーその他他事業者が特定接続を行う場合の条件** その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備 平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第三項の規定を準用する。) 算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則( 利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計 該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な いて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。)を行う場合に当 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のパケットにつ 同上 法第百十六条の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示するこ 同上 同上 同上 同上 同上 又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしてい 第四十条の八の十で定めるところにより

こう意気通言事業に高う業務で成立する場合は、様式第三十八の四の申請書

書 との電気通信事業に係る業務区域について法第十二条第一項の変更登録の申請をし、又は これの電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は

2 3 略

(電気通信事業の一部の認定の申請)

分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。 条第二項において「一部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区外四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定(以下この条及び次 第四十条の十

を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録 との電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条

法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は「

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする

の取扱いに関して用いられる設備検索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報検索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いてデータベース(利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて

~ 四 略

(業務の停止等の報告)

 「略]
 様式第五十の二の二
 芸計を利用者情報の漏えい
 様式第五十の二の二
 特定利用者情報の漏り

 「略]
 様式第五十の二の二
 特定利用者情報の漏り

る場合は、様式第三十八の四の申請書

法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は

2 3 同上

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 [同上]

を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条

法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は

書

[2:3] 同上]

3十四条り二(今再十条第三号り総务省合でEわる殳備は、欠(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

- データベース(法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者(以下この号において第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

取扱いに関して用いられる設備索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の「利用者」という。)に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検

[二~四 同上]

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生したい。 場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表るとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとと、

第五十八条 法第二十八条第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、 兀 (報告を要する事故 な事故 次条第二項に規定する重大 様式第五十の三 次の各号のいずれかに該 生した日から三十日 その重大な事故が発

当するものとする。

第一号において同じ。)の数が千を超えるもの 当該情報に含まれる利用者(法第二条第七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項

法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。 府に提供を行つたもの 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、 外国政

利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、 除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備のな 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものな 障によるものを含む。)であつて、 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた 総数

大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの 提供の対価としての料金の支 を使用する携帯電話(一の項 払を受けないインターネット 事業報告規則第一条第二項第 役務を除く。 又は二の項に掲げる電気通信 項及び第六項で定める条件に 声伝送役務 適合する無線設備をいう。 備規則第四十九条の六の九第 緊急通報を取り扱わない音 利用者から電気通信役務の 項及び第五項又は同条第 セルラーLPWA(無線設 緊急通報を取り扱う音声伝 八号に規定するアンライセ スLPWAサー 電気通信役務の区分 ) 及び電気通信 十二時間 二時間 二十四時間 一時間 一時 間 間 三万 三万 十万 百万 十 三 万 利用者の数

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた 除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故 利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを 大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上 総務

			<u> </u>																	務	た	故	を	上
二 電気通信事業者が設置した衛星、	通信役務通信役務以夕の電気	がら重点通言を終从下の重え 一の項から四の項までに掲	務を除く。)	の項までに掲げる電気通信役	関連サービス(一の項から三	払を受けないインターネット	提供の対価としての料金の支	四 利用者から電気通信役務の	ンスLPWAサービス	十八号に規定するアンライセ	事業報告規則第一条第二項第	役務を除く。)及び電気通信	又は二の項に掲げる電気通信	を使用する携帯電話(一の項	適合する無線設備をいう。)	項及び第六項で定める条件に	一項及び第五項又は同条第一	備規則第四十九条の六の九第	三 セルラーLPWA(無線設	声伝送役務	二 緊急通報を取り扱わない音	送役務	一 緊急通報を取り扱う音声伝	電気通信役務の区分
<ul><li>、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備</li></ul>	一時間	二時間			十二時間			二十四時間					明	二等月					十二時間	一時間	二時間		一時間	時間
る重要な電気通信設備の	百万	三万			百万			十万					百万	1					三万	十万	三万		三万	利用者の数

一 その記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報(商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。)を記録し、回を除く。)であること。   一	第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。	当するものとする。  4 法第百六十四条第二項第四号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該[2・3 略] [一・二 略]	50とする。 第五十九条の三 法第百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる(ドメイン名電気通信役務等の範囲)	これを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる者に第五十九条の二 法第百六十四条第一項第三号の規定による指定及びその解除は、告示によつて(検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定) (検索情報電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故 立 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の	時間間	務を除く。)の項までに掲げる電気通信役関連サービス(一の項から三 十二時間 百万
「日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	2-b 該 (新設) (新設) (新設)	[ 1 · 二 同上] [ 1 · 二 同上]		3者に 6つて (新設] 数		故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

第六十条の二 [略]

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番 2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番 号を通知するものとする。法第十六条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定による 届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。 (申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとす 以下同じ。)を経由して行うことができる。 者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。 信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である外国法人等にあつては、国内代表 る者は、当該申請等(ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。)をその者の住所(電気通

[ ] ~二 略]

法第十三条第五項の変更の届出

[2 略] [四~三十四 略]

項、第60条の2第2号関係) 様式第4(第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2

提供する電気通信役務

 $[34 \cdot 35]$  $[1 \sim 32]$ 気通信役務 ドメイン名電 器 郡 畾 溪 第59条の3第1項第1号口に掲げるもの 第59条の3第1項第1号イに掲げるもの 漸 <u>59条の3第1項第2号</u>に掲げるもの 贫 嵡 9 提供する役務

- る電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ ービス」、「ホスティングサービス」、「 $\operatorname{I} \operatorname{X}$ サービス」、 ービス内容を併記する<u>こと。また、</u> 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲け 、当該指定に係る電気通信役務について、 法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつて 参考として、 具体的なサービス内容を併記す 「無線序出し」等具体的なサ
- ドメイン名電気通信役務のうち、「<u>第59条の3第1項第1号イ</u>に掲げるもの」又は「<u>第</u>59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務 に係るドメイン名の一部を記入すること。

园

様式第6(第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)

|第六十条の二 [同上]

号を通知するものとする。法第十六条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による 届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方法)

第六十九条 同上

□~二 同上]

三 法第十三条第四項の変更の届出

[2] 同上] [四~三十四 同上]

|様式第4(第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2 項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

		I
	×v.迪に18.55   第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	ွ
	4 4	ي ن
	[1~32 略]	
提供する役務	電気通信役務の種類	
		1

[注1~6 同左]

[34・35 略]

- ービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサ る電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げ ビス内容を併記すること。
- ドメイン名電気通信役務のうち、「<u>第59条の2第1項第1号イ</u>に掲げるもの」又は「<u>第</u>59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務 に係るドメイン名の一部を記入すること。

様式第6(第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係) [同左]

様式第9(第9条第5項関係) 第5項)の規定により、届け出ます。 変更したいので届け出ます。 様式第7の5(第8条第2項第4号関係) 様式第7の4(第8条第2項第3号関係) 通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 様式第7の3(第8条第2項第2号関係) 様式第7の2 様式第7(第8条第1項関係) 事業法<u>第13条第5項</u>の規定により、届け出ます。 け出ます。 電気通信事業法<u>第16条第4項</u>の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届 次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第5項 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 [注1・2 [注1・2 [注1・2 [注1・2 [注1・2 [注 略] (第8条第2項第1号関係) 悉 器 (第16条第3項) (及び第122条 第5項)の規定により、届け出ます。 様式第7の5(第8条第2項第4号関係 通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 け出ます。 様式第7の2 様式第7(第8条第1項関係) 変更したいので届け出ます。 様式第9(第9条第5項関係) 事業法第13条第4項の規定により、届け出ます 様式第7の4(第8条第2項第3号関係 様式第7の3 [同左] [同左] [同左] 次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項 [同左] [同左] [同左] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気 次のとおり変更したので、電気通信事業法<u>第13条第4項</u>及び第122条第2項の規定により、届 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 N K [表同左] [注1・2 [注1・2 [表同左] [表同左] [表同左] 表同左 [注1・2 [表同左] [注1・2 [注1・2 [表同左] 同左] (第8条第2項第2号関係) (第8条第2項第1号関係 同左] 同左] 同左] 同左] (第16条第2項) (及び第122条

変更したいので、届け出ます 様式第9の6(第9条第6項第3号関係) 変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 様式第9の5 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます おり申請します 更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと 様式第9の4(第9条第6項第2号関係) 変更したいので、届け出ます。 様式第9の3(第9条第6項第1号関係) 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 様式第9の2 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、 [ $in 1 \sim 3$ [注1・2 [注1~3 [注1・2 □注1 · 2 (第9条第6項第2号関係) (第9条第6項第1号関係) 回 回 更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと 変更したいので、届け出ます。 様式第9の6 変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 おり申請します。 変更したいので、届け出ます。 様式第9の3 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 様式第9の5 様式第9の4(第9条第6項第2号関係) 様式第9の2 [同左] [同左] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法<u>第16条第3項</u>の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 [注1・2 [表同左] [注1~3 [注1~3 [表同左] [注1・2 [表同左] [注1・2 [表同左] (第9条第6項第3号関係) (第9条第6項第2号関係 (第9条第6項第1号関係 (第9条第6項第1号関係 同左] 同左] 同左] 同左] 同左]

	情報取扱規程変更届出書
[新設]	注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 <u>様式第15の5</u> (第22条の2の22第2項関係)
	電気通信事業法第27条の6第1項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け出ます。
	(ふりかな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 武載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名
	郵便番号
	総務大臣 殿
	情報取扱規程届出書
[新設]	<u>様式第15の4</u> (第22条の2の22第1項関係)
[注1~3 同左]	[注1~3 略]
[表同左]	[表略]
『回左』 電気通信事業法 <u>第16条第4項</u> の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。	「略」 電気通信事業法 <u>第16条第5項</u> の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。
様式第9の8(第9条第10項関係)	様式第9の8(第9条第10項関係)
[注1・2 同左]	[注1·2 略]
[表同左]	
電気通信事業法 <u>第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおの更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。</u>	電気通信事業法 <u>第16条第4頃</u> の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。
様式第9の7(第9条第6項第4号関係)	様式第9の7(第9条第6項第4号関係)
[注1・2 同左]	[注 1 · 2 略]

様式第38の3の4 (第40条の8の6関係) 様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係) け出ます。 様式第38の3の2 (第40条の8の3第1項関係) 変更の理由 変更年月日 変更の内容 次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6第2項の規定により、届 総務大臣 殿 [表略] [表略] [注1~3 略] [注1 略] 2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 [3 點] 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 連絡先 郵便番号 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 記載すること。) 等を記載すること。) 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 併 旦 Ш 様式第38の3の4 (第40条の8の5関係) 様式第38の3の3(第40条の8の3第1項関係) 様式第38の3の2 (第40条の8の2第1項関係) [同左] [表同左] [表同左] [注1~3 同左] [注1 同左] 2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。[3 同左]

様式第38の5(第40条の9第1項第2号関係) のとおり申請します。 様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係) いので、次のとおり申請します。 様式第38の4(第40条の9第1項第1号関係) 規則第40条の8の7第1項の規定により、届け出ます。 様式第38の3の5(第40条の8の7第1項関係 で、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けた|で、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けた [2 (電気通信事業法<u>第16条第4項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行 注1 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 (1) 提供区域 業務区域 [(2)・(3) 略] 電気通信設備の概要 の概要に同じ。」等と記載すること。 域に同じ。」、「法第16条第1項(及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る業務区域に同じ。」等と 思 思 信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項(及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る電気通信設備 記載すること。 「法第9条の登録(の申請) 載すること。 「法第9条の登録(の申請)(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る電気通 じ。」、「法第16条第1項(及び同条第4項)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記 「法第9条の登録(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る提供区域に同 (及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る業務区 のとおり申請します。 様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係) いので、次のとおり申請します。 様式第38の5(第40条の9第1項第2号関係) 規則<u>第40条の8の6第1項</u>の規定により、届け出ます。 (電気通信事業法<u>第16条第3項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの 様式第38の4(第40条の9第1項第1号関係) 様式第38の3の5(<u>第40条の8の6第1項</u>関係 業務区域 [注 同左] [2 同左] 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行 Ä 注1 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 (1) 提供区域 [(2)・(3) 同左] 電気通信設備の概要 [表同左] の概要に同じ。」等と記載すること。 信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項(及び同条第3項)の届出に係る電気通信設備 域に同じ。」、「法第16条第1項(及び同条第3項)の届出に係る業務区域に同じ。」等と 記載すること。 注 「法第9条の登録(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る提供区域に同 [2 同左] 「法第9条の登録(の申請)(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る業務区 載すること。 「法第9条の登録(の申請)(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る電気通 じ。」、「法第16条第1項(及び同条第3項)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記 同左]

発生状況       発生原因	発生場所	発生年月日 復旧年月日	□ ①特定利用者情報(電気通信事業法第27条の5第2号に掲げる情報に限る。以下同じ。)に係る利用者の数が千を超える漏えい □ ②特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行つたことによる漏えい	電気通信事業法第28条第1項2号ロに規定する特定利用者情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。	(ふりがな) 住 所 (ふりがな) (ふりがな) (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)	+	近年   昭]	[1·2 略]	だいので、次のか法の申請つます。 [注 略]	規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける 規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの 117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受け
							「新穀」 「新穀」	[1・2 同左] 「計 回左]	だいので、次のとおり申請します。 [注 同左]	電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受け

# 電気通信事業報告規則の一部改正

第二 L 後 欄 7 次 撂 に 0) げ 掲 表 電 る げ に 気 そ ょ 通 る り、 規  $\mathcal{O}$ 信 標 定 事 業 記  $\mathcal{O}$ 改 部 下 正 報 告 線 分 前 に 欄 規 を 則 付 に 重 掲 L 昭昭 傍 げ 又 線 和 は る 六 規 破  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 十三 線 定 重 で  $\mathcal{O}$ 年 下 囲 下 郵 線 線 W 政 を含 だ を 省 付 部 令 む。 分 L 第 0 又 兀 は ょ う +を 破 六 付 に 線 号) 改 で L た  $\Diamond$ 进  $\mathcal{O}$ 規  $\lambda$ 定 だ 改 部 正 部 を 以 分 前 下こ をこ 次 欄 0 及 ように び れ  $\mathcal{O}$ 改 条 に に 正 対 改 お 応 後 正 す 欄 1 す て る に る。 対 改 対 応 正

象

規

定

と

7

う。

は

改

正

前

欄

12

撂

げ

る

対

象

規

定

を

改

正

後

欄

に

撂

げ

る

対

象

規

定と

し

7

移

動

し、

改

正

後

欄

12

撂

げ

る

対

象

規

定

で

改

正

前

欄

に

ک

れ

に

対

応

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

を

撂

げ

7

1

な

1

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は、

これ

を

加

え

る。

改 正 後	改 正 前
第一条 [略]	第一条 [同上]
る。   2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ	2 [同上]
九略」	
十九の三 メッセージングサービス 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端	. [新設]
十九の四   検索サービス   入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号にお	. [新設]
いて同じ。)に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により	
閲覧ができるものに限る。)のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する	
「LOIL ノー/アン・ペットフー・テング・ナー ごくさつ也どの型電気通言チーでは、こう已ぬ 電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。	
当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報	
品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。)を記録し、又はその送信	
する電気通言を不特定の者から受言し、これでより当該記録媒本で記録され、又は当該美言接続する電気通言を不特定の方式を持ちます。	
通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者(電気通信事業法第二条第	
七号イに掲げる者に限る。)間の交流を目的としたもの(当該電気通信役務以外の電気通信役	
提	
[二十~二十五 略]	
(電気通信役務契約等状況報告等)	(電気通信役務契約等状況報告等)
第二条 [略]	第二条 [同上]
2 [略]	2 [同上]
3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第百六十四条第一項	[新設]
第三号に掲げる電気通信事業(以下この条において「第三号事業」という。)を営む者は、同表	
ナーごえどの也ど希型電気重言ナーごえ以下の電気重言及券こつ、ては、その最供の開台寺におの報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務(検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・	
いて対価としての料金の支払を要しないものに限る。)ごとに、様式第十五の六により、毎報告す。しょうの作者注重信券並作す。とことの情報は	
9の当該電気通信役務の提供を受	
1 2	
を提供する場合にあってに「当該他の電気通信事業者が当該超電気通信登務を利用して提供する	

有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する	CATVアクセスサービス
大のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTH 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者(次号において「接続により提供する電気通信事業者(次号において「接続により提供する事業者」という。)(共同住宅 事業者) 事業者) 三 設備を設置して提供する電気通信事業者(次号においる下THアクセスサービスを提供する電気通信事業者(次号において「接続により提供する事業者」という。)(共同住宅事業者) 事業者) 事業者) 三 設備を設置して提供する事業者」という。) 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者の電気通信事業者(次号においる事業者)という。)(共同住宅事業者)という。)(共同住宅事業者)という。)(共同住宅事業者)という。)(共同住宅事業者)という。)	FTTH THアクセスサービス
インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	インターネット接続サービ
用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者 一二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の	を使用するものに限る。)
の指定を受けたもの固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号間定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの	定電話番号又は同表第六号規則別表第一号に掲げる固規則のために電気通信番号
(	IP電話(当該IP電話の
事業者電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信	携帯電話
事業者	加入電話
報告対象事業者	報告対象役務
	三 一千万以上一千万未満 一 九百万未満
	は、この限りではない。務についてこの項本文の規定
報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければ「同じ。)の数の平均が、次の各号に掲げる区分(以下この項において単に「著(電気通信事業注第二条第七号イに掲ける者に限る。)を含む。以下この	ならない。ただし、報告年度に「区分」という。)のいずれる項及び次項において同じ。)
21 00	

新設	の規定を適用しない。  「はいのは、同項に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。)については、同項に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者(当該電気通信役務について同項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する。「は、とった、同項の表気を選手した。	6   のは供 <
[新 設]	一 こつゝてよ、司報告のうち直近の報明の電気通信事業者のの規定により	5 ( た 供 ) ( ) ( ) ( )
	五百万以上四百五十万以上五百万未満四百五十万未満	     ヨ  コ  ー
	同一である場合には、この限りではない。が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうだ、当該電気通信役務についてこの項本文の規定における当該利用者に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者この項において単に「区分」という。)のいずれかに該当するかにつ当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次	図る総合る
新設	を除く。)ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度におけり、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス電気通信役務(その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる	4 medical series   4 medical s
	の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者との他電気通信役務との他電気通信で表現である電気通信を関係を設置して電気通信で表別である。その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供す	
	型電気通信サービス を営む者 ジーシャル・ネットワーキ ソーシャル・ネットワーキ ソーシャル・ネットワーキ ソーシャル・ネットワーキ ソーシャル・ネットローキング・サービスその他交流型電	well I I
	ビスを提供する電気通	. ایما
	ジノデー ごこ メッセージノブナールサービス 電子メールサービス	ا ا جا
	を除く。)を提供する電気通信事業者 仮想移動電気通信サービス 仮想移動電気通信サービス 仮想移動電気通信サービス(ローカル5Gに係るサービス)	
	A         A         公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業	, , , , ,
	通信事業者 ・ 基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気	
	する電気通信事業者電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供	

900万以上1,000万未満	900万未満 □	サービスの種類 (サービスの種類)	その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合	事業者名	年 3月 31日	4月 1	利用者の数の平均	電気通信役務契約等状況報告	様式第15の6 (第2条第3項及び第4項関係)	[2~5 略]	当該ドメイン名の一部を記載すること。	注1 「電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。) <u>第59条の3第1項第1号イ</u> に掲げるもの」及び「施行規則 <u>第59条の3第1項第1号ロ</u> に掲げるもの」の欄は、ドメイン名電	参考事項	80	施行規則第59条の3第1項第2号に掲げる	1967 1967 1968 1968 1968 1968 1968 1968 1968 1968	存介曲里組50冬の9組1后組1中ロア南洋	別」 (*゚)。)   約3米の3米1後米15~    に掲げるもの		契	事業者名	<u>サービスの種類</u> 年 月	型の単立を対数	様式第15の4(第2条第1項関係)	8 略
						35°			[新設]	[2~5 同左]	当該ドメイン名の一部を記載すること。	<u>第1号イ</u> に掲 注1 「電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。) <u>第59条の2第1項第1号で</u> ドメイン名電 げるもの」及び「施行規則 <u>第59条の2第1項第1号で</u> に掲げるもの」の欄は、ドメス	参考事項	649	施行規則第59条の2第1項第2号に掲げる	) 加口が、利用の30米の22粒1-型形1カロで1個の るもの	特介由田組50冬のの組1 后組1 中口 /		700	製 巻 数	<u>事</u> 業者名	日現在       年月日         サービスの種類       サービスの種類	東治教	様式第15の4(第2条第1項関係)	4 [同上]

年の月31日発名		年3月3日祝在	
伝送路設備設置状況報告 単位指定区域別種類別回線数 ————————————————————————————————————			点
	_(第3		3条第1項関係)
	[注1~6 同左]		[注1~8 略]
	[同左]		[略]
	様式第20(第2条第4項関係)		様式第20 (第2条第8項関係)
	[注1~8 同左]		[注1~8 略]
	[同左]		[ [
	様式第19(第2条第4項関係)		様式第19(第2条第8項関係)
	[注1~10 同左]		[注1~10 略]
	[同左]		[略]
	様式第18(第2条第4項関係)		様式第18 (第2条第8項関係)
	[第1表~第3表 同左]		[第1表~第3表 略]
	様式第17 (第2条第3項関係)		様式第17 (第2条第7項関係)
	[第1表~第6表 同左]		[第1表~第6表 略]
	様式第16(第2条第3項関係)		様式第16 (第2条第7項関係)
		ですること。	4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とするこ
			することができる。
		実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告	ービスを提供する場合、実態に応じた合理
		務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサ	電子メールサービスからその他電気通信役務までは、
		報告すること。同表の報告対象役務の欄に掲げる	ついては、携帯電話の利用者の数に含めて報告するこ
		動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数に	動電気通信サービスの双方を提供する場合
		区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移	では、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、
		第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスま	3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に
		より報告することができる。	は、サービスの種類の列を追加することにより報告することができる。
		当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合に	当該電気通信役務の名称を記載すること。
			<ul><li>注1 該当する口にレ印を付けること。</li><li>2 サービスの種類として、第2条第3項の:</li></ul>
			500万以上
			450万以上500万未満
			450万未満
			- 1
		(サービスの種類)	サービスの種類
		しての料金の支払を要するサービスの場合	その提供の開始時において対価としての料金の
			1,000万以上

備	<b>藤</b>			
[器] [	- [注1・2 略] 3 「 <u>都道府県</u> 」の欄は、 4 [略] 株式第27(第7条の3関係)	파	機 物道 帝県	
(1~11 88) 「宗権や与えた民気通信な務の区で、「宗権や与えた民気通信な務の区で、「宗権・「おいっ。)第五十八条第二項第数当するものを全て記載すること。 (13・14 88) 「の記載及び対象規定の	・2 R] 		製地	
	ı		重量	
を付した標記部 <b>長の上瀬にあげる</b>	適宜増減すること。		微 允 活 品 用 思	事業者名
<b>『宮通信事業法施ጎ規則(以7]『宮通信事業法施ጎ規則(以7]</b>			やの音	
た   ・			雑	
記である [13 [13 [13] [13] [13] [13]	** [注1*・2*・同左]** 3 「単位指定区域」 4 [同左] 株式第27(第7条の38	파	単位 指定区域	
			製料	
紫の区分」の幕一号の表の上幕			雪量	
異は、電気通信 選に掲げる電気	・		微 伝光信号	事業者名
事業法施行規則通信役務の区分	~   		その音	
5の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規 →号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当す	             		雑雑	

第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三 条 第一 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接続 会 計 規 則 平 成 九 年 郵 政 省 令 第 九 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように

改正する。

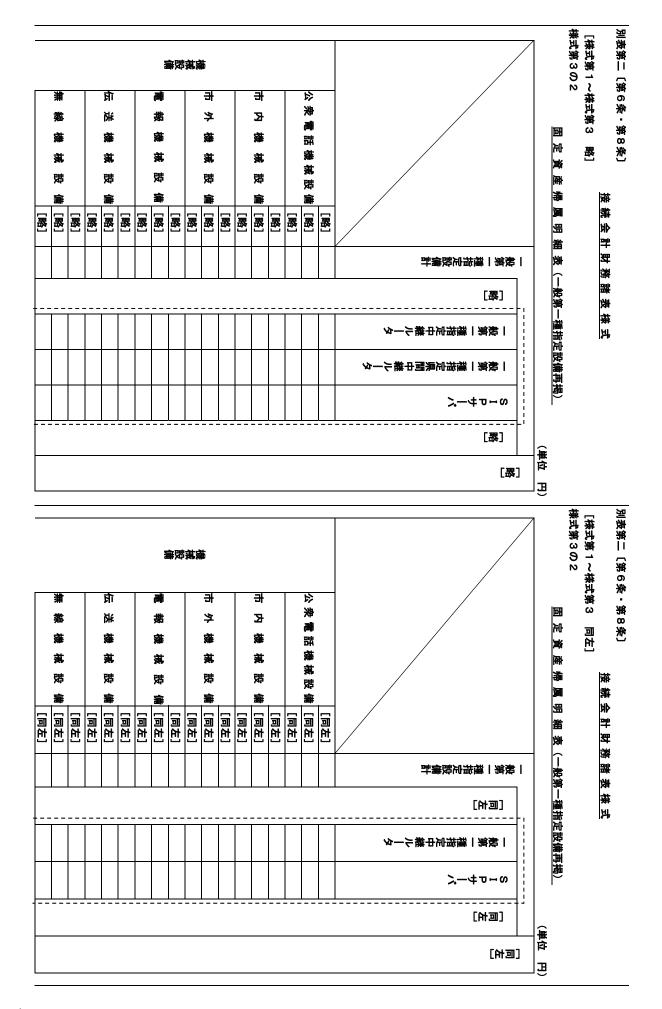
次 0) 表に ょ り、 改 正 前 欄 に掲げ る 規 定 0 傍 線 を付 L 又は 破 線 で囲  $\lambda$ だ 部 分をこ れ に 順 次 対 応す る

改 正 後 位欄に 掲 げる 規 定 0 傍線 を付 し 又 は 破線で囲 んだ部分の ように改め る。

第二条 別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕 2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 (用語) 大・七 [一~四略] (1)有形固定資産 以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。 の二の項、六の二の項(一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機 収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(関門系ルータ交換機能に限る。)、五 末系ルータ交換機能等」という。)に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等 **能に限る。)、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能(以下別表第二において「端** 六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ルータ交換機能及び一般 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第 電気通信事業固定 略 Ш 第一種指定設備管理部門 1 一般第一種指定設備 款 (原価部門) 改 正 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット メディアゲートウェイ セッションボーダコントローラ SIPサーバ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット ゲートウェイルータ IP電話用DNSサーバ ENUMサーバ 網終端装置(インターネット接続サービス - 般第一種指定中継ルータ **胃終端装置(IP―VPNサービスに係る** 戦別機能に係るものを除く。) - 般第一種指定県間中継ルータ **戦別機能に係るものに限る。** -般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ Ш - 般第一種指定収容ル一タ(端末系ルータ 屈 別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕 第二条 五 [一~四 同上] [六·七 同上] (用語) (1)有形固定資産 ら九の四の項までの機能(以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。)に係 の二の項、六の二の項(一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。)、六の三の項及び九の項か 収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(関門系ルータ交換機能に限る。)、五 [同上] 属設備をいう。 る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附 六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ルータ交換機能及び一般 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第 電気通信事業固定 同上 Ш 第一種指定設備管理部門 1 一般第一種指定設備 (原価部門) 改 椞 IE. ENUMサーバ SIPサーバ メディアゲートウェイ ゲートウェイルータ **カッツョンボーダコントローラ** 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット **鑑終端装置(IP―VPNサービスに係る** 職別機能に係るものを除へ。) 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット IP電話用DNSサーバ 網終端装置(インターネット接続サービス - 般第一種指定中継ルータ 戦別機能に係るものに限る。 Ш -般第一種指定収容ル―タ(端末系ル―タ -般第一種指定収容ル―タ(端末系ルータ 屈

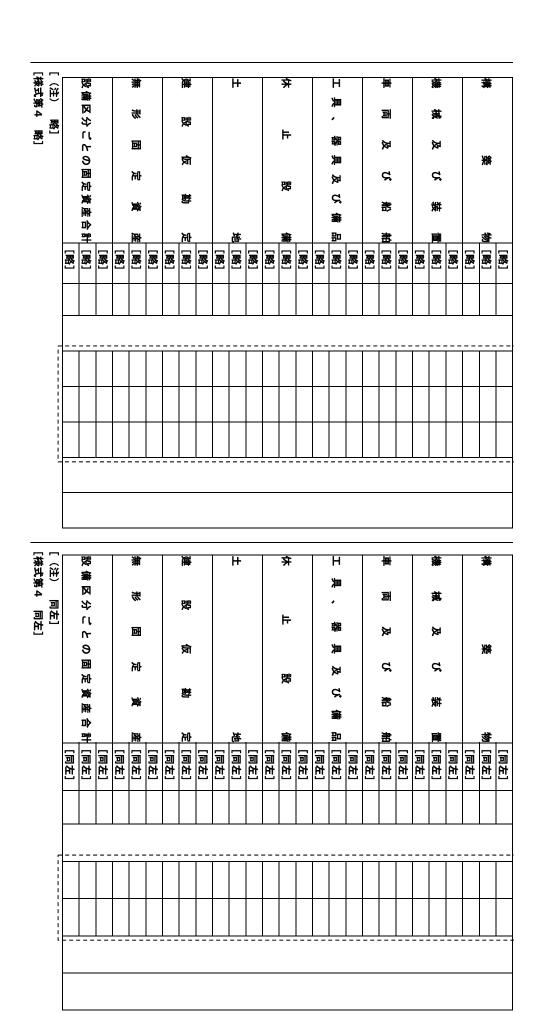
(同等の機能を (同等の機能を (同等の機能を (同等の機能を (同等の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (同年の機能を (日本) (同年の機能を (日本) (同年の機能を (日本) (同年の機能を (日本) (同年の機業を (日本) (同年の機能を (日本) (同年) (日本) (	
一 少キットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 知第一種指定設備 成送路(電気信号の伝送に係るもの) 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 放送機能(主として音声伝送役務の 対象設備(主としてデータ伝送役務 の無いられるもの) 対象設備(主としてデータ伝送役務 の無いられるもの) 対象設備(主としてデータ伝送役務 の無いられるもののうち、ルーディ な換設備・端末系又は中継系交換設 解(生としてデータ伝送役務の提供 わものの 数検設額~端末系又は中継系交換設 解(生としてデータ伝送役務の提供 いわもののうち、ルーティング伝 な換設備~端末系又は中継系交換設 解(生としてデータ伝送役務の提供 いわもののうち、ルーティング伝 に解るもの) 交換設備(生としてデータ伝送役務の を検認機(生としてデータ伝送役務の の なり表認機(生としてデータ伝送役務の の なり表認権(生としてデータ伝送役務の の なり表認権(生としてデータ伝送役務の の なり表認権(生としてデータ伝送役務の の が表記機(生としてデータ伝送役務の の が表記を の の が表記を の の の の の の の の の の の の の	K-47
ルータを含含さ。) ルータを含含さ。) ルータを含含さ。) ウェイスイッチ(同等の機能を ルータを含含さ。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 別第一種指定設備 (成法院・活信号の伝送に係るもの) 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) を、決定設備(主としてデータ伝送役務の 用いられるもの) 用いられるもの) の決談設備(主としてデータ伝送役務 次換設備(主としてデータ伝送役務 次換設備(主としてデータ伝送役務の提供に 次換設備・端末系又は中継系交換設 数(主としてデータ伝送役務の提供に かあめもの 一端末系又は中継系交換設 を、選末系又は中継系交換設 を決談と倫(生としてデータ伝送役務の提供 いたももののうち、ルーティング伝 に、現るもの) の、場本系又は中継系交換設 を決談と倫(主として一タ伝送役務の提供 いたももののうち、ルーティング伝 に、現るもの) のに、現るもの) のに、東のもの) のに、東のももの) のに、東のももの) のに、東のももの) のに、東のももの) に、よして、データ伝送役務の のに、東のももの) に、として、アータ伝送役務の のに、東のももの) に、よして、アータ伝送役務の のに、東のももの) に、よして、アータ伝送役務の のに、アータに送役務の のに、アータに送役務の のに、アーティング伝	(王としてナータ
ルータを含む。) ルータを含む。) カウェイスイッチ(同等の機能を有すりかまれ、スイッチ(同等の機能を有すりかまれ、スペッチ(同等の機能を有すりを含む。) 別第一種指定設備 (電気信号の伝送に係るもの) 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 伝送路(光信号の伝送に係るもの) 伝送設備 (まとしてデータ伝送役務の技機能に表してデータ伝送役務の担用いられるもの) 大族設備(主としてデータ伝送役務の提供に対しられるもののうち、ルーティ (法機能に系のよりの) 大族設備 (主としてデータ伝送役務の提供に対しましてデータ伝送役務の提供に対しました。 (主としてデータ伝送役務の提供に対しました) (主としてデータ伝送役務の提供に対しるもののうち、ルーティング伝のようと) (主としてデータ伝送役務の提供に対しるもの) 大族設備 (主としてデータ伝送役務の提供に対しる。 (主としてデータ伝送役務の提供に対しるもの) 大人族設備 (主としてデータ伝送役務の提供に対しるもの) 大人族設備 (主としてデータ伝送役務の提供に対しるもの) 大人族設備 (主としてデータ伝送役務の提供に対しるもの) 大人族設備 (主として音声伝送役務の規供に対しるもの) 大人族設備 (主として音声伝送役務の規定は対して音声伝送役務の	\\- \- \-
ルータを含む。) ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。)  製業一種指定設備 (電気信号の伝送に係るもの) 粧 (電気信号の伝送に係るもの) 粧 (電気信号の伝送に係るもの) 粧 (制度、	提供に用いられるもの)
ルータを含む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中継系交換設備(主として音声伝送役務の
一 少 本 か ・ )	送機能に係るもの)
ルータを含む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に用いられるもののうち、ルーティング伝
ルータを含む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供
ルータを含む。) ルータを含む。) ルータを含む。) ルータを含む。) カウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 対象・種指定設備 (電気信号の伝送に係るもの) 放送路(電気信号の伝送に係るもの) を (光信号の伝送に係るもの) 放換設備(主としてデータ伝送役務の の対決設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 対験設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 対験設備(主としてデータ伝送役務 が検験機(主としてデータ伝送役務 が検験機(主としてデータ伝送役務 が検験機(主としてデータ伝送役務 が検験機(主としてデータ伝送役務 が検験機(主としてデータ伝送役務の提供に があるもの) が検診動・端末系又は中継系交換設 的(主としてデータ伝送役務の提供 いたもるもの)	端末系交換設備~端末系又は中継系交換設
ルータを含む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に用いられるもの)
ルータを含む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供
ルータを含む。) ーサネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 別第一種指定設備 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 経、(電気信号の伝送に係るもの) を決路(光信号の伝送に係るもの) を検設備(主として音声伝送役務の 用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるものうち、ルーティ 送機能に係るもの) 交換設備~端末系又は中継系交換設 路(主として音声伝送役務の提供に	端末系交換設備~端末系又は中継系交換設
ルータを含む。) ・サネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。)  繁一種指定設備 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 経(電気信号の伝送に係るもの) を決設備(土として音声伝送役務の 用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 (に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 (に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 (に用いられるもの)ち、ルーティ 送機能に係るもの) 交換設備(主として音声伝送役務 (に用いられるもののうち、ルーティ 送機能に係るもの)	用いられるもの)
ルータを含む。)  一サネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。)  ウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。)  繁(電気信号の伝送に係るもの) 盤(電気信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) 整(光信号の伝送に係るもの) を検設備(主としてデータ伝送役務の に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもののうち、ルーティ 送機能に係るもの) 交換設備~端末系又は中継系交換設	備伝送路(主として音声伝送役務の提供に
ルータを含む。)  一サネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。)  ウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す ウェイスイッチ(同等の機能を有す をを含む。)  類第一種指定設備 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 盤(電気信号の伝送に係るもの) 整(光信号の伝送に係るもの) 整(光信号の伝送に係るもの) 整(光信号の伝送に係るもの) 数換設備(主としてデータ伝送役務の 知いられるもの) 欠換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 次換設備(主としてデータ伝送役務 に用いられるもの) 、ルーティ 送機能に係るもの)	端末系交換設備~端末系又は中継系交換設
ルータを含む。)  一サネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。)  ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。)  タを含む。)  (画等の機能を有す タを含む。)  (記路(電気信号の伝送に係るもの)  伝送路(電気信号の伝送に係るもの)  (法路(光信号の伝送に係るもの)  (発設備(主として音声伝送役務の 知いられるもの)  交換設備(主としてデータ伝送役務  (元用いられるもののうち、ルーティ	ング伝送機能に係るもの)
ルータを含む。) 一サネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 別第一種指定設備 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 盤(電気信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) の換設備(主として音声伝送役務の 用いられるもの) 交換設備(主としてデータ伝送役務 で換設備(主としてデータ伝送役務	の提供に用いられるもののうち、ルーティ
ルータを含む。) 一サネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 劉第一種指定設備 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 盤(電気信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) か換設備(主として音声伝送役務の 対検設備(主としてデータ伝送役務の に用いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務
ルータを含む。) 一サネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 切第一種指定設備 知第一種指定設備 伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 盤(電気信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) 盤(光信号の伝送に係るもの) か換設備(主として音声伝送役務の 交換設備(主として音声伝送役務の 交換設備(主としてデータ伝送役務	の提供に用いられるもの)
ルータを含む。) ーサネットスイッチ(同等の機能をルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有すタを含む。) 別第一種指定設備 図第一種指定設備 (電気信号の伝送に係るもの) 盤(電気信号の伝送に係るもの) 整(光信号の伝送に係るもの) 整(光信号の伝送に係るもの) 整(光信号の伝送に係るもの) を検設備(主として音声伝送役務の 知いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務
ルータを含む。) ーサネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) 別第一種指定設備 の法に係るもの) を(電気信号の伝送に係るもの) を(光信号の伝送に係るもの) を(光信号の伝送に係るもの) を(光信号の伝送に係るもの) を(光信号の伝送に係るもの) を(光信号の伝送に係るもの) をは、光信号の伝送に係るもの)	提供に用いられるもの)
ルータを含む。)       有するルータを含む。)         ーサネットスイッチ (同等の機能を ルータを含む。)       中継イーサネットスイットフィッチ (同等の機能を有す クを含む。)       有するルータを含む。) 有するルータを含む。)         りェイスイッチ (同等の機能を有す タを含む。)       ゲートウェイスイッチ (ラートウェイスイッチ (ラートウェイスイッチ (ラートウェイスイッチ (ラートウェイスイッチ (ラートウェイスイッチ (ラーヤー・ウェイスイッチ (ラーヤー・ウェイン・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・	端末系交換設備(主として音声伝送役務の
ルータを含む。)	公衆電話設備
ルータを含む。)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
ルータを含む。)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
ルータを含む。)       有するルータを含む。)         ーサネットスイッチ (同等の機能を ルータを含む。)       中継イーサネットスイットフィッチ (同等の機能を有す ウェイスイッチ (同等の機能を有す タを含む。)       ゲートウェイスイッチ るルータを含む。)         タを含む。)       (回等の機能を有す るルータを含む。)       (回)         (回)       (回)         別第一種指定設備 伝送路 (電気信号の伝送に係るも       2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るも	(電気信号の伝送に係る
ルータを含む。) 有するルータを含む。) 有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有す フェイスイッチ(同等の機能を有す グートウェイスイッチ を含む。) グートウェイスイッチ タを含む。) (一次路 (一つ) 知第一種指定設備 (電気信号の伝送に係るも 端末系伝送路(電気信号	9)
ルータを含む。) 有するルータを含む。) ーサネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) 中継イーサネットスイッ カェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。)	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るも
ルータを含む。) 有するルータを含む。) ーサネットスイッチ(同等の機能を ルータを含む。) 中継イーサネットスイッ ルータを含む。) 有するルータを含む。) ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。) に送路	
ルータを含む。) 有するルータを含む。) 有するルータを含む。) 有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を カータを含む。) イオ カルータを含む。) イオ カルータを含む。) グートウェイスイッチ ウェイスイッチ(同等の機能を有す タを含む。)	(何)
マロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>伝送路</b>
マロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	るルータを含む。)
マロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u> </u>
(同等の機能を 中継/ーサネットス/ッチ	有するルータを含む。)
(画体)を表現の	有するルータを含む。)
メーキャット3 人 ッキ(同館の補余を)	収容イーサネットスイッチ(同等の機能を
に係るもの) に係るもの)	94

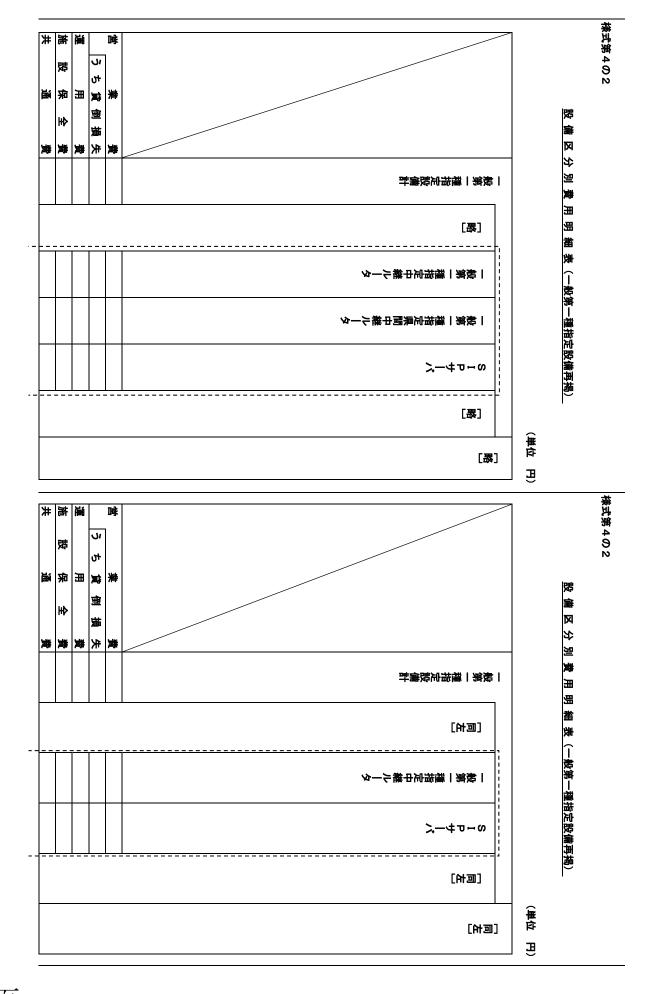
[ (注) 略]		[表略]		[略]																								
	域	阿洲海亚	-		全般管理(補助部門) [略]	西	366	<b>                                     </b>	工具、器具及び備品	車両及び船舶	機械及び装置	<b>華樂</b> 物	H 萄	建物	(貞)	路又は相互接続点伝送路	専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送	7.装置伝送路	専用加入者線装置モジュール~専用線ノー	専用線ノード装置	号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュールのうち、光信	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	ング伝送機能に係るもの)	の提供に用いられるもののうち、ルーティ
[表同左]		[表同左]		[同左]																								
左] ) 同左]		社		左]																								
	<b>減</b> 技	闸	•		全般管理(補助部門)	第一種指定設備利用部門主協影供(排出)																						
	拉基	費用			[司在]		建設仮勘定	休止設備	工具、器具及び備品	車両及び船舶	機械及び装置	構築物	书	建物	(回)	路又は相互接続点伝送路	専用線ノード装置~専用線ノー	ド装置伝送路	専用加入者線装置モジュール~専用線ノ	専用線ノード装置	号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュールのうち、	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	ング伝送機能に係るもの)	の提供に用いられるもののうち、ルーティ

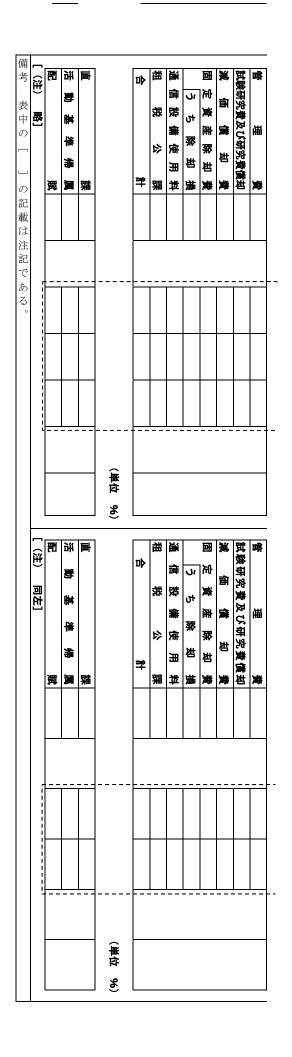


	重			淋			H									謔			阖			딺													
				侢						1	災縮	<b>秦昭</b> :	ř.						勔			<del>-B</del>													
				S.I.I			*			라			급			₩			箍						^			霄							
				滥						汝			₹						<b>य</b>			滥						兹			計畫			ታ	
							맹			滥			嬔			焽			柳						ョ			<b>==</b>			車			4	
				嬰						恕			絽						织			罚			•			织			案内			织	
				_			_			惯金			熨			_			_			_			J			<u> </u>			影傭			<u> </u>	
_	を	_		金二	_	_	金	-	_	龜		_	龜	_		雇口	-		龜	-		金	-	- [		-	_	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_	_		=	_	鐮口	=
[基]	[番]	[器]	[基]	[器]	[器]	[器]	墨	园	[基]	[基]	[器]	墨	墨	[器]	图	[器]	[基]	[悪]	[基]	圆	[悪]	[基]	[略]	[略]	[基]	[略]	[略]	[磊]	[基]	墨	[器]	[基]	[器]	[器]	[器]
										=																									
H																																			

	产			崔			H									謔			iii			뭠													
				兩			₩			ă	织编	認	ĥ			₩			勔			<del>-D</del>													
				촯			71			中文			문			711			華			斴			^			隅			馬腊語				
							맹			滥			滥			飕			<del>  4</del> 0						ョ			戡			最			ተ	
				炒						路線			超级						熌			맹			_			맹			家内			蝦	
	苍	1		龕			窜	1		拿	1		龕			龕	1		龕	1		龕			J			龕			影論			龕	_
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]																			
																																			_







第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 の 一 部 改 正

第 兀 条 第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 平 成 + 年 郵 政 省 令 第 六 + 兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う

に改正する。

え

る。

 $\mathcal{O}$ る 標 改 次 記 正  $\mathcal{O}$ 部 後 表 欄 分 に に 二 に ょ り、 掲 げ 重 傍 る 改 線 規 正 を 定 前 欄 付  $\mathcal{O}$ L 傍 に た 線 撂 規 を げ 定 付 る 規 L 以 定 又 下 は  $\mathcal{O}$ 傍 破  $\mathcal{O}$ 線 線 条 を で に 井 付 お  $\lambda$ L *\* \ だ 又 て 部 は 破 分 線 対  $\mathcal{O}$ 象 ょ で 規 う 囲 定 に  $\lambda$ 改 だ と 部  $\emptyset$ 分 1 う。 をこ 改 正 後 れ に は 欄 順 に 掲 次 れ げ 対 を る 応 そ 加 す

大の二 ルー  [略]		分	という。)とする。に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設	(法定機能の区分、内容及び対象設備等) 「一」「六の三〜十五」略」 「一」「六の三〜十五」略」	「に直接接続することができるものに限る。)をいう。	一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータ(他の電気通信事業者の電気通信設備般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第	六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一	種指定県間中継ル―タをいう。   六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第	Aは一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをPM県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。)であって、第一種指定メタル回界一種指定県間中継ルータ(第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ(専らPM定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。PMであって、第一種指定メタル回線収容装置又は運信の交換等を行うものに限る。)であって、第一種指定メタル回線収容装置又は運信の交換等を行うものに限る。)であって、第一種指定メタル回線収容装置又は運信の支換等を行うものに限る。)であって、第一種指定メタルータ(一の都道府県	[一~四 略]	(用語)
<b>大の二 ルー</b> [同上] 大の二 ルー [同上]	] - - - - -	機能の区分		(法定機能の区分、内容及び対象設備等)[六の三〜十五] 同上]		事業者の電気通信設備に直接続する場合においてこれらの		六 一般第一種指定ルータ 一	つものを:	<b>[一~四 同上]</b> 2 [同上] 第二条 [同上]	(用語)
マとの間に設置される第一年 を一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定中継ルータ 一を、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定中継派に送置される 一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継ルータ と一般第一種指定中継		内容		象設備等)		信設備に直接接続することができるものに限る。)をいう。いてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ(他の電気通信	他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接	一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。	いう。 線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、第一		
夕設備等夕設備等を担当を表別である。		対象設備				?。)をいう。種指定中継ル―タ(他の電気	一般第一種指定中継ルータム		より交換等が行われる通信の交に該当するルータであって、第		

(日本) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		<b>に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送役務に関するものについては通信量を</b> 第四条の表の六の二の項の一般県間中継ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送役務 [新設]
根常に係る養用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通 に、その対象政情等理運営費の算定)  「権能で発表がに通信の交換及びに送を行う。機能を含む。」 「「成力」といて優先的に通信の交換及びに送を行う機能を含む。」 「経済と機能に係る第一機指定機関中継、メータを関 関門系ルータと関門系ルータは関 に設置される第一種指定関門権制・クタは関 に設置される第一種指定関門を制一クを関 で決定して第一般第一種指定、関門系ルータは関 である第一種指定、関門系ルータは関 である第一種指定、関門系ルータは関 である第一種指定、関門系ルータは関 である第一種指定、関門系ルータは関 である第一種指定、関門系ルータは関 である第一種指定、関門系ルータは関 である第一種指定、関門系ルータは関 である。に、その対象政情等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通 ことに、その対象政情等で運運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分 第一種指定を機能に係る第一種指定と関 である第一種指定と関 である。とだし、他の電気通 ことに、その対象政債等で運運営費は、「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「「船」 「「船」 「「船」 「「船」 「「船」 「「船」 「「船」 「「	同上	八条の二 [略] 第十
(場合) 以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う 機能できむ。 は伝送を行う 機能できない。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 はたどり、 は	<b>ー</b> タ交	一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料)
通信の交換及び伝送を行う機能を含む。  一般県間中継 第一種指定駅間中継ルータとの間に配置される第一種指定駅間中継ルータと側に設定される第一種指定駅間中継ルータと関連される第一種指定駅間中継ルータと関連される第一種指定駅間中継ルータと関連される第一種指定駅間中継ルータと関係を含む。)により通信の交換及び伝送を行う機能を含む。)により通信の交換及の一般第一種指定駅間中継ルータと関係を第2000年 2000年 200		費用の総額を加えるものとする。
「職力・		、当該設備の
一般果間中継	その対象設備	その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通
理指定設備管理運営費の算定) (第一種指定設備管理運営費の 種指定以備管理運営費の算定) (第一種指定則間中継ルータとの間に に設置される第一種指定県間中継ルータとの間に に設置される第一種指定県間中継ルータとの間に に設置される第一種指定県間中継ルータとの間に で表路設備をいう。以下同に でに送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に ではご送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送路設備をいう。以下同に でに送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継ルータとの間に では送を行う機能を含む。) (第一種指定県間中継系) (10月1) (第一種指定県間中継系) (10月1) (10月1		一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分
一般果間中継 第一種指定県間中継 外の一般第一種指定県間中継 ルータを換 タ設備等(関門系ルータ以 を受換及び伝送を行う機能を含む。   一般無不に送路散備 を含む。   一種指定県間中継ルータとの間に設置に設置に設置に設置に設置に設置に設置に設置に設置に設置に設置に設置に設置に	種指定設備管理	種指定設備管理運営費の算定)
中継	占	
機能の交換及び伝送を行う 機能を含む。	'†-[同4]	· [略]
機能		能を含む。)
機能		言りを見てよるケットについて
機能 学 第一種指定県間中継 第一種指定県間中継系伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 はて、		伝送を行う機能
機能 (特定のパケットにつ)。以下同じ。)により (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合)		り通信
機能 (特定の交換及び伝送を行う機能を含む。) により 通信の交換及び伝送を行う機能を含む。 いて優先的に通信の交換及び伝送を行う機能を含む。 いて優先的に通信の交換及び伝送を行う機能を含む。 いう。以下同じ。)により 地様ルータ、一般第一種指定県間中継ルータとの間に設備等 第一種指定県間中継ルータとの間に 第一種指定県間中継ルータと別第一種指定県間中継系ルータと別第一種指定県間中継ルータと別第 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		という
では、		指定県間
では、		ータとの間に
では、いう。以下同じ。)により は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 はて優先的に通信の交換又の一般第一種指定県間中継ルータと一般第一種指定県間中継系に送路設備及び関連される第一種指定県間中継系ルータ以外の一般第一種指定県間中継系ルータ以外の一般第一種指定県間中継系ルータ以外の一般第一種指定県間中継系ルータ以外の一般第一種指定県間中継系ルータ以外の一般第一種指定県間中継系ルータ以上により		戸継レース
では、		ィリング リング・メリング メリング メリング メリング メリング メリング メリング メスティ シェン・スティ かいかん かいま
でである第一種指定県間中継系に送を行う機能を含む。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		送路設
でである。 では、「では、こので、では、こので、では、こので、でで、こので、ないで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、		設置される第一種指
では伝送を行う機能を含む。 ・ は伝送を行う機能を含む。 ・ は伝送を行う機能を含む。		甲継ルー・
では、		段備、 一
中継ルータと一般第一種指定 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 外の一般第一種指定県間中継系ルータ りかの一般第一種指定県間中継系ルータ りかっと 第一種指定県間中継系ルー いう。以下同じ。)により		- タション
機能 終ルータ、一般第一種指定 場所の一般第一種指定県間中 第一種指定県間中継 第一種指定県間中継系ルー 第一種指定県間中継系ルー 第一種指定県間中継系ルー 第一種指定県間中継系ルー いう。以下同じ。)により		ータと一般筆
機能 外の一般第一種指定県間中 第一種指定県間中継系ルーコータ交換 タ設備等(関門系ルータ以 タ設備等(関門系ルータ以 タ設備等(関門系ルータ以 タ設備等(関門系ルータ以 タ設備等(関門系ルータ以 タ設備等(関門系ルータ以 タ設備等(関門系ルータ以 タ設備等) は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能を含む。 は伝送を行う機能(特定のパケットにつ 機能(特定のパケットにつ 過信の交換及び伝送を行う 機能(特定のパケットにつ いう。以下同じ。)により		継ルータ、一般第一
など		機能・一外の一般第一種指定県間中一
は は は は は に に に に に に に に に に に に に		――夕交魚  タ役備等(関門系レ――タ以  明門中線   第一科拼気場間中線系川
	は伝送を行う機能を含む。	伝送を行う機能
	いて優先的に通信の交換又	いて優先的に通信の交換又
	機能(特定のパケットにつ	機能(特定のパケットにつ
	通信の交換及び伝送を行う	通信の交換及び伝送を行う
	いう。以下同じ。)により	いう。以下同じ。)により

備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第 五 条 接続 料 規 則  $\mathcal{O}$ 部を改正する省令 平 成 十 t 年 ·総務省· 令 第 十四四 | 号 の 一 部を次  $\mathcal{O}$ よう に 改 正

する。

次 0 表 によ り、 改 IE 前欄に掲げ る規定の 傍 線 を付し た 部 分をこれ に 対 応する改正 後 欄 に 掲げ る規

定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の [ ]の記載は注記である。	[16 - 17 略]	料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。	同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続	機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と	継交換機共用トランクポート機能に限る。)、六の項の機能(中継伝送共用機能、中継伝送専用	。)、四の項の機能、五の項の機能(中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中	ィ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る	四条の表二の項の機能(加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリテ	道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第	<b>電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)を設置する都道府県の区域に限る。)以外の都</b>	府県の区域(当該事業者が固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の	15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道	[1 5 14 略]	附則	改 正 後
	[16・17 同上]	量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。	事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信	専用機能に限る。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の	機能に限る。)、六の項の機能(中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送	の機能(中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート	ランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)、四の項の機能、五の項	者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用ト	指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能(加入	規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。)以外の単位指定区域において第一種	指定区域(電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の二第二項に	15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位	[1 5 14 同上]	附則	改 正 前

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る省 令 0 部 改 正

第 六 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 <del>(</del>令 和 年 総 務 省 令 第 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次 0)

ように改正する。

に

掲

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

8

る。

る 重 規 次 傍 定  $\mathcal{O}$ 線  $\mathcal{O}$ 表 を 傍 に 付 線 ょ り、 L を た 付 規 改 L 定 た 正 部 前 以 分 欄 下 に  $\mathcal{O}$ 掲 ょ げ う  $\mathcal{O}$ 条 に る に 改 規 お め、 定 1  $\mathcal{O}$ て 傍 改 正 線 対 前 を 象 欄 付 規 及 L 定 び た 改 部 کے 分 正 を ١ ر 後 う。 欄 に れ 対 に 応 順 は 次 L 当 て 対 応 該 掲 す 対 げ 象 る る 規 そ 改 定 正  $\mathcal{O}$ を 標 後 改 欄 記 正 部 に 後 分 掲 欄 に げ

注記である。	備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
[2・3 同上]	[2・3 略]
	<b>  るために通信の交換及び伝送を行う機能(次項及び第三項において「光IP電話接続機能」とい  トニハを用した終合ラシタ川通信用影値を用して技伊されるものを除く 以下同じ / を技伊す</b>
のとする。	・コンド別へに含むてジャン値間別と前に別へに起せているのではた。。以て別なっていませてメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロ
を行う機能(次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。)の接続料を設定するも	(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の二に規定する
信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話を提供するために通信の交換及び伝送	用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話
	る。)及び九の項から
ータ交換機能に	(一般中継系ルータ
末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項の機能(関門)	末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項の機能(関門
第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能(端	第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能(端
して計算されるものとする。	
<b>算したものを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位と</b>	
してIP電話を提供する場合及び関門交換機を経由してIP電話を提供する場合の通信時間を合	
<b>  、IP電話(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の二人た金額に照らし公正妥当なもの(他の胃気通信事業者の胃気通信影備を関門系ルータで接続し</b>	
第四条(令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二二の特定)	第四条 削除
(経過措置)	(経過措置)
附則	附則
改 正 前	改 正 後

第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 する 省 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 七 条 第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 へ 令 和 兀 年 総 務 省 令 第 九 号) 0)

一部を次のように改正する。

部 又 以 分 は 次 下 0) 破  $\mathcal{O}$ ょ 線 表 う で に  $\mathcal{O}$ 条 に ょ 井 改 り、 に  $\lambda$ だ お  $\Diamond$ 部 1 改 て 改 分 正 を 正 前 ک 対 前 欄 象 欄 れ に 撂 規 及 に 定 げ び 順 改 次 る لح 規 正 対 後 定 1 応 う。 欄 す  $\mathcal{O}$ 傍 に る 対 改 線 は、 応 正 〒 L 後 当 て 欄 線 掲 該 を に げ 含 掲 対 る げ 象 む。 そ 規 る 定  $\mathcal{O}$ 規 以 を 標 定 下  $\sum_{}$ 改 記  $\mathcal{O}$ 部 傍 0 正 条 後 分 線 欄 に を に に 付 お 掲 重 **,** \ L げ 傍 て 又 線 る は 同 じ。 を 破 ŧ 線 付  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L で ょ た を 井 う 規  $\lambda$ 付 に 定 だ L

改

8

る。

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の 2 第五条 3 二表 新接続料規則別表第五第二表 欄に定める各部分機能の単位費用総額(単位費用(附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める 二表新接続料規則別表第四の一第 新接続料規則別表第一の一第 れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、こ 略 則 略 略 略 改 (1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中 間伝送路設備 VSサース IE. 都道府県区域 I P電話用D 伝送路数×専用線料金単価 継交換局間の伝送路に係るもの <u>都道府県区域間伝送路</u>の最繁時帯域(メタル I P電話に係るものに限る。)×<u>都道府県区</u> 都道府県区域間伝送路に係るもの 線共通部 デジタル回アナログ・ 後 間伝送路設備 DNSサーバ 都道府県区域 設備 **共用コアラー** 相互接続局に タ〜関門系ル **城間伝送路都道府県区** するもの 一夕間に設置 設置するもの 第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の 2 第五条 3 欄に定める各部分機能の単位費用総額(単位費用(附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める 新接続料規則別表第五第二表 二表新接続料規則別表第四の一第 二表 新接続料規則別表第一の [同上] 同上 同上 附 [同 上] 則 一第 同上 同上 同上 改 正 Ξ 間伝送路設備 単位指定区域 NSサーバ I P電話用D 継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 単位指定区域間伝送路の最繁時帯域(メタル IP電話に係るものに限る。)×<u>単位指定区</u> 域間伝送路設備帯域当たり単価 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中 単位指定区域間伝送路に係るもの 線共通部 デジタルアナログ 前 回 間伝送路設備 DNSサーバ 単位指定区域 設備 相互接続局に 共用コアルー タ〜関門系ル するもの 一夕間に設置 設置するもの 城間伝送路 单位指定区

に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。と特定比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額とり算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の原価及び利にこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利にこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利以下同じ。)により加重平均したものをいう。以下同じ。)の総額であって、附則別表第一の単位費用第定に用いる通信時間であって、当該各部分機能に係るものをいう。以下同じ。)を割する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利以下同じ。)について、附則別表第二の対象設備の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。要素機能(附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。要素機能(附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。

附則別表第1(附則第6条関係)

[第1表略]

第2表

関門系ルータ接続機能 部分機能の区分 信号の編集を行う部分機能 他の電気通信事業者の電気 通信の交換及び伝送並びに 種指定電気通信設備により 接続する場合における第一 通信設備を関門系ルータで 内谷 部に係る単位費用+ドメイ 門系ルータ交換部に係る単 交換伝送部に係る単位費用 に係る単位費用+番号管理 送部に係る単位費用+一般 位費用+一般中継系パータ ン名管理部に係る単位費用 位費用+SIP信号変換部 一べ部に係る単位費用+関 県間中継ルータ接続伝送部 メタル回線収容部に係る単 に係る単位費用+S I Pサ 単位費用総額の算定方法 一般中継系ルータ接続伝

[2 同上]

附則別表第1 (附則第6条関係)

第1表での事

第2表

	一 [同左]	部分機能の
		区分
	[同左]	内容
位費用+一般中継系ルータ 交換伝送部に係る単位費用 大機伝送部に係る単位費用 +一般中継系ルータ接続伝 送部に係る単位費用+SI Pサーバ部に係る単位費用+SI Pサーバ部に係る単位費用+SI 中間門系ルータ交換部に係 る単位費用+SIP信号変 換部に係る単位費用+番号 管理部に係る単位費用+番号 管理部に係る単位費用+ド メイン名管理部に係る単位 費用	メタル回線収容部に係る単	単位費用総額の
※継5年1年 1月 18年	部に係る単	)算定方法

附則別表第2(附則第6条関係)

附則別表第2(附則第6条関係)

第2表			第2表		
要素機能の区分	内容	対象設備	要素機能の区分	内容	対象設備
三 一般中継系ルータ接続伝	第一種指定メタル回線収容	第一種指定中継系伝送路	三 一般中継系ルータ接続伝	第一種指定メタル回線収容	第一種指定中継系伝送路
<b>冰</b>	装置等と関門系ルータ以外	設備であって、第一種指	送幣	装置等と関門系ルータ以外	設備であって、第一種指
	の一般第一種指定中継ルー	定メタル回線収容装置等		の一般第一種指定中継ルー	定メタル回線収容装置等
	タとの間に設置される第一	と関門系ルータ以外の一		タとの間に設置される第一	と関門系ルータ以外の一
	種指定中継系伝送路設備に	般第一種指定中継ルータ		種指定中継系伝送路設備に	般第一種指定中継ルータ
	より通信を伝送する要素機	との間に設置されるもの		より通信を伝送する要素機	との間に設置されるもの
	韶			能	
三の二 一般県間中継系ルー	関門系ルータ以外の一般第	第一種指定県間中継系伝			
夕接続伝送部	一種指定中継ルータと関門	送路設備であって、関門			
	系ルータの間に設置される	系ルータ以外の一般第一			
	第一種指定県間中継系伝送	種指定中継ルータと関門			
	路設備により通信を伝送す	系ルータの間に設置され			
	る要素機能	360			
-[四~八略]					

附 則

施 行 期 日

第 条  $\sum_{}$ 0) 省 令 は 電 気 通 信 事 業 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 Ē する法 律 以 下 改 正 法 لح *( (* う。

**気通信事業法** (以下「法」という。 冇

気通

施行

規定(電気通

施 行 す る。 の目

\*

もの

施

行

0

日

**令** 

和

五.

年六月十六日

カン

. ら施

行する。

ただし、

次条

0

規

定

は 公 公

布

0

日

か

5

経 過 措 置

第二 条 第一 種 指 定 電 気 通 信 設 備 を 設 置 す る 電 気 通 信 事 業 者 は、 第 条 0 規 定 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 電 気 通

信 事 業 法 施 行 規 則 以 下 新 施 行 規 則 لح 1 う。 及 び 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 第 種 指 定 電

気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 〇 以 下 れ 5 を 新 規 則 لح 総 称 す る。  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 法 電 気 通 信 事

以 合させるため、 第三十三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 認 可 を受け て V) る 接 続 約 款 に つ 7) て、 新 規

が できる。 則

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

適

新

規

則

 $\mathcal{O}$ 

施

行

前

に

お

7

7

ŧ

同

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

づ

<

変

更

 $\mathcal{O}$ 

申

請

をすること

2 当 続 約 該 総 務 申 款 請 大  $\mathcal{O}$ 臣 変 に 更 は 係 る は 接 前 改正 続 項  $\mathcal{O}$ 約 申 款 # 請  $\mathcal{O}$ 変 が 第 更 新 を 規 認 則 可  $\mathcal{O}$ す 規 る 定 こと に 75 適 合 が で L き 7 る。 V る 場 0 合  $\mathcal{O}$ 場 は 合 新 に 施 お 正 1 行 7 規 則  $\mathcal{O}$ そ 施  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 行 認  $\mathcal{O}$ 前 日 可 に を に 受 お お け V 1 た 7 7 接 ŧ

3 該 お 第 処 1 分 て  $\mathcal{O}$ 項 新  $\mathcal{O}$ 日 規 ま 定に 則 で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ よる 施 間 は 行 申  $\mathcal{O}$ 際 請 新 規 現 に 係 則 12  $\mathcal{O}$ 法 る 第 接 規 定  $\equiv$ 続 + に 約  $\equiv$ 適 款 条 合  $\mathcal{O}$ 第 変 L 更 7 1 項  $\mathcal{O}$ る 認  $\mathcal{O}$ 規 ŧ 可 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ と に 処 分 4 ょ な n  $\mathcal{O}$ 認 す 日 が 可 を 新 受 規 け 則 て  $\mathcal{O}$ 施 1 行 る 接 後 لح 続 な 約 款 る 場 は 合 当 に

法

第三

+

 $\equiv$ 

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

認

可

を

受

け

た

t

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

す

4 告 務 電 で 当 年 省 気 次 あ 毎 る 度 報 該 令 通 項  $\mathcal{O}$ 電 第 告 省  $\mathcal{O}$ 信 に 年 事 لح 気 前 令 お 度 業 あ 通 報 1  $\mathcal{O}$ る 告 経 報 7 施 信 号 告 役 年 行  $\mathcal{O}$ 過 度」 務 は 後 規 第  $\mathcal{O}$ 12  $\mathcal{O}$ 則 三 際 第 と、 لح 第 号 0 施 現 V 事 行 あ に 号 て 業 る 条 雷  $\mathcal{O}$ ک 第 12 日  $\mathcal{O}$ 気 掲 三 لح  $\mathcal{O}$ 報 は 涌 か 項 げ 告 項 5 信 1 う。 及 る 本 年 起 電 事 業 区 文 度 気  $\mathcal{U}$ 算 第 者 分  $\mathcal{O}$ L 通 て 規 لح に 信 兀 を 又 該 事 営 定 あ 項 は 当 と、 業 に る  $\mathcal{O}$ む 法 す 者 ょ 0 法 規 第 る」 定 n で は 施 百 当 1 行 六  $\mathcal{O}$ あ لح た 該 適 + 規 る す 当 報 報 則 用 者 兀 告 る 告 等 該 に 12 条 対 第  $\mathcal{O}$ 前 年  $\mathcal{O}$ 0 う す 度 報 1 告 部 ち 7 る 項 直 年 لح を は 第 第 三 度 近 改 あ 号 る 条  $\mathcal{O}$ 正 同 と、 す 条 12 報  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 告 規 掲 る 第 は げ 三 に 省 定 当 係 令 る 該 項 に 電 当 る 該 及 ょ 令 区 す H び る 気 を 第 改 分 る 和 通 لح 含 信 兀 X 正 分 年 項 後 事 同 む が 報 総 中  $\mathcal{O}$ 業

5

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

り

読

4

替

え

て

適

用

す

る

第

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

改

正

後

 $\mathcal{O}$ 

電

気

通

信

事

業

法

報

告

規

則

第

は ょ 0 項 条 第三 同 る 又 1 条 報 て は 第 告 は 第 項 四 ただだ لح 兀 ک 項 L 項 第 て、  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ 省 規 書 号 当 定 令 又 に は 該  $\mathcal{O}$ に 第四 掲 電 施 ょ げ る 気 行 報 項 る 通  $\mathcal{O}$ ただだ 区 告 信 日 分 を を 役 務 含 に 要 L 書 該 に む L 当 な  $\mathcal{O}$ 報 0 告 す 規 1 1 定に る旨 7 年 こととさ 度 同 ょ  $\mathcal{O}$ 条  $\mathcal{O}$ b, 報 第 前 告 報 れ を 項 た そ 告 第 L 電  $\mathcal{O}$ 年 た 提 度 気 ŧ 号 供 に 通 する に  $\mathcal{O}$ 係 信 とみ 掲 事 る 電 業 げ 同 な 者 る 気 条 す。 通 第 区 又 信  $\equiv$ は 分 役 第 に 項 務 該 又 三 当 に 号 は 第 す 事 つ 業 る 兀 ١ ر 旨 を て 項 営 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 報 規 む 第三 告 者 定 又 に 12

○総務省告示第

号

電 気通 信 事 業 法 施 行 規則等 の 一 部を改正する省令 令 和 年 総務省令第

号) の施行 に伴 **!**;

平成十三年 匹 月 六 日 総 務省告示 第二百四 一十二号 ( 電 気通 信 事 業 法施行 規則第二十三条の二第二項 の規

定に基づく指定 12 · 関 す (る件) は、 廃 止す る。

月 日

令 和

年

総務大臣

附

則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和四年法律第七十号)の施行の日(令和五年六月十六日)

〇総務省告示第

号

規 則 平 電 第 気 成 + 通 十三  $\dot{\equiv}$ 信 年 事 条 業 総  $\mathcal{O}$ 務 法 省 施 告 第 行 規 示 第 項 則  $\mathcal{O}$ 昭 規 百 定 兀 和 12 + 六  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 基 + づ 号 年 き 郵 電 電 政 省 気 気 通 令 通 第 信 信 設 事 + 業 備 五. を 法 号) 指 第三十三 定 す 第二 る 十 三 件 条 第 条  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 部 及 を び 第 次 電 項  $\mathcal{O}$ 気 ょ 涌  $\mathcal{O}$ う 規 信 12 定 事 改 業 に 正 基 法 す づ 施 る。 き 行

年月日

令

和

総務大臣 寺田——稔松本 剛明

対 傍 規 象 線 定 次 規 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 付 傍 表 と 線 12 L L た を ょ り、 て 規 付 移 定 L 動 た 改 以 部 し、 正 下 分 前 改 欄  $\mathcal{O}$ 正 対 ょ に 後 象 う 掲 欄 に 規 げ に 定 改 る 掲 規  $\Diamond$ と げ 定 る対 1 改  $\mathcal{O}$ う。 傍 正 象 前 線 規 欄 を 定 は 及 付 で び L 改 改 改 た 正 部 正 正 前 分 後 前 欄 欄 欄 を に ک に に ک 掲 対 れ れ げ 応 に に る L 順 対 対 7 次 応 掲 象 対 す 規 げ 応 る す 定 る ŧ を そ る 改 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 標 を 正 正 撂 後 記 後 げ 欄 部 欄 て に 分 12 掲 に 1 掲 げ げ な る 重 1 る

Ł

0

は

ک

れ

を

加

え

る。

であって、別表第   の工機であって、別表第   の工機であって、別表の工機に掲げる巨城において、同表の下欄に掲げる電気通信設備であって、別表の工機に掲げる巨城において東日本電信電話株式会社   で表述を行うことにより提供するもの地域において東日本電信電話株式会社が設置するもの地域に第三号の八の設備であって、次に掲げるもの   1・二 同上   1・二 同上   1・二   日上   1・二   1・二   日上   1・二   日本   1・二	[同上]		の召載及が対象見官の二重筹泉を対しと票記部分を余く全本こすした筹泉は主記である。   <b>「略」</b>   <b>「略」</b>	備考 表中の「 」の記載及び対象現定の二重等空 【略】
P電話の提供の用に   (計る電気 次に掲げる電気 次に掲げる電気 (	電気通信事業者	単位指定区域	電気通信事業者	区域
中電話の提供の用に 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「新設」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一 施行規則第二十一 「明る。) 「一 版行規則第二十一 「一 版行規則第二十一 「一 版行規則第二十一 「一 版行規則第二十一 「一 版 で		別表		別表
P電話の提供の用に		<b>六</b> [同上]		七 [略]
- P電話の提供の用に				<b>六</b> [略]
中電話の提供の用に				供されるものに限る。)
本電信電話株式会社 電気通信事業者が設本電信電話株式会社 電気通信事業者が設備に該当する [		[新設]		五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送
では、		限る。)		
(げる設備に該当する) 本電信電話株式会社 電気通信事業者が設 が電気通信事業者が [新設] に該当する [一・二 同上] 三 施行規則第二十二 するルータによりな であ通信事業者が [新設]	<b>透路設備(単位指定区域内における通信を行うものに</b>	施行規則第二十三	の伝送路設備	四一施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及び口の
(1)   (1)   (2)   (2)   (3)   (4)   (4)   (5)   (5)   (6			IP電話の提供の用に供されるもの	が行われる通信の交換等を行うルータであって、
本電信電話株式会社 電気通信事業者が設 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」		「新設」	前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等	ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、
下同じ。) の提供の用				に供されるものに限る。)
電話(インターネット) 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「新設」 「一・二 同上」 「一・二 同土」 「一・二 同上」 「一・二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			(供する電話の役務をいう。以下同じ。)の提供の用	プロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提
通信役務に限り、トンでは、「新設」では、「お説」においるでは、「新設」では、「新設」をできませるが、「新設」をできませる。「新設」をいる。「「新設」をいる。「「新設」をいる。「「新設」をいる。「「「新設」をいる。「「「「「「「「「「「「」」をいる。」をいる。「「「「「」」をいる。「「「「」」をいる。「「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「「」」をいる。「「「「」」をいる。「「「「」」をいる。「「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「」」をいる。「「「」」をいる。「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「「」」をいる。「「」」をいる。「「」」をいる。「「」」をいる。「「」」をいる。「「」」をいる。「「」」をいる。「「」」をいる。「「」をいる。「「」」をいる。「「」をいる。「「」」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「」をいる。「「」をいる。「「」をいる。「」をいる。「「」をいる。「」をいる。「「」をいる。」をいる。「「」をいる。」をいる。「「」をいる。」をいる。「「」をいる。」をいる。「「」をいる。」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。」をいる。「」をいる。」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。「しる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。「しる。」をいる。」をいる。」をいる。」をいる。」をいる。」をいる。」をいる。」をい			Sを除く。以下同じ。)又はIP電話(インターネット	ネリングプロトコルにより通信路を設定するもの
大電気通信事業者が   「新設   次に掲げる電気 次に掲げる電気通信事業者が設定を表現します。   次に掲げる電気通信事業者が設定を表現します。   次に掲げる電気通信事業者が設定を表現します。   次に掲げる電気通信事業者が設定を表現します。   次に掲げる電気通			するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トン	インターネットへの接続点までの間の通信を媒介し
でける設備に該当する 「一・二 同上」 三 施行規則第二十二 するルータによりな するルータによりな するルータによりな するルータによりな		「新設」	行うもの(データ伝送役務(当該電気通信事業者が	ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行
「「「「「「「」」」」			行うものに限る。)	
するルータによりなの下欄に掲げる電気   次に掲げる電気   次に掲げる電気通信事業者が設		[新設]	の(ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当する	<b>イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの</b>
の 三 施行規則第二十二本電信電話株式会社 電気通信事業者が設め で 横に掲げる電気 次に掲げる電気通信事業者が設め	(等を行うものに限る。)	するルータにより交換等が行われる通信の交換		
本電信電話株式会社 電気通信事業者が設めて欄に掲げる電気 次に掲げる電気通信事業者が設め	換等設備(ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当	施行規則第二十三	等設備であって、次に掲げるもの	三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換第
本電信電話株式会社電気通信事業者が設めて欄に掲げる電気を次に掲げる電気通		[一二 同上]		[一:二 略]
電気通信事業者が設置			電話株式会社が設置するもの	が設置するもの <mark>文は及び</mark> 大阪府において東日本電信号
	に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる	電気通信事業者が設!		通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備に次に掲げる電気通信設備であって、別表第一の上標
	前		後	改正

この告示は、 附 則

<mark>正規定</mark>の施行の日<mark>(令和五年六月十六日)</mark>から施行する。

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和四年法律第七十号)

# 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方(案) (第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

### 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

〇 意見募集期間:令和4年9月27日(火)~同年10月26日(水)

○ 再意見募集期間:令和4年 10 月 29 日(土)~同年 11 月 11 日(金)

〇 意見提出数:5件

○ 再意見提出数:2件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

#### (意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	KDDI 株式会社
5	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
受付順	再意見提出者

1	KDDI 株式会社
2	ソフトバンク株式会社

#### ※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案(第23条の2及び第23条の4の改正規定に限る。)
- ・ 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の一部改正案(様式第21の改正規定に限る。)
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第1号)の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第9号)の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第23条の2第2項の規定に基づく指定に関する件(平成13年総務省告示第242号)を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件(平成 13 年総務省告示第 243 号)の一部を改正する告示案
- 附則

意見	再意見 考え方		
総論			
意見1 経済的複製可能性、単県POI	再意見 1		
の設置状況等の状況変化を踏まえ、IP	(IPoE接続に係る設備関係)		
o E接続に係る県間通信用設備をあらため	現時点での除外は不適当 (2者)		
て第一種指定電気通信設備制度に基づく規	今後も不可避性の変化が明確に認めら		
制の対象から除外することについて、今後	れない限りは、規制の対象とすべき(1者)		
ご検討いただきたい	単県POIの設置が拡大した場合も、		
IP網への移行後の音声接続に関して	経済的な観点も含めた不可避性の解消に		
は、全事業者が双務的関係になること等	ついて確認・検証していく必要(1者)		
を踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・			
運用コストの抑制を図っていくこと(ビ	(IP音声接続に係る設備関係)		
ルアンドキープ方式の導入等)について	規制の対象とすることに賛同するが、事		
検討すべき	業者間の公平性確保、規制・運用コストの		
	抑制について別途議論してもよい(1者)		
	ビルアンドキープ方式については、最		
	終答申の整理から状況の変化はなく、議		
	論を始めることは時期尚早。特に、モバイ		
	ル事業者を対象とすることは、明らかに		
	適切性を欠き、到底許容できない(1者)		
一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上	今般の省令・告示改正により第一種指定設	県間通信用設備に関する規律の見直しについ	無
不可欠な設備(ボトルネック設備)に対して課	備に整理された県間設備のうち、IPoE 接続に	ては、経済的複製可能性やNTT東日本・西日本	
せられる設備規制であって、通信市場の競争促	係る設備について対象から除外することを	による単県POIの増設状況等も踏まえつつ、	
進を目的とする競争政策の一環として設けられ	要望されたものと理解しております。令和 3	「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の	
たものであり、「不可避性」(他の手段を選択可	年9月にとりまとめられた「IP網への移行の	在り方 ~IP網への移行完了を見据えた接続	
能か(自前構築、他社調達等))の観点から規制	段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申	制度の整備に向けて~ 最終答申」(令和3年9	
適用の要否について検討が行われてきたものと	では、IPoE 接続について、単県 POI の増設を	月1日情報通信審議会答申。以下「最終答申」と	

考えます。

今般の省令・告示改正により、他事業者との 音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の 県間設備が一種指定設備に整理され、アンバン ドルの対象に追加されることになりますが、以 下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避」す。 性」は解消されていくことから、状況の変化を 踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象か │ 加入者回線の利用に当たり NTT 東西の県間設 ら除外することについて、今後ご検討いただき たいと考えます。

- ① これまでも接続料の算定等に関する研 究会や接続政策委員会において申し上げ な料金で他社県間サービスを利用するこ とが可能(経済的な複製可能性を有する) と考えられること。
- ② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全 国 POI・ブロック POI に加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続 事業者自らが構築・調達した県間設備を ており、今後も順次拡大予定であること。

特に単県 POI については、下表のとおり、 IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と 整理する方針が示された「IP網への移行の 段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申 (2021年9月) 以降においても、その設置エ リア数、設置 POI 数は大きく拡大しており、 今後はこれらの単県 POI を利用した当社の県 間設備を用いない接続形態が主流となって|

行うのみで、県間通信用設備の不可避性が解し 消されるものではないと考えることが適当 であることが示されており、県間通信用設備 の不可避性の変化が明確に認められない限 りは、引き続き指定設備とすべきと考えま

また、IP 音声接続に係る設備については、 備を不可避的に利用しなければならないこ と等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に指 定されることについて賛同いたします。な お、必要に応じて事業者間の公平性確保、規 てきたように、当社の県間設備より低廉│制・運用コストを図ることについて別途議論 してもよいと考えます。

【KDDI 株式会社】

県間通信用設備について、接続事業者によ る利用の不可避性が高いものについては、第 一種指定電気通信設備制度を適用すること が望ましく、他社設備も含めて一体的に規律 利用して接続する単県 POI の開設を進め | することが適当とする KDDI 株式会社殿の意 見、及び県間通信用設備の第一種指定設備化 は、競争環境の促進に資するとするソニーネ ットワークコミュニケーションズ株式会社 殿の意見に賛同します。

> なお、接続事業者は東日本電信電話株式会 社および西日本電信電話株式会社殿(以下、 「NTT東西殿」という。) 以外の他社県間サー ビスを利用することが可能(経済的な複製可 能性を有する)という NTT 東西殿の意見につ

いう。)に記載のとおり「効率的なネットワーク を前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域 へのサービス提供を行うために接続が行われて いる実態が継続しているかという点や、接続事 業者間やNTT東日本・西日本と他の県間接続 を提供する事業者間での競争の状況、接続事業 者による円滑な接続が実現されているかという 点等を踏まえ、県間通信用設備の不可避性の変 化が明確に認められる場合には、必要に応じて、 見直しを検討することが適当」と考えます。

IP網への移行後における音声接続料の在り 方については、最終答申において整理された者 え方・考察等を踏まえながら、今後、御指摘の観 点も含めて検討していくことが適当と考えま す。

いくものと考えます。

載。)

また、IP網への移行後の音声接続は全事業 者が東京・大阪の2か所のPOIビルで2社間 の直接接続となり、当社のみならず全事業者 がお互いに県間設備を含む電話網を利用し 合う双務的な関係になることを踏まえ、事業 者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制 を図っていくこと(接続料の精算を行わない 「ビルアンドキープ方式」の導入等)につい│設備を用いることは、経済的複製可能性の観 てご検討をいただきたいと考えます。

> 【東日本電信電話株式会社・ 西日本雷信雷話株式会社】

いては、「IP網への移行の段階を踏まえた (意見中の図表については、本資料別図に掲|接続制度の在り方」最終答申(2021年9月。 以下、「最終答申」という。)において、

- ① NTT 東西殿の県間通信用設備を使わず に IPoE 接続を行う接続事業者がいない 点や、
- ② 特定県域向けにサービス提供を行えな い接続形態やネットワークの実態

等が指摘されており、NTT 東西殿の県間通信 用設備を使わずに他の事業者の県間通信用 点から、現時点では困難であると考えられる と整理されています。現時点ではこれらの課 題が解消しておらず、県間通信用設備を一種 指定設備規制から除外することは不適切で あると考えます。

また、今後 NTT 東西殿による単県 POI の設 置が拡大した場合においても、各事業者で特 定県域向けに個別の開発および費用が発生 する事を踏まえると、経済的な観点から引き 続き NTT 東西殿の県間诵信用設備を用いるこ とが不可避となることも想定されるため、こ れらの課題が今後どのように解消されてい く場合でも、引き続き委員会等で確認、検証 していく必要があると考えます。

ビル&キープ方式の導入については、最終 答申において、以下の通り、まずは事業者間 協議を進めていく必要があると既に整理さ れており、答申が整理された当時から現在ま で状況に変化がないことを踏まえると、現時 点において公的な場で新たに検討を始める ことは時期尚早であると考えます。

特に、委員からもご指摘がありました通り、固定電話と携帯電話では設備構成およびネットワークコストが異なり、かつ、現状、指定事業者は接続約款に基づきコストに適正利潤を加えたものとして接続料算定を行っていること等から、接続料規制としてモバイルを含めた全事業者、またはモバイル事業者相互間にビル&キープ方式を導入することについては明らかに適切性を欠くため、到底許容できません。

#### (最終答申)

ビル&キープ方式の導入について、

- ① 事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である
- ② 事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定されるためこのような点を踏まえて協議を行う必要がある
- ③ ビル&キープ方式を希望する事業者

			I	
	は、同方式の導入により、国民利用者に			
	とって少なからぬ影響を生じる料金設			
	定等を行う場合には、国民利用者にど			
	のような便益と影響が生じるのかにつ			
	いて、電話利用者における着信に係る			
	費用負担の方法を含む具体の料金体系			
	を提示するなどして、広く国民利用者			
	の理解を得られるように努めることが			
	必要である			
	【ソフトバンク株式会社】			
意見2 県間通信用設備の第一種指定電	再意見2			
気通信設備制度に基づく規制の対象への				
追加に賛同				
集合住宅市場における競争環境の充実				
について今後必要に応じて継続議論を希				
望				
今回の県間通信用設備の第一種指定設備	(再意見1と同じ)	今後の第一種指定電気通信設備制度に基づく	無	
化は、競争環境の促進に資するものと賛同致	【ソフトバンク株式会社】	規制の運用・見直しについては、御指摘の観点も		
します。		含めて、今後、有識者や関係事業者の意見も聞き		
競争ルールの検証に関する WG では引続き、		ながら検討を進めていくことが適当と考えま		
引込線転用についてもまずは戸建先行のス		す。		
コープで議論が進む等、競争環境改善に向け				
て取り組んで頂いております。集合住宅市場				
においても同様に競争環境の充実は重要で				
あり、今後必要に応じて継続議論がされるよ				
う希望致します。				
【ソニーネットワーク				
コミュニケーションズ株式会社】				
加入者回線の占有率の算定方法(施行規則第 23 条の2第2項関係)				
意見3 加入者回線の占有率の算定方法	田辛目 2			

に依て担党教供について禁門			
に係る規定整備について賛同		井口の伽辛日ししてスリナナ	ATT
加入者回線の占有率を算定する単位指定	<del>-</del>	賛同の御意見として承ります。 	無
区域について、都道府県単位から各事業者の			
業務区域単位へ改正されたことを踏まえる			
と、想定される潜脱を未然に防止し、適切な			
算定を行えるよう規定整備することは適当			
と考えます。また、シェアドアクセス方式の			
加入者回線の算定方法について、現行と同様			
に分岐端末回線を数える方式とすることを			
明確化することは、制度運用上必要不可欠で			
あることから、本改正案に賛同いたします。			
【KDDI 株式会社】			
県間通信用設備の第一種指定電気通信設備	への追加(施行規則第23条の2第4項等関係	<u>(</u>	
意見4 IPoE接続に係る県間通信用設	再意見4 本改正が速やかに実施される		
備を新たに、第一種指定電気通信設備制度	ことが望ましいという点に賛同		
に基づく規制の対象に追加することについ			
て賛同			
本改正が速やかに施行されることを要			
望			
『IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度	本改正が速やかに実施されることが望ま	本年 11 月 7 日 「電気通信事業法の一部を改	無
の在り方~IP 網への移行完了を見据えた接	しいという点について、同じ考えです。	正する法律の施行期日を定める政令」が公布	
続制度の整備に向けて~』最終答申の考え方	【KDDI株式会社】	され、これにより、改正電気通信事業法の施行	
にて、IP音声接続、IPoE接続の県間通		日に施行する本省令の施行日についても確定	
信用設備については、加入者回線との一体性		し、令和5年6月16日となりました。	
を認め、ボトルネック性を有する設備とし		本省令の施行に向けて、NTT東日本・西日	
て、制度による規律の対象とすることを前提		本においては、改正事業法の趣旨や、本意見の	
に検討することが適当であると整理された		ような接続事業者の意見も踏まえつつ、接続	
ことを踏まえ、施行規則改正案第二十三条の		約款の変更申請等について、遅滞なく適切に	
二第四項第一号において、第一種指定中継系		実施いただくことが適当と考えます。	
交換等設備に関し、単位指定区域外の通信を			

行うものについても指定可能とし、同条同項			
第二号に県間通信に係る伝送路設備を新た			
に追加することについて賛同します。			
なお、具体的な施行日については今後の諸			
手続きを経て確定していく認識ですが、上記			
の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当			
性については既に最終答申にて整理されて			
いること、また、接続事業者において接続料			
金の予見性を確保し事業計画に反映させる			
必要があることを踏まえ、本改正が可及的速			
やかに施行されることを要望します。			
【ソフトバンク株式会社】			
意見 5 今般の第一種指定電気通信設備	再意見5		
制度の整備について賛同			
/=			
I P網への移行に伴い、ネットワーク構成	(再意見1と同じ)	賛同の御意見として承ります。	無
I P網への移行に伴い、ネットワーク構成 や接続の実態が都道府県単位ではなくなっ	(再意見 1 と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。 	無
		賛同の御意見として承ります。	無
や接続の実態が都道府県単位ではなくなっ		賛同の御意見として承ります。	無
や接続の実態が都道府県単位ではなくなっ てきていること等を踏まえると、第一種指定		賛同の御意見として承ります。	無
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定 電気通信設備制度の適用対象となる設備の		賛同の御意見として承ります。	無
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の 範囲について、都道府県を前提とした考え方		賛同の御意見として承ります。	無
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うもの		賛同の御意見として承ります。	無     
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除すること		賛同の御意見として承ります。	無     
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。		賛同の御意見として承ります。	無     
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。 また、県間通信用設備のうち、接続事業者		賛同の御意見として承ります。	無     
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。 また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについて		賛同の御意見として承ります。	無   
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。 また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用する		賛同の御意見として承ります。	無   
や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。 また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に		賛同の御意見として承ります。	無 



### (東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社提出意見の図表)

### ■単県 POI 拡大状況(2022 年 9 月末時点:東西計)

## (カッコ内は 2021 年 9 月時点からの増減)

	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	增設予定
集約	2	9	33	なし
ブロック	8	5	93	なし
単県	20(+12)	7(±0)	216 (+73)	西: 2023 年度中に全府県に設置予定 東: 2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設 置予定

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定 電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

※ 青字見え消しは、諮問時からの変更部分。

電気通信事業部料金サービス課

■ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について (電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し 関係)等を踏まえた規定整備)

#### ● 参考資料

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

## 電気通信事業法の一部を改正する法律(概要)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

#### ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、 契約数が年々伸び、「整備」に加え、 「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を 契機とした社会経済活動の変化により、 テレワークや遠隔教育などのデジタル 活用の場面が増加している。
  - ※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、 ブロードバンドの全国整備・維持が重要。
- 一定のブロードバンドサービスを 基礎的電気通信役務(ユニバーサル サービス)に位置付け、不採算地域 におけるブロードバンドサービスの 安定した提供を確保するための 交付金制度を創設する。
- 基礎的電気通信役務に該当する サービスには、契約約款の作成・ 届出義務、業務区域での役務提供 義務等を課す。

#### ②安心・安全で信頼できる通信 サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの 多様化やグローバル化に伴い、情報の 漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が 高まる中、事業者が保有するデータの 適正な取扱いが一層必要不可欠となっ ている。
  - ※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータに アクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者<sup>※</sup> が取得する 利用者情報について適正な取扱い を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を 第三者に送信させようとする場合、 利用者に確認の機会を付与する。
- ※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業 についても規律の対象とする。

# ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。
  - 携帯大手3社・NTT東・西の指定 設備を用いた卸役務に係るMVNO等 との協議の適正化を図るため、 卸役務の提供義務及び料金算定 方法等の提示義務を課す。
  - 加入者回線の占有率(50%)を算定 する区域を都道府県から各事業者 の業務区域(例えばNTT東は東日本、 NTT西は西日本)へ見直す。

## 改正の概要 ①加入者回線の占有率の算定方法

- <u>電気通信事業法の一部を改正する法律</u>(令和4年法律第70号。以下「改正法」という。)における第一種指定電気通信設備制度の見直しを踏まえて、①**加入者回線の占有率の算定方法**及び②指定の対象となる電気通信設備の範囲等の規定を整備する。
- 上記②及び「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ~IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて~」 (令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「最終答申」という。)を踏まえて、他の電気通信事業者が不可欠的に 利用する設備である県間通信用設備(IPoE接続及びIP音声接続に用いるもの)及びゲートウェイルータ(IP音声接続に用いるもの)について、③新たに第一種指定電気通信設備に加えるとともに、④接続料の算定方法に関する規定を整備する。

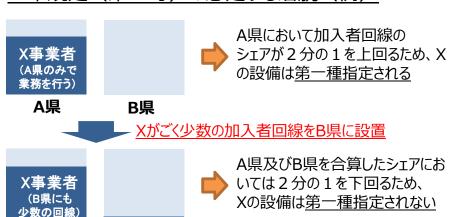
#### ① 加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備 【施行規則第23条の2第2項(新設)】

- 設置する加入者回線について、第一種指定電気通信設備として指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する等の<u>潜脱を防止し、適切な算定を行うため</u>、ある都道府県における<u>加入者回線の設置割合が一定の割合</u>(百分の一)未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなす(業務区域に加えない)。【第一号】
- 加入者回線の数について、<u>シェアドアクセス方式</u>で設置される加入者回線については、①局舎の電気通信設備に接続される<u>主端末回線を数える方式</u>と、②利用者の電気通信設備に接続される<u>分岐端末回線を数える方式</u>の2方式が想定され得るところ、現行と同様に後者で算定することを明確にするため、利用者側の電気通信設備に接続される回線の数を算定する旨を規定。【第二号】

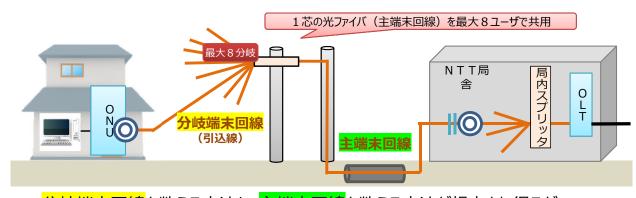
#### ●本規定(第一号)の想定する潜脱(例)

A県

B県



#### ●シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法(第二号)



<mark>分岐端末回線</mark>を数える方法と、<mark>主端末回線</mark>を数える方法が想定され得るが、 現行と同様に、分岐端末回線の数で算定することを明確化

## 改正の概要②~④(第一種指定電気通信設備の追加等)

#### ② 指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備 (施行規則第23条の2第4項)

- <u>第一種指定交換等設備について、</u>これまで単位指定区域(都道府県)内の通信を行うものに限り指定可能としていたところ、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ及び県間通信に係る中継ルータを指定するため、<u>単位指定区域内の通信を行うものに限り</u>指定可能とする規定を削除。【第一号□】
- 第一種指定伝送路設備について、新たに県間通信に係る伝送路設備(第一種指定県間伝送路設備)を追加。【第二号八(新設)】

#### ③ 第一種指定電気通信設備の指定 【指定告示(※)】

- 県間通信用設備(IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。)を新たに指定。【第三号□、第五号】
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータを新たに指定。【第三号八】

#### ④ 新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定 【第一種指定電気通信設備接続料規則】

- 県間通信用設備に係る新たな法定機能として、「一般県間中継系ルータ交換伝送機能」を追加。【第4条表六の二】
- 新たな法定機能において、他の電気通信事業者が設置する設備(他社設備)を利用して提供される場合があることを踏まえて、他社設備に係る費用についても接続料に加えるものとする。【第9条】
- 新たな法定機能に係る接続料について、回線容量(データ伝送の場合)又は通信量(音声伝送の場合)を単位として設定することを原則とする。【第18条の2第2項】

#### 最終答申 第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方 (概要・関係部分抜粋)

- 「PPPoE接続」以外の<u>「IP音声接続」、「IPoE接続」の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を</u> <u>有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当</u>である。
- 県間通信用設備について規律する場合には、<u>他社設備も含めて一体的に規律することが適切</u>である。この際、<u>自己設置の設備と他社設備利用に係</u>るコストを一体的に接続料原価に算入(例えば、通信設備使用料等)して接続料を設定することが適切である。
- I P網移行後の音声通信について、<u>NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(I P音声用)を今後第一種指</u> **定電気通信設備として指定が可能**となるよう、**所要の制度対応を行うべき**である。

## (参考)電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号) (第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

#### 改正条文案

(第一種指定電気通信設備との接続)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより

通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合として総務省令で定める方法により算定した割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び\_\_\_\_\_\_\_当該電気通信事業者が当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電

気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通

信設備として指定することができる。

#### 現行条文

(第一種指定電気通信設備との接続)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより<u>全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに</u>、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内

\_\_\_\_\_に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める

\_\_\_\_\_\_割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び<mark>当該区域において</mark>当該電気通信事業者が<mark>これと一体として</mark>

設置する電気通信設

備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。



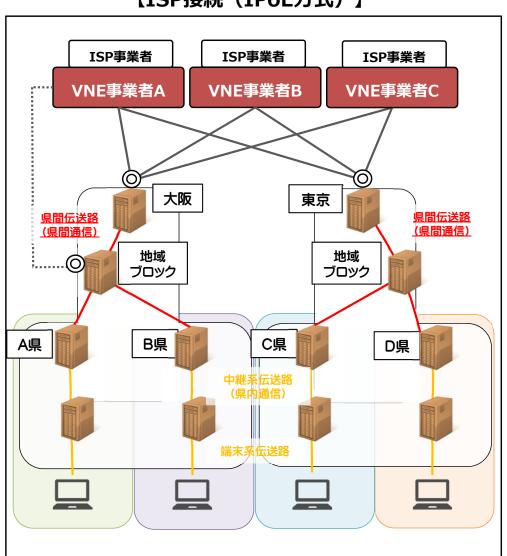
<mark>黄マーカー部分</mark>:加入者回線の占有率を算定する範囲を、現行の都道府県単位から、各事業者の業務区域(例えばN TT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

<mark>緑マーカー部分</mark>:固定電話網のIP網移行に伴い、接続点が東京・大阪の2か所になることにより、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(IP音声用)を指定できるよう、規定を見直す。

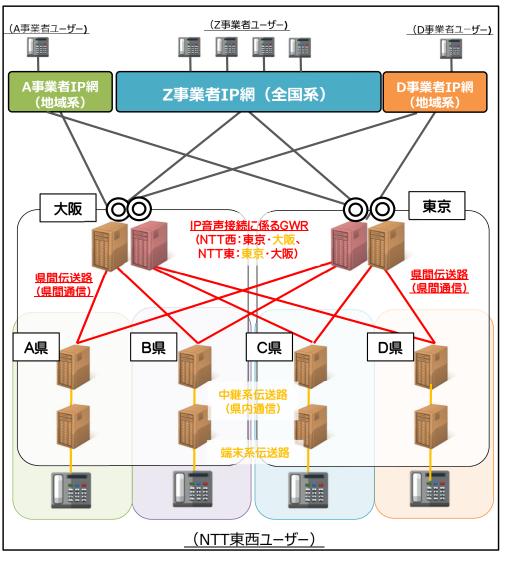
## 新たに指定される第一種指定電気通信設備

- 県間通信(IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。)に係る設備を新たに指定。
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータ(GWR)を新たに指定。

#### 【ISP接続(IPoE方式)】



#### 【IP音声接続】

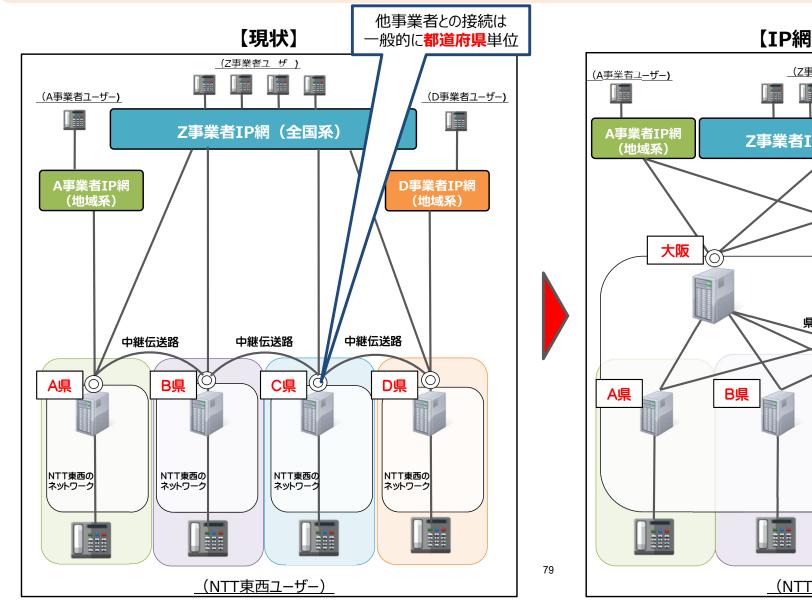


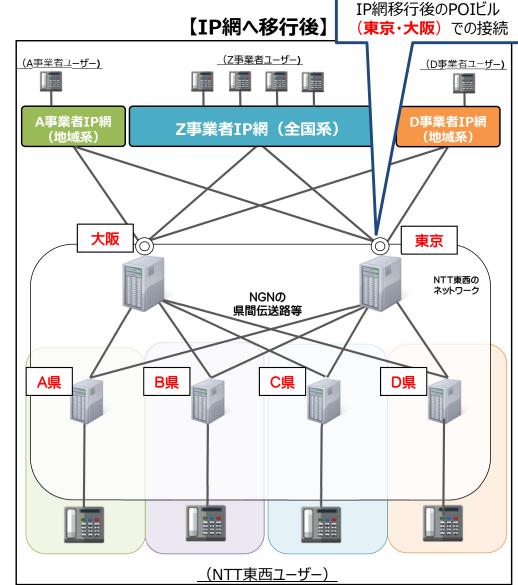
赤字・赤線:今回新たに指定する設備、<sup>78</sup> 橙字・橙線:既に指定されている設備

#### 【参考】 最終答申概要 一部抜粋

## (参考)IP網移行後の音声通信における接続形態の変化

- NTT東日本・西日本は、<u>令和3年1月以降順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を開始し、令和7年1月までに移</u> <u>行を完了させる予定であり、移行後は他事業者との接続点(POI)が都道府県単位ではなく、原則、東京、大阪の2か所</u>となる。
- 〇 また、POIの設置場所が原則東京、大阪の2か所であることを踏まえると、東京、大阪のPOIから東京、大阪以外のNTT東日本・西日本のユーザーに着信する場合は、**不可避的に県間通信用設備を経由**することになる。

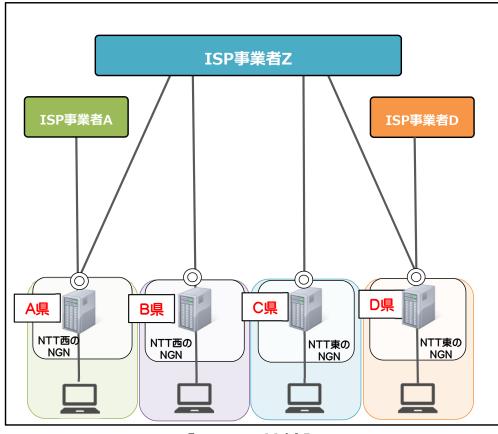


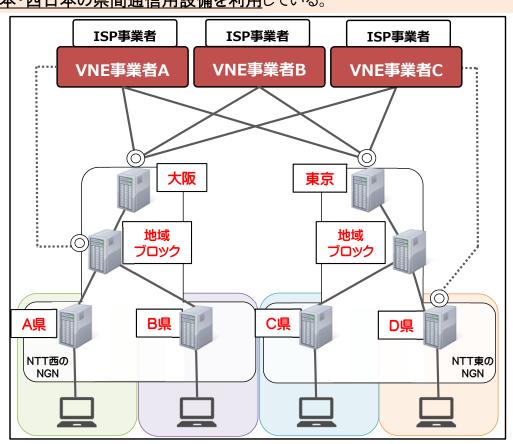


#### 【参考】 最終答申概要 一部抜粋

## (参考)NGNにおけるISP事業者等の接続方式

- インターネット接続サービス等のIP通信の役務の提供のためにISP事業者等がNGNに接続する方式として、現状、PPPoE接続とIPoE接続が並存。
- <u>PPPoE接続の場合</u>は、接続が都道府県ごとであり、かつ接続するISP事業者は、その<u>都道府県ごとにサービス提供が可能</u>であるが、<u>IPoE接続の場合</u>は、 <u>全国向けのサービス提供が行われている。</u>現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要である(全国 にサービス提供するための県間接続料以上の網改造料が生じる。)ことから、<u>現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はいない。</u>
- 上記を踏まえると、現時点では、全てのVNE事業者が不可避的にNTT東日本・西日本の県間通信用設備を利用している。





#### 【PPPoE接続】

		■全国POI(東日本
接続点	<u>都道府県</u> ごとに設置	■単県・ブロックPo

■全国POI(東日本、西日本それぞれの全域をカバー):東京、大阪※1

■単県・ブロックPOI:東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道 大阪(関西1)、兵庫(関西2)、愛知(東海)、広島(中四国)、福岡(九州)※1

【IPoE接続】

※1 令和2年10月26日時点で確認できているもの。

## 接続事業者のサービス提供範囲

<u>都道府県内</u>

#### <u>全国</u>

80 (現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要。現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はなし。)

#### 経過措置【附則第2条】

本省令の施行時に現に認可を受けている接続約款については、

- 事業者が、施行前においても改正後の省令に適合させるための変更の申請を行うことを可能とするとともに、
- 総務大臣が、当該申請に対する認可を本改正省令の施行前に行うことができ、
- 当該申請に対する認可が本改正省令の施行後となった場合、現に認可を受けている接続約款は改正後の省令に適合しているもの とみなす

旨の経過措置を規定。

令和4年 9月	10月	11月	12月	令和5年~
情報:	通信行政·郵政行政審 電気通信事業部会	議会	答申をいただい 速やかに制力	
9/26(月) 諮問	パブリックコメント <del>(予定</del> ①9/27(火)-10/26(水) ②再意見募集 <del>(約2週間)</del> (10/29(土)-11/11(金)		定)	E法の施行日(改正法の公布日 (令和4年6月17日)から 1年を超えない範囲内に )て政令で定める日(令和5年6 月16日))から施行 (附則第1条)

# 参考資料

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定 電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

## (参考)用語の整理等について [諮問対象外]

本改正に伴い、関係省令について、以下の所要の改正を行う。

- 平成13年総務省告示第242号(電気通信事業法施行規則第23条の2第2項の規定に基づく指定に関する件) は不要となるため、廃止
- ○「単位指定区域」の定義が削除されることに伴う、当該規定を引用していた箇所の改正 【施行規則第23条の4第1項、接続料規則改正省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項、 電気通信事業報告規則様式第21】
- 県間通信用設備のうち、IP音声県間接続・優先パケット県間接続について、第一種指定電気通信設備に指定されていないものの、第一種指定電気通信設備と一体的に利用せざるを得ないことに鑑み、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める規定(令和3年総務省令第1号で追加)について、当該設備が全て第一種指定電気通信設備となるため、削除【施行規則第23条の4第2項第1号の2】
- 県間通信用設備の第一種指定を踏まえた設備等に係る定義・様式等の整理 【接続料規則第2条第5号~第6号の2、接続会計規則第2条第2項・別表】
- PSTNマイグレーション期間中の長期増分費用(LRIC)方式による加入電話・メタル I P 電話接続機能の接続料の算定に係る経過措置について、県間通信用設備の第一種指定を踏まえた規定の整理 【施行規則等改正省令(令和3年総務省令第1号)附則、接続料規則等改正省令(令和4年総務省令第9号)附則】

〇総務省令第

号

電 気 通 信 事 業 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 兀 年 法 律 第 七 + 号)  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 1 電 気 通 信 事 業 法

昭 和 五 + 九 年 法 律 第 八 + 六 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を

次のように定める。

令和年月日

総務大臣 寺田 稔

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

次

 $\mathcal{O}$ 

表

12

ょ

り、

改

正

前

欄

に

撂

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

下

線

を

含

む

以

下

ک

 $\mathcal{O}$ 

条

12

お

1

7

同

ľ

を

付

L

第 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令 第二十 五 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す る。

又 は 破 線 で 进 W だ 部 分 を  $\mathcal{L}$ れ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 囲 W だ

部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L て 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 12 重 傍 線  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 重 下 線 を

含 む 以 下  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 同 じ を 付 L た 規 定 以 下  $\sum_{}$ 0 条 12 お 1 7 対 象 規 定 と 7 う。 は

分 が そ 異  $\mathcal{O}$ な 標 る 記 £ 部  $\mathcal{O}$ 分 は が 改 同 正 前  $\mathcal{O}$ 欄 ŧ) 12  $\mathcal{O}$ 掲 は げ 当 る 該 対 対 象 象 規 規 定 定 を を 改 改 正 正 後 後 欄 欄 に に 掲 掲 げ げ る る 対 ŧ 象  $\mathcal{O}$ 規 0 定 ょ لح う L に 7 改 移 め 動 L そ 改  $\mathcal{O}$ 標 正 記 前 欄 部

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄

に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

改 正 後	改 正 前
第一章 総則 (第一条—第二条の二)	第一章 総則 (第一条・第二条)
電気通信事業	同上
節	節
雷	肃
[第三節~第五節 略]	節
第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(第四十条の八の二―第四十条の	第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(第四十条の八の二―第四十条の
八の十二)	八の十)
[第三章~第五章 略]	[第三章~第五章 同上]
) 附則	附則
通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者)	
一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者から、その提供す	다 왕자 宣传 그
気通信役務を継続的に利用するための識別符号(法第二十七条の十二第二号に規定	
<ul><li>人ごあつては、当该去人り名か)、電話番号、電子メーレアドレス又はこれらど祖外合っせた 別符号であって 当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が携伊する氏名(法)</li></ul>	
基づき作成されるものをいう。)を付与された者(電気通信事業者又は第三号事業	
む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。)とする。	
(登録を要しない電気通信事業)	(登録を要しない電気通信事業)
第三条 [略]	第三条 [同上]
、	、
いこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起こって、	
究九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例	の間は、法第九条の登録を受けないで
の者がその期間内に同条の登録の申請をした場合に	きる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合にお
、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様	期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする
とする。	•
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	名等の変更の届
しようとする者は、様式第六の届出書に、吹の各号に掲げる場合の区分に芯じ、当該各号に定一第七条 従第十三条第五項の規定による社第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出を	しようとする者は、様式第六の届出書に、欠の各号に掲げる場合の玄分に芯じ、当該各号に定策七条 - 池第十三条第四項の規定による池第十条第一項第一号又に第二号の事項の変更の届出る
出しなければならない。	1/4
1561112611110011111111111111111111111111	
は、兼式第六の国出書を提出しなければならない。  2   没第十三条第五項の規定はよる没第十条第一項第五長の事項の変更の届出をしようとする者	ま、兼式第六の届出書を提出しなすればならない。 は、兼式第六の届出書を提出しなすればならない。
	村宝倉ラの月上

(軽微な変更の届出

に限る。)を添えて提出しなければならない。 様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合

る。)を添えて提出しなければならない。 該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限 ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項

[3~5 略] \_\_\_\_\_ 四 略

(電気通信事業の届出)

第九条

する者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類 を添えて提出しなければならない。 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようと

二・二 略]

様式第六の届出書を提出しなければならない。 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、

出しなければならない。 場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三に

場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 出しなければならない。 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三に 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出

[] ~四 略]

[7~9 略]

る。)を添えて提出しなければならない。 条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九

場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者 に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定に の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者

(軽微な変更の届出

法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする|第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする 者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合 に限る。)を添えて提出しなければならない。

該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限 る。)を添えて提出しなければならない。 ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

[一~四 同上]

2

[3~5 同上]

(電気通信事業の届出)

第九条 [同上]

2 同上

3 する者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類 を添えて提出しなければならない。 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようと

二・二 同上

4 様式第六の届出書を提出しなければならない。 法第十六条第二項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、

5 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる 場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 出しなければならない。 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三に

6 よるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる 場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提 をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三に 出しなければならない 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出

[7~9 同上] [一~四 同上]

条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限 る。)を添えて提出しなければならない。 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九

11 に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定に 場合に限る。) 又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者 の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者

87

定」という。) したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」といるのとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認場所に関する状況(以下この号において「視して、当該電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているの保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」との保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものとして、当該電気通信を務のうち、その提供を受けることができる五、法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信を務のうち、その提供を受けることができる五、「一く四、略」	「一个〜オ 略」   「一个	
4 [同七]	第二十二条の二の七 [同上] 第二十二条の二の七 [同上] (書面による解除の例外) 第二十二条の二の七 [同上]	は 上上 リーローの交第のメニル コード ロー・ロー・ロー コード ロー・エイ 節 。

第二十二条の二の十九 第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行 第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、 第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合にあ [2 4 略] 2 6 為とする。 当該契約を特定するに足りる事項)を記載しなければならない。 号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 つては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二 [一~五 略] [八~十二 略] (利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) (書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額) (不実告知後の書面の交付) (特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定) 請求すること。 次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を う。)を締結した場合 [イ〜ニ 略] [イ〜ハ 略] `^ ト のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する 必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。) われる工事等(当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために 当該契約の解除をした者(以下このホにおいて「利用者等」という。)の求めに応じて行 る法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対す (1) • (2) 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は 略暨 略 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ 次に掲げる額 第二十二条の二の九 第二十二条の二の八 [新設] 第二十二条の二の十三の二 [同上] [2~4 同上] [2~6 同上] 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額とし 七 書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法 [一~六 同上] [八~十二 同上] [ 同上] (利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 二 < 五 同上]</p> (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) (不実告知後の書面の交付) ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者の求 て次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額 を請求すること。 示 [イ〜ハ 同上] [イ〜ニ 同上] 「 ~ ト 利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 ために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限 めに応じて行われる工事等(利用者が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相 (1) • (2) ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定 同上 同上 同上 同上 同上

	二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監
	ること。 用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関す
	コー支持的安全管理措置に関すること。 かり 物理的安全管理措置に関すること。
	イ 組織的安全管理措置に関すること。
	一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に
	はならない。
一彩記」	業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わり、第二十二条の二年二、決第二十七条のデ第一項の規定による届出をしようとする電気退信事
	のを有するもの
	うに体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのも
	することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるよ
	二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理
	とができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
	一 特定の利用者(法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。)を識別するこ
	の集合物を構成する情報とする。
[新設]	第二十二条の二の二十一 法第二十七条の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報
	(特定利用者情報)
	る一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの
	時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度に
	に掲げる者に限る。)を含む。次号において同じ。)の数の平均が一千万以上であるもの「『掲げる者に限る。)を含む。次号において同じ。)の数の平均が一千万以上であるもの
	日が当該 即電気通信役務を利用して 提供する電気通信役務の利用者
	限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信
	に
	<ul><li>一その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度にお</li></ul>
	気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとす
1	年郵政省令第四十六号)第二条第三項の表の報告対象役務
新設	第二十二条の二の二十 法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報
	(利用者の利益に及ぼす影響が大きハ電気通言投務)
	事業者にその旨を通知するものとする。 ――事業者にその旨を通知するものとする。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ŧī. 五の届出書を提出しなければならない。 ロ (情報取扱方針) 法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、 督に関する次に掲げる事項 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項 法第二十七条の九の規定による評価に関する次に掲げる事項 に関すること。 当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関すること。 当該評価を行う項目、方法及び頻度に関すること。 委託先の選定の方法に関すること。 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関すること。 様式第十五の

[新設]

第二十二条の二の二十三 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事

供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者 業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に

が容易に確認できるようにするものとする。

特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項 取得する特定利用者情報の内容(当該特定利用者情報を取得する方法を含む。)に関する 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項 ①又は2に定める事項 安全管理措置の概要 次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、 れのある当該外国の制度の有無 電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合(②に掲げる場合を に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、 当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそ 当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、 当該第三者の名称

当該

五匹

二 外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であつて、情報の保存を目的とするもの

の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制

外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国

を利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用

者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

過去十年間(法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合に 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

新設	スクシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。)により提供されるものと第二十二条の二の二十七 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号の(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務) ばならない。
	ける管理り地立こあることをが前条こ見官ける要件を備えることを正ける警頁を添け、なけれて、前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画四、解任の場合にあつては、その理由 三、選任し、又は解任した年月日 二、選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日
新設	だる事項を 氏名又は だんろうに おんしん おんしん おんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん
	ロ イに掲げる業務を監督する業務 ロ イに掲げる業務を監督する業務 の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務 イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報を有すること
新設」	事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事
新設」	用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の適用については、同項中「直近の 第二十二条の二の二十四 法第二十七条の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度におけ を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。 一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況 一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況 二 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況 二 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況 二 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況 二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい 1 前項の規定は、法第二十七条の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度における時間をいる。 1 本語の場合において、当該翌事業年度における同項の適用については、同項中「直近の 2 が表に関する事項

|する

- 他人の通信を媒介する電気通信役務
- ユースの上ので情報(食べてに)なりら情報という。从でよりおいて同じの一て対ちの利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務 の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から一 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から
- する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務に限る。次条において同じ。)のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるもの三 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応
- 関覧に供することを目的とするもの気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の四、前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電

利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

ばならない。 各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなけれる情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条第二十二条の二の二十八 法第二十七条の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とす

日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

- うにすること。 | 操作を行うことなく文字が適切な大きさで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるよ
- 前項の利用者に通知する場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該うにすること。 うにすること。 三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるよ
- 者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。)。
  「気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用
- 二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。
- の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次
- ページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブ
- 事項を表示すること。 最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる「情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に
- (利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項) 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

[新 設]

2	2   法第三十三条第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。
	規(
	者の氏名又は名称 、前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる
	售
	五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する
	されることとなるときは、その内容四(利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限
	オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法
	のであるかの別
	-
	という。)を構じている場合こあつては、その旨という。)を構じている場合こあつては、その旨との条において「オフトアウト措置」
[新設]	第二十二条の二の三十一 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げる
	- (オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)
	の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報
	五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他
	軽減等を図るために必要な情報
	四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の
	電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
	三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の
	の映像面に再表示するために必要な情報
	二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備
	情報
	0)
	一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映
	とする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。
[新設]	第二十二条の二の三十 法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるもの
	(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)
	三 第一号に規定する情報の利用目的
	者の氏名又は名称
	二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる
	する情報の内容
	<ul><li>一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関</li></ul>
	事項とする。
「新没」	第二十二条の二の二十九 去第二十七条の十二本文の総务省令で定める事項は、青報差言指令通

合における次の事項(イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運「一略」 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通 1十~十二 略]	継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系へ、略]	一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定(以下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの「イ・ロ 略」「イ・ロ 略」 「	□ □の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
2 [市上]   「一 同上]   「一 回上]   「一 回用]   「一	系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系で「一~八 同上」(第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交第二十三条の四 [同上](第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)[三・四 同上]	[新設] 「イ・ロ 同上] 「イ・ロ 同上] 「イ・ロ 同上] 「イ・ロ 同上] 「イ・ロ 同上]	の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別  [新設]   [東京

第四十条の九 第四十条の八の十一 第四十条の八の二 第四十条の八の十 第四十条の八のハ 第四十条の八の七 第四十条の八の三 第四十条の八の九 四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、 り、その旨を公示するものとする。 る場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。 ことによつて行う。 該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。 査研究その他の正当な理由によることなく、 て通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先 に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、 [一の三~十二 略] (電気通信事業の全部の認定の申請) (公示) (廃止の届出) 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、 (攻撃先設備探査の範囲) し、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしてい の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請を む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録 の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含 に記載するものとする。) 略 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備 [イ~ハ 略] [削る] 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第 〜第四十条の八の六 法第百十六条の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、 略 略 法第百十六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示する 第四十条の八の十 略 略 略 インターネットに接続された電気通信設備におい 第四十条の八の十一で定めるところによ 次の各号に掲げ 第四十条の九 3 第四十条の八の九 第四十条の八の二~第四十条の八の五 第四十条の八の八 第四十条の八の七 第四十条の八の六 [新設] とによって行う。 (公示) (電気通信事業の全部の認定の申請) その旨を公示するものとする。 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、 (廃止の届出) [一の三~十二 同上] し、若しくは同項の変更登録を受け、 の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請を む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録 の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含 同上 **ポーその他他事業者が特定接続を行う場合の条件** その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備 平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第三項の規定を準用する。) 算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則( 利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計 該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な いて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。)を行う場合に当 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のパケットにつ 同上 法第百十六条の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示するこ 同上 同上 同上 同上 同上 又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしてい 第四十条の八の十で定めるところにより

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は 法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請

 $\frac{2}{3}$ 

(電気通信事業の一部の認定の申請)

条第二項において「一部認定」という。) を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区|3四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定(以下この条及び次|第四十条の十 分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八 の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は 法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請

 $\frac{2}{3}$ 略

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

の取扱いに関して用いられる設備 検索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報 データベース(利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて

(業務の停止等の報告)

第五十七条 場所、概要、 生した後(通信の秘密又は特定利用者情報(次条第一項に規定する情報に限る。以下この条に るとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表 おいて同じ。)の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後)速やかにその発生日時及び の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならな 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発 理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告す

略 特定利用者情報の漏えい 報告の事由 様式第五十の二の二 様式 えいを知つた日から 特定利用者情報の漏 三十日以内 報告期限

る場合は、様式第三十八の四の申請書

一 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は 法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請

[2・3 同上]

(電気通信事業の一部の認定の申請)

を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八 の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条

一 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は 法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請

[2・3 同上]

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。 (利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

「利用者」という。 データベース(法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者(以下この号において に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検

取扱いに関して用いられる設備 索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の

三~四四 同上

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならな るとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表 場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告す 後(通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後)速やかにその発生日時及び

同上 第五十八条で定める重大な 報告の事由 様式第五十の三 様式 生した日から三十日 その重大な事故が発 報告期限

第五十八条 法第二十八条第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、 兀 (報告を要する事故 な事故 次条第二項に規定する重大 様式第五十の三 次の各号のいずれかに該 生した日から三十日 その重大な事故が発

当するものとする。

第一号において同じ。)の数が千を超えるもの 当該情報に含まれる利用者(法第二条第七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項

法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。 府に提供を行つたもの 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、 外国政

利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、 除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るもの 障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受け 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以

大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの 声伝送役務 緊急通報を取り扱わない音 緊急通報を取り扱う音声伝 一時間 一時 間 間 岩岩 三万 利用者の数

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた 利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務 除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを 大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上

		<u> </u>					務だ	故を	上
		ı		r			1	1	
通信役務通信役務以外の電気	ずう意気角言と考えよう意気五 一の項から四の項までに掲	務を除く。) の項までに掲げる電気通信役 関連サービス(一の項から三	払を受けないインターネット 提供の対価としての料金の支四 利用者から電気通信役務の	ンスLPWAサービス 十八号に規定するアンライセ 事業報告規則第一条第二項第	役務を除く。)及び電気通信又は二の項に掲げる電気通信の項に掲げる電気通信	一項及び第五項又は同条第一備規則第四十九条の六の九第三 セルラーLPWA(無線設	声伝送役務二 緊急運報を取り扱わない音	送役務と取り扱う音声伝	電気通信役務の区分
一時間	二時間	十二時間	二十四時間		二時間	十二時間	一時間	一時間	時間
百万	三万	百万	十万		百万	三万	十万万万	三万	利用者の数

電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の

提供の対価としての料金の支

利用者から電気通信役務の

二十四時間

十万

払を受けないインターネット

を使用する携帯電話(一の項

二時間

百万

項及び第六項で定める条件に

備規則第四十九条の六の九第

セルラーLPWA(無線設

十二時間

三万

項及び第五項又は同条第

適合する無線設備をいう。

又は二の項に掲げる電気通信

事業報告規則第一条第二項第

八号に規定するアンライセ スLPWAサービス

役務を除く。

)及び電気通信

1   その記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。) に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有すされ、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有すされ、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者同のを除く。) であること。	は、当時のでは、 は、当該他の電気通信事業者が当該印電気通信役務は、次の各号のいずれにも該対が一千万以上であること。 第七号イに掲げる者に限る。)を含む。次項第二号において同じ。)の数の平は、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用は、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する場合にあつて第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつて第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務であること。	当するものとする。	- 5のとする。 第五十九条の三 法第百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる(ドメイン名電気通信役務等の範囲)	これを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる者に第五十九条の二 法第百六十四条第一項第三号の規定による指定及びその解除は、告示によつて第五十九条の二 法第百六十四条第一項第三号の規定による指定及びその解除は、告示によつて(検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定) その旨を通知するものとする。	1	<ul><li>ゴーク質から切り質はでに場 1.時間</li><li>一方質から可り質はでに掲げる電気通信役</li><li>一方でに掲げる電気通信役</li><li>一方でに掲げる電気通信役</li><li>一方でに掲げる電気通信役</li></ul>
	新設	[2・3 同上] [一・二 同上]	第五十九条の二 [同上] (ドメイン名電気通信役務等の範囲)	新設」		故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

第六十条の二 [略]

号を通知するものとする。法第十六条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定による 届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番 2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番 (申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとす 以下同じ。)を経由して行うことができる。 者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。 信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である外国法人等にあつては、国内代表 る者は、当該申請等(ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。)をその者の住所(電気通

[ ] ~ 二 略]

法第十三条第五項の変更の届出

[2 略] [四~三十四 略]

項、第60条の2第2号関係) 様式第4(第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2

提供する電気通信役務

 $[34 \cdot 35]$  $[1 \sim 32]$ 気通信役務 ドメイン名電 郡 郡 畾 溪 第59条の3第1項第1号口に掲げるもの 第59条の3第1項第1号イに掲げるもの 涶 <u>59条の3第1項第2号</u>に掲げるもの 贫 籡 9 提供する役務

る電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ ービス」、「ホスティングサービス」、「 $\operatorname{I} \operatorname{X}$ サービス」、 ービス内容を併記する<u>こと。また、</u> 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げ 、当該指定に係る電気通信役務について、 法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつて 参考として、 具体的なサービス内容を併記す 「無線序出し」等具体的なサ

ドメイン名電気通信役務のうち、「<u>第59条の3第1項第1号イ</u>に掲げるもの」又は「<u>第</u>59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務 に係るドメイン名の一部を記入すること。

园

様式第6(第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)

|第六十条の二 [同上]

号を通知するものとする。法第十六条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による 届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方法)

第六十九条 同上

□~二 同上]

三 法第十三条第四項の変更の届出

項、第60条の2第2号関係)

様式第4(第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2 [2] 同上] [四~三十四 同上]

	提供する電気通信役務	
電 気	、通信役務の種類	提供する役務
[1~32 略]		
	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
53 下メイノ名画	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
<b>双</b> 週后仅伤	第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
[34・35 略]		

[注1~6 同左]

る電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ ービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサ 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げ ビス内容を併記すること。

ドメイン名電気通信役務のうち、「<u>第59条の2第1項第1号イ</u>に掲げるもの」又は「<u>第</u>59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務 に係るドメイン名の一部を記入すること。

様式第6(第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)

[同左]

様式第9(第9条第5項関係) 第5項)の規定により、届け出ます。 変更したいので届け出ます。 様式第7の5(第8条第2項第4号関係) 様式第7の4(第8条第2項第3号関係) 通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 様式第7の3(第8条第2項第2号関係) 様式第7の2 様式第7(第8条第1項関係) 事業法<u>第13条第5項</u>の規定により、届け出ます。 け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届 次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第5項 電気通信事業法<u>第16条第4項</u>の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 [注1・2 [注1・2 [注1・2 [注1・2 [注1・2 [注 略] (第8条第2項第1号関係) 悉 器 (第16条第3項) (及び第122条 第5項)の規定により、届け出ます。 様式第7の5(第8条第2項第4号関係 通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 け出ます。 様式第7の2 様式第7(第8条第1項関係) 変更したいので届け出ます。 様式第9(第9条第5項関係) 事業法第13条第4項の規定により、届け出ます 様式第7の4(第8条第2項第3号関係 様式第7の3 [同左] [同左] [同左] 次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項 [同左] [同左] [同左] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気 次のとおり変更したので、電気通信事業法<u>第13条第4項</u>及び第122条第2項の規定により、届 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 N K [表同左] [注1・2 [注1・2 [表同左] [表同左] [表同左] 表同左 [注1・2 [表同左] [注1・2 [注1・2 [表同左] 同左] (第8条第2項第2号関係) (第8条第2項第1号関係 同左] 同左] 同左] 同左] (第16条第2項) (及び第122条

変更したいので、届け出ます 様式第9の6(第9条第6項第3号関係) 変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 様式第9の5 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます おり申請します 更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと 様式第9の4(第9条第6項第2号関係) 変更したいので、届け出ます。 様式第9の3(第9条第6項第1号関係) 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 様式第9の2 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、 [注1・2 [注1~3 [注1・2 □注1 · 2 [注1~3 (第9条第6項第2号関係) (第9条第6項第1号関係) 回 回 更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと 変更したいので、届け出ます。 様式第9の6 変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 おり申請します。 変更したいので、届け出ます。 様式第9の3 条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 様式第9の5 様式第9の4(第9条第6項第2号関係) 様式第9の2 [同左] [同左] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 電気通信事業法<u>第16条第3項</u>の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 [表同左] [注1・2 [注1~3 [注1~3 [表同左] [注1・2 [注1・2 [表同左] (第9条第6項第3号関係) (第9条第6項第1号関係 (第9条第6項第2号関係 (第9条第6項第1号関係 同左] 回左] 同左] 同左] 同左]

	情報取扱規程変更届出書
[新設]	注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 <u>様式第15の5</u> (第22条の2の22第2項関係)
	電気通信事業法第27条の6第1項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け出ます。
	(ふりかな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 武載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名
	郵便番号
	総務大臣 殿
	情報取扱規程届出書
[新設]	<u>様式第15の4</u> (第22条の2の22第1項関係)
[注1~3 同左]	[注1~3 略]
[表同左]	[表略]
『回左』 電気通信事業法 <u>第16条第4項</u> の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。	「略」 電気通信事業法 <u>第16条第5項</u> の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。
様式第9の8(第9条第10項関係)	様式第9の8(第9条第10項関係)
[注1・2 同左]	[注1·2 略]
[表同左]	
電気通信事業法 <u>第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおの更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。</u>	電気通信事業法 <u>第16条第4頃</u> の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。
様式第9の7(第9条第6項第4号関係)	様式第9の7(第9条第6項第4号関係)
[注1・2 同左]	[注 1 · 2 略]

様式第38の3の4 (第40条の8の6関係) 様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係) け出ます。 様式第38の3の2 (第40条の8の3第1項関係) 変更の理由 変更年月日 変更の内容 次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6第2項の規定により、届 総務大臣 殿 [表略] [表略] [注1~3 略] [注1 略] 2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 [3 點] 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 連絡先 郵便番号 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 記載すること。) 等を記載すること。) 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 併 旦 Ш 様式第38の3の4 (第40条の8の5関係) 様式第38の3の3(第40条の8の3第1項関係) 様式第38の3の2 (第40条の8の2第1項関係) [同左] [表同左] [表同左] [注1~3 同左] [注1 同左] 2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。[3 同左]

様式第38の5(第40条の9第1項第2号関係) のとおり申請します。 様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係) いので、次のとおり申請します。 様式第38の4(第40条の9第1項第1号関係) 規則第40条の8の7第1項の規定により、届け出ます。 様式第38の3の5(第40条の8の7第1項関係 で、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けた|で、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けた [2 (電気通信事業法<u>第16条第4項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行 注1 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 (1) 提供区域 業務区域 [(2)・(3) 略] 電気通信設備の概要 の概要に同じ。」等と記載すること。 域に同じ。」、「法第16条第1項(及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る業務区域に同じ。」等と 思 思 信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項(及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る電気通信設備 記載すること。 「法第9条の登録(の申請) 載すること。 「法第9条の登録(の申請)(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る電気通 じ。」、「法第16条第1項(及び同条第4項)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記 「法第9条の登録(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る提供区域に同 (及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る業務区 のとおり申請します。 様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係) いので、次のとおり申請します。 様式第38の5(第40条の9第1項第2号関係) 規則<u>第40条の8の6第1項</u>の規定により、届け出ます。 (電気通信事業法<u>第16条第3項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの 様式第38の4(第40条の9第1項第1号関係) 様式第38の3の5(<u>第40条の8の6第1項</u>関係 業務区域 [注 同左] [2 同左] 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次 Ä 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行 注1 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 (1) 提供区域 [(2)・(3) 同左] 電気通信設備の概要 [表同左] の概要に同じ。」等と記載すること。 域に同じ。」、「法第16条第1項(及び同条第3項)の届出に係る業務区域に同じ。」等と 信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項(及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る電気通信設備 記載すること。 Ħ [2 同左] 「法第9条の登録(の申請)(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る業務区 載すること。 「法第9条の登録(の申請)(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る電気通 同左] じ。」、「法第16条第1項(及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記 「法第9条の登録(及び法第13条第1項の変更登録(の申請))に係る提供区域に同

	因	発生原因
	光	発生状況
	野	発生場所
	月日 復旧年月日	発生年月
	②特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政 府に提供を行つたことによる漏えい	口 ②特3 对
	①特定利用者情報(電気通信事業法第27条の5第2号に掲げる情報に限る。以下同じ。)に 係る利用者の数が千を超える漏えい	□ □ (本) (本)
	電気通信事業法第28条第1項2号ロに規定する特定利用者情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。	電気通信により、そ
	担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	
	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。	
	氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	
	任 別 (ふりがな)	
	郵便番号 (ふりがな)	
	ED 聚	総務大臣
	特定利用者情報の漏えい報告書	
[新設]	<u>の2の2</u> (第57条関係)	様式第50の2の2
[注 同左]		[注 略]
[1・2 同左]	略]	[1・2 略]
[注 同左]	路]	[注 略]
たいので、次のとおり申請します		たいので、
(电気通信事業広 <u>男10米男 3 場</u> で、届け出る)とともに、同法領	(电双囲信事業広 <u>第10米第4項</u> の死たにより回来第1項ある方の事項を外のこねり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受け	に見べました。
電気通信事業法第13条第 1 項 <i>(                                 </i>	電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける。 歌倉通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける	電気通信
「同左」	口外接上手でする あんり 日子で こう口子をこれをし 内手の コッチもの オリジロン ないし	

106

(の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける (の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの (第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受け

備									
備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。	を省略することができる。	3 ②に該当する場合において、復旧年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載	2   該当する口にレ印を付けること。	であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができる。	書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容	注1 電気通信事業法28条第1項第2号イに規定する通信の秘密の漏えいに関する同条の報告	再発防止策	措置模様

# 電気通信事業報告規則の一部改正

第二 L 後 欄 7 次 撂 に  $\mathcal{O}$ げ 掲 表 電 る げ に 気 そ ょ 通 る 規 り、  $\mathcal{O}$ 信 標 定 事 業 記  $\mathcal{O}$ 改 部 下 正 報 告 線 分 前 に 欄 規 を 則 付 に 重 掲 L 昭 傍 げ 又 線 和 は る 六 規 破  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 十三 線 定 重 で  $\mathcal{O}$ 年 下 囲 下 郵 線 線 W 政 を だ を 含 省 付 部 令 む。 分 L 第 0 又 兀 は ょ う +破 を 六 付 に 線 号) 改 L で た  $\Diamond$ 进  $\mathcal{O}$ 規  $\lambda$ 定 だ 改 部 正 部 を 以 分 前 下こ をこ 次 欄  $\mathcal{O}$ 及 ょ び れ  $\mathcal{O}$ うに 改 条 に に 対 正 改 お 応 後 正 す 欄 1 す て る に る。 対 改 対 応 正

象

規

定

と

7

う。

は

改

正

前

欄

12

撂

げ

る

対

象

規

定

を

改

正

後

欄

に

掲

げ

る

対

象

規

定

لح

L

7

移

動

し、

改

正

後

欄

に

掲

げ

る

対

象

規

定

で

改

正

前

欄

に

ک

れ

に

対

応

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

を

撂

げ

7

1

な

1

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は、

これ

を

加

え

る。

改 正 後	改 正 前
-	-
第一条 [略]	第一条 [同上]
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ	2 [同上]
[一~十九 略]	[一~十九 同上]
十九の二 電子メールサービス 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法	[新設]
第11~。   御第二十六号)第二条第一号に規定する電子メール(次号において同じ。)に係る電気通信役	
十九の三 メッセージングサービス 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端ろきいっ	[新設]
末機器(入出力装置を含む。)の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電	
気通信(電子メールを除く。)に係る電気通信役務をいう。	
十九の四 検索サービス 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号にお	[新設]
いて同じ。)に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により	
電気通言受備を也入り通言の用こ共する電気通言受務をいう。 閲覧ができるものに限る。)のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する	
十九の五 ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス その記録	[新設]
媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報(商	
品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。)を記録し、又はその送信	
する電気通言を下寺它の皆から受言し、これこより当亥紀禄某本こ紀禄され、又は当亥关言表装置(当該送信娑置にノブさおた情幸か不朱気の者に送信さおるものに防る)」に情幸るノブ	
通	
通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者(電気通信事業法第二条第	
七号イに掲げる者に限る。)間の交流を目的としたもの(当該電気通信役務以外の電気通信役	
務に付随的に提供されるものを除く。)をいう。	
[二十~二十五 略]	[二十~二十五] 同上]
(電気通信役務契約等状況報告等)	(電気通信役務契約等状況報告等)
第二条 [略]	第二条 [同上]
2 [略]	2 [同上]
3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第百六十四条第一項	[新設]
第三号に掲げる電気通信事業(以下この条において「第三号事業」という。)を営む者は、同表	
の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務(検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・	
三度発動を一月人内に、角後最后三度につけら一月角に)の角後電気腫瘍を持つ音供心を対に削して女俑をしての料金の支封を要しないものに限る。)ことに「梅式第十五の六により」在報告	
を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する	

CIATVアクセスサービス		FTTHアクセスサービス	インターネット接続サービ	を使用するものに限る。)	定電話番号又は同表第六号規則別表第一号に掲げる固提供のために電気通信番号	•	携帯電話	加入電話	報告対象役務	二 九百万以上一千万未満	な、この限りではない。 は、この限りではない。	をいっていり真なり見せた。 「区分」という。)のいずれかり 「区分」という。)のいずれかり でいるででである。 でのでではいて同じ。)の でのででではいて同じ。)の でのでではいて同じ。)の
有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する る事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供す	二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を下THアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を下THアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を下THアクセスサービスを提供する事業者」という。)(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信事業者(次号において「接続により提供する事業者」という。)(共同住宅では、当該電気通信事業者)という。)(共同によりにより、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては	アクセスサービスを是共する電気通言事業者(第三号こ一)光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTH次のいずれかに該当する電気通信事業者	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の	の指定を受けたもの固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号間の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる「F電話を提供する質気通信事業者であって、IF電		事業者電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信	事業者電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信	報告対象事業者		は、この限りではない。 は、この限りではない。	なり見ぎとなり、と最后のもの重互の最后となるが、当該電気通信役報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければ、同じ。)の数の平均が、次の各号に掲げる区分(以下この項において単に者(電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。)を含む。以下この

新設	- 男又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。)については、同項((当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提	適用しない。 の規定によりの規定により
[新 設]	く。)とついては、同頁の見官を適用しない。 「報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除た報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していて同項の規定によりし、開項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提	く。)こついては、同頁り見定を適用しない。 た報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者 第三項の規定により、同項第一号に掲げる区
	राष्य]	二 四百五十万以上五百万未満 四百五十万以上五百万未満
	いてこの項本文の規定によりした報告のうち直近い、ただし、報告年度における当該利用者の数のい。	である場合には、当該電気通信役・提出しなければ
	<ul><li>(以下この項において単に「区分」という。)のいずれかに該当するかについて、書面等によりる一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分を除く。)ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における。</li></ul>	(以下この項において単に「る一月当たりの当該電気通信を除く。)ごとに、様式第十
	り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス電気通信役務(その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限	り、検索サービス及びソーシ電気通信役務(その提供の開
新設	相相	4 前項の表の報告対象事業者の
	の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者る電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置せずに他人その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供す	その他電気通信役務
	を営む者を営む者を営む者の単な提供する電気通信事業者又は第三号事業を関連によるではない。	型電気通信サービス ソーシャル・ネットワーキ
	ービスを提供する電気通信事業	検索サービス
	ージングサービスを提供する電気通信事業者	ージング
	電子メールサービスを提供する電気通信事業者を除く。)を提供する電気通信事業者仮想移動電気通信サービス(ローカル5Gに係るサービス)	電子メールサービス仮想移動電気通信サービス
		一ビス公衆無線LANアクセスサ
	通信事業者 ・ 通信事業者	BWAアクセスサービス
	する電気通信事業者電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供	

								郊																	24	t el	7
900万以上1,000万未満	900万未満	利用者の数の平均の区分 サービスの種類	その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合	事業者名			電気通信役務契約等状況報告 利用者の数の平均	様式第15の6(第2条第3項及び第4項関係)	[2~5 略]	当該ドメイン名の一部を記載すること。	気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。	任1 「電気通信事業法地行規則(以下「地行規則」という。) <u>第59条の3第14</u> げるもの」及び「施行規則 <u>第59条の3第1項第1号ロ</u> に掲げるもの」の欄は、	参考事項	\$ <i>0</i>	施行規則第59条の3第1項第2号に掲げる	旭		) 第59条の3	電気通信事業法施行規則(以下「施行規	契 約	4 %	サービスの種類 重※ギタ		电观测信仪统关机寺状况報告契約数	体入另1307年(另 2 米第 1 曳曳床)	[略]	, [略]
		(サービスの種類)	支払を要しないサービスの場合	<b>当</b> 名	年 3月 31日まで	年 4月 1日から	約等状況報告  数の平均				記載すること。この場合において、括弧内には、	規則」という。 <i>) 第59条の3第1項第1号4</i> に掲 <u>項第1号ロ</u> に掲げるもの」の欄は、ドメイン名電								匀		K is	年 月 日現在	)数	104 MAY 1137 + 11 A-		
								[新設]	[2~5 同左]	当該ドメイン名の一部を記載すること。	気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧パ	ř		もの	施行規則第59条の2第1項第2号に掲げる	通1 元川 <u>#39米の 2 第 1 曳米 1 万 円</u> に換り るもの	下海にのもの	$\sim$	電気通信事業法施行規則(以下「施行規	契 約 数	**************************************	サービスの種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年月	电风通信仪务实心等认见物言契約数	体入第1377年(第2条第1項與附)	同上]	3 [同上]

年3月31日現		年3月31日規在	- <del></del>
伝送路設備設置状況報告 単位指定区域別種類別回線数			伝送路設備設置状況報告 都道府県別種類別回線 <b>数</b>
	第3		第1項関係)
	[注1~6 同左]		[注1~8 略]
	[同左]		[略]
	様式第20( <u>第 2 条第 4 項</u> 関係)		様式第20 (第2条第8項関係)
	[注1~8 同左]		[注1~8 略]
	[同左]		[略]
	様式第19(第2条第4項関係)		様式第19 (第2条第8項関係)
	[注1~10 同左]		[注1~10 略]
	[同左]		[略]
	様式第18(第2条第4項関係)		様式第18 (第2条第8項関係)
	[第1表~第3表 同左]		[第1表~第3表 略]
	様式第17(第2条第3項関係)		様式第17 (第2条第7項関係)
	[第1表~第6表 同左]		[第1表~第6表 略]
	様式第16(第2条第3項関係)		様式第16 (第2条第7項関係)
		とすること。	4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とするこ
			することができる。
		実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告	ービスを提供する場合、実態に応じた合理
		務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサ	電子メールサービスからその他電気通信役務までは、
		報告すること。同表の報告対象役務の欄に掲げる	ついては、携帯電話の利用者の数に含めて報告するこ
		動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数に	動電気通信サービスの双方を提供する場合
		では、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移	では、当該役務ごとの利用者の数の平均の
		第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスま	3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に
		より報告することができる。	は、サービスの種類の列を追加することにより報告することができる。
		当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合に	当該電気通信役務の名称を記載すること。
		該当する□にレ印を付けること。 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び	注1 該当する口にレ印を付けること。 2 サービスの種類として、第2条第3項の
			500万以上
			450万以上500万未満
			450万未満
		(ケーパスの種類)	サービスの種類 利用者の数の平均の区分
		(	
		ての料金の支払を要するサービスの場合	始時において対価とし
			1,000万以上

備考	_	燕	i			
選」とこう。 <b>製业するもの</b> [13・14 <b>品</b> ]	「語」 「注1~11 磊」 12 「影離を与う	4 [略] 様式第27(第7条の3関係) 「W)	Ή '∸ – .		部。通	献
表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付. 13・14 <b>器]</b>	えた電気通信役	3 関係)	・2 略] 都道府県」の欄は、必要に応じ、		鎌川	
規定の二重傍線	務の区分」の基				量量	
の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 【13 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	・」の欄は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規		適宜増減すること。		光信明思	事業者名
の一気温信な歌	事業法施行規則 				やの寄	
の区分の日から	(以下「施行規				激	
	71 [注]	4 [同左] 様式第27(第7条の3	淮一一.	마 뿌	指位区域	
)第五十八条第記載すること。	」 えた電気通信役	3関係)	」の欄は、必		11 業	
一ちの数の上帯	務の区分」の構		要に尽い、適宜		量量	
『ご掲げる電気』	は、電気通信		増減すること。		光信明	事業者名
通信役務の区分	た電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規		             		やの声	
の日から緊	(以下「虧食		 		激	

第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三 条 第一 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接続 会 計 規 則 平 成 九 年 郵 政 省 令 第 九 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように

改正する。

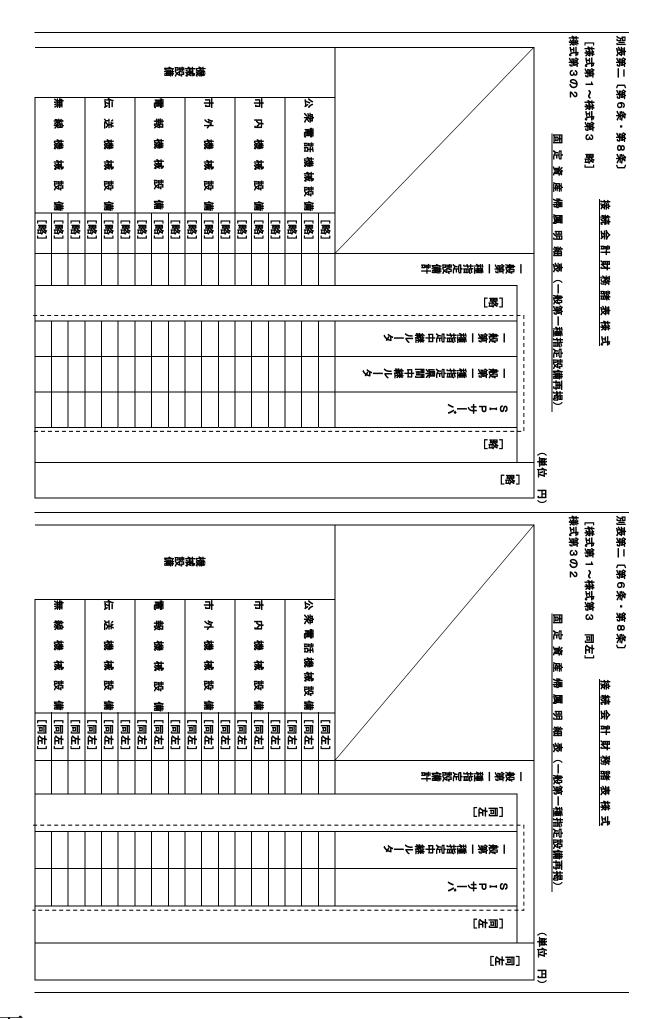
次 0) 表に ょ り、 改 正 前 欄 に掲げ る 規 定 0 傍 線 を付 L 又は 破 線 で囲  $\lambda$ だ 部 分をこ れ に 順 次 対 応す る

改 正 後 欄 12 掲 げる 規 定 0) 傍 線 を付 L 又 は 破線で囲 んだ部分の ように改め る。

第二条 別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕 2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 (用語) 大・七 [一~四略] (1)有形固定資産 以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。 の二の項、六の二の項(一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機 収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(関門系ルータ交換機能に限る。)、五 末系ルータ交換機能等」という。)に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等 **能に限る。)、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能(以下別表第二において「端** 六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ル―タ交換機能及び一般 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第 電気通信事業固定 略 Ш 第一種指定設備管理部門 1 一般第一種指定設備 款 (原価部門) 改 正 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット メディアゲートウェイ セッションボーダコントローラ SIPサーバ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット ゲートウェイルータ IP電話用DNSサーバ ENUMサーバ 網終端装置(インターネット接続サービス - 般第一種指定中継ルータ **胃終端装置(IP―VPNサービスに係る** - 般第一種指定県間中継ルータ **戦別機能に係るものに限る。** 戦別機能に係るものを除く。) -般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ Ш - 般第一種指定収容ル一タ(端末系ルータ 屈 別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕 第二条 五 [一~四 同上] [六·七 同上] (用語) (1)有形固定資産 の二の項、六の二の項(一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。)、六の三の項及び九の項か 収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(関門系ルータ交換機能に限る。)、五 [同上] 属設備をいう。 る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附 ら九の四の項までの機能(以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。)に係 六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ルータ交換機能及び一般 電気通信事業固定 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第 同上 Ш 第一種指定設備管理部門 1 一般第一種指定設備 (原価部門) 改 垃 IE. ENUMサーバ SIPサーバ メディアゲートウェイ ゲートウェイルータ **カッツョンボーダコントロール** 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット **鶴終端装置(IP―VPNサービスに係る** 職別機能に係るものを除へ。) 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット IP電話用DNSサーバ 網終端装置(インターネット接続サービス - 般第一種指定中継ルータ 戦別機能に係るものに限る。 Ш -般第一種指定収容ル―タ(端末系ル―タ -般第一種指定収容ル―タ(端末系ルータ 屈

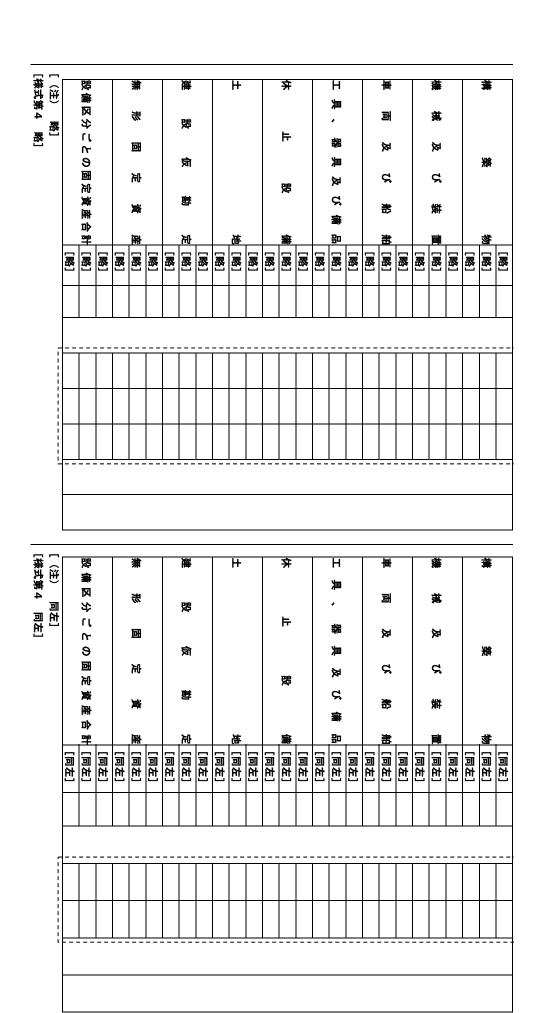
は 主配機盤 (電気信号の伝送に係るもの) 出配機盤 (電気信号の伝送に係るもの) 出配機盤 (電気信号の伝送に係るもの) 出配機盤 (光信号の伝送に係るもの) 出配機盤 (光信号の伝送に係るもの) 出電機盤 (光信号の伝送に係るもの) 出電機盤 (光信号の伝送に係るもの) 出来系交換数 (光信号の伝送に係るもの) 上一子 (
(光信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 請(主として音声伝送役務の れるもの) 諸(主としてデータ伝送役務 られるもの) 請(主としてデータ伝送役務 られるもの) 清(当としてデータ伝送役務 られるもの) たしてデータ伝送役務の提供に の) 清~端末系又は中継系交換設 としてデータ伝送役務の提供に の) 清~端末系又は中継系交換設 としてデータ伝送役務の提供 もの) 清(主としてデータ伝送役務の提供 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝
無(主として音声伝送役務の 計るもの) 講(主として音声伝送役務の 計るもの) はたとしてデータ伝送役務 られるもの) 海(主としてデータ伝送役務 られるもののうち、ルーティ に深るもの) (上にデータ伝送役務の提供に の) (上にデータ伝送役務の提供 としてデータ伝送役務の提供 もの) (上にデータ伝送役務の提供 もの) (上にデータ伝送役務の提供 もの) (主としてデータ伝送役務の提供 もの) (主としてデータ伝送役務の提供 もの) (主としてデータ伝送役務の提供 もの) (主としてデータ伝送役務の提供 もの) (主としてデータ伝送役務の提供 もの) (主として音声伝送役務の (主として音声伝送役務の (主として音声伝送役務の (主としてデータ伝送役務の (主としてデータ伝送役務の (主としてデータ伝送役務の (主としてデータ伝送役務の (主としてデータ伝送役務の (主としてデータ伝送役務の (主としてデータ伝送役務の (主としてデータ伝送役務の
無(主として音声伝送役務のれるもの) (光信号の伝送に係るもの) (表に保るもの) (本としてデータ伝送役務 られるもの) (主としてデータ伝送役務 られるもののうち、ルーティに係るもの) (に係るもの) (に係るもの) (に保るもの) (にてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の提供 (としてデータ伝送役務の (に保るの)
無(主として音声伝送役務のれるもの) 講(主として音声伝送役務のれるもの) 講(主としてデータ伝送役務 られるもの) 情(主としてデータ伝送役務 られるもの) 情(主としてデータ伝送役務 られるもののうち、ルーティ に係るもの) (に係るもの) (に保るもの) (にてデータ伝送役務の提供に もの) (にてデータ伝送役務の提供 もの) (にてデータ伝送役務の提供 もの) (にてデータ伝送役務の提供 もの) (にてデータ伝送役務の提供 もの) (にてデータ伝送役務の提供 もの) (にてデータ伝送役務の提供 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝 もの)
気信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 請(主として音声伝送役務の れるもの) れるもの) 諸(主としてデータ伝送役務 られるもののうち、ルーティ に係るもの) として音声伝送役務の提供にの) 法一端未系又は中継系交換設として音声伝送役務の提供 としてデータ伝送役務の提供 もの) をしてデータ伝送役務の提供 もののうち、ルーティング伝 もののうち、ルーティング伝
気信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 簡(主として音声伝送役務の れるもの) かるもの) 前(主としてデータ伝送役務 られるもののうち、ルーティ に係るもの) 世へ端末系又は中継系交換設 として音声伝送役務の提供 としてデータ伝送役務の提供 もの) 神へ端末系又は中継系交換設 としてデータ伝送役務の提供 もの)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 講(主として音声伝送役務のれるもの) れるもの) 精(主としてデータ伝送役務られるもの) 時(主としてデータ伝送役務 られるもののうち、ルーティに係るもの) 情(主としてデータ伝送役務の提供にの) 情(主としてデータ伝送役務の提供にの) 情(主としてデータ伝送役務の提供にの) 情(主としてデータ伝送役務の提供にの) 情(主としてデータ伝送役務の提供にの)
気信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 請(主として音声伝送役務の れるもの) かるもの) 時(主としてデータ伝送役務 られるもの) に係るもの) 情~端末系又は中継系交換設として音声伝送役務の提供にの) が未来又は中継系交換設としてデータ伝送役務の提供 もの)
気信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 請(主として音声伝送役務の れるもの) おももの) 時(主としてデータ伝送役務 られるもの) 「保るもの) 「保るもの) 「保るもの) 「保るもの) 「は来系又は中継系交換設として音声伝送役務の提供にの) が未系又は中継系交換設として音声伝送役務の提供にの)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 請りの伝送に係るもの) 講(主として音声伝送役務のれるもの) なももの) はたしてデータ伝送役務られるもの) られるもの) られるもの) に係るもの) に係るもの) たして音声伝送役務の提供にの) 講〜端末系又は中継系交換設として音声伝送役務の提供にの) 端本系又は中継系交換設として音声伝送役務の提供に
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 間号の伝送に係るもの) 講(主として音声伝送役務のれるもの) はさとしてデータ伝送役務られるもの) 時(主としてデータ伝送役務られるもの) られるもの) られるもののうち、ルーティに係るもの) に保るもの) 世〜端末系又は中継系交換設として音声伝送役務の提供に の)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 講(主として音声伝送役務のれるもの) れるもの) たれるもの) 情(主としてデータ伝送役務られるもの) られるもののうち、ルーティられるもののうち、ルーティに係るもの) に係るもの) に係るもの) たして音声伝送役務の提供に
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 講(主として音声伝送役務の れるもの) れるもの) 情(主としてデータ伝送役務 られるもの) られるものうち、ルーティに係るもの) に係るもの) に係るもの)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 情号の伝送に係るもの) 講(主として音声伝送役務のれるもの) れるもの) 講(主としてデータ伝送役務 られるもの) 请(主としてデータ伝送役務 られるもの) 「に係るもの)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 情号の伝送に係るもの) ( ・
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) ( 光信号の伝送に係るもの) ( 表として音声伝送役務の ) ( まとしてデータ伝送役務 )
気信号の伝送に係るもの)(光信号の伝送に係るもの)信号の伝送に係るもの)講(主として音声伝送役務のれるもの)計(主としてデータ伝送役務られるもの)られるもの)情(主としてデータ伝送役務られるもの)
<ul><li>気信号の伝送に係るもの)</li><li>(光信号の伝送に係るもの)</li><li>信号の伝送に係るもの)</li><li>講(主として音声伝送役務のれるもの)</li><li>たるもの)</li><li>られるもの)</li></ul>
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 請(主として音声伝送役務の れるもの) 輪(主としてデータ伝送役務
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 購(主として音声伝送役務の れるもの)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの) 購(主として音声伝送役務の
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの) 信号の伝送に係るもの)
気信号の伝送に係るもの) (光信号の伝送に係るもの)
•
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るも
特別第一種指定設備 2 特別第一種指定設備
(何)
<b>伝送路</b>
るルータを含む。)
(同等の機能を有す
有するルータを含む。) 有するルータを含む。)
中継イーサネットスイッチ(同等の機能を 同等の機能を
有するルータを含む。) 有するルータを含む。)
収容イーサネットスイッチ(同等の機能を 同等の機能を
に係るもの)

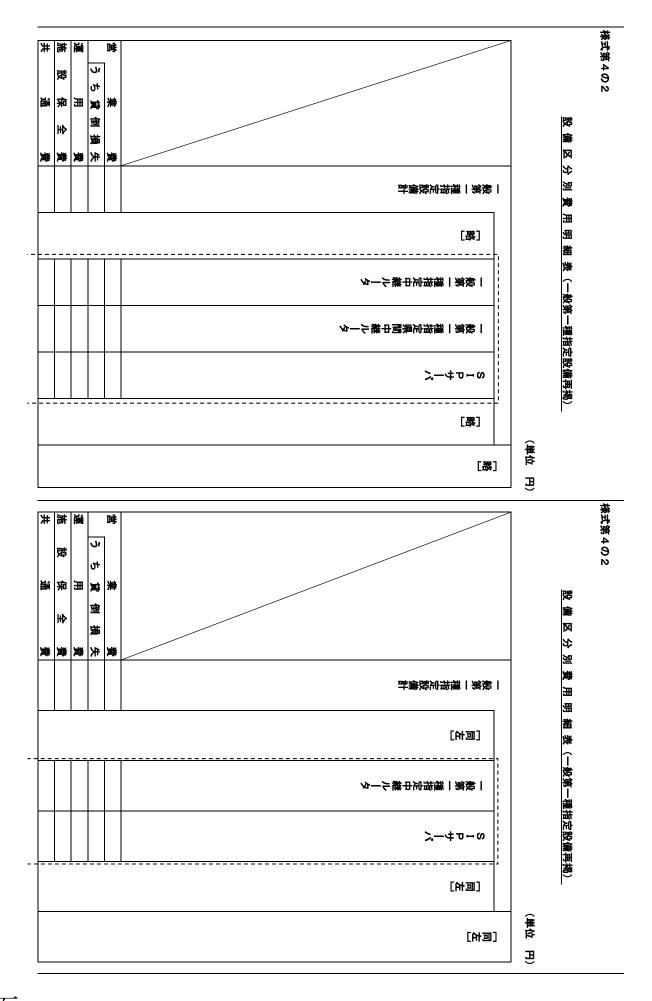
· 大 图 图	[器]																						
		全被	珊																				
	:	是設備(補助部門) 设管理(補助部門)	-種指定設備利用部																				
			• •	<b>外上設備</b>	工具、器具及び備品	機械及び装置車両及び約割	<b>華樂</b>	<b>H</b> 书	建物	(何)	路又は相互接続点伝送路	専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送	で装置伝送路	専用加入者線装置モジュール~専用線ノ-	専用線ノード装置	号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュールのうち、光信	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	ング伝送機能に係るもの)	の提供に用いられるもののうち、ルーティ
												IAT-					Tilli						<u> </u>
表同左]	[同左]																						
**	:	支援設備(補助部門) 全般管理(補助部門)	第一種指定設備利用部門																				
<b>             </b>				<b>休止設備</b>	工具、器具及び備品	機械及び装置	<b>華樂</b>	H A A	建物	(何)	路又は相互接続点伝送路	専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送	下装置伝送路	専用加入者線装置モジュール~専用線ノー	専用線ノード装置	号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュールのうち、光信	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	ング伝送機能に係るもの)	の提供に用いられるもののうち、ルーティ
	大学 用	<b>費</b> 用	支援設備 (補助部門)     [略]     支援設備 (補助部門)     支援設備 (補助部門)       全般管理 (補助部門)     [略]     [同左]     全般管理 (補助部門)       費     用     賃     集     費       方法     費     用     長     表       資     集     費       方法     要     財       資     集     費       資     集     費       資     集     費       資     集     費       資     集     費       方法     要     要       資     事     費       方法     事     費       本     費       本     費       本     費       本     費       本     費       本     費       本     費       本     費       本     費       本     費       本     費       表     費       表     費       表     費       表     費       表     費       表     費       表     費       表     更       表     更       表     更       表     更       表     更       表<	第一種指定設備利用部門     經設收勘定     第一種指定設備利用部門     第一種指定設備利用部門       支援設備(補助部門)     [略]     安設備(補助部門)     [略]     支援設備(補助部門)       全般管理(補助部門)     [略]     [同左]     全般管理(補助部門)       費     用     [同左]     費     費       費     用     費     用       費     用     (表同左]	第一種指定設備利用部門 安提設備 (補助部門)       [略]       第一種指定設備利用部門 医別       [略]       第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門)       第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門)         查般管理 (補助部門)       [略]       用       [同左]       全般管理 (補助部門)         實 業 費 用       其 度 用       表同左]       資 業 費         資 業 費       無 費       目標       表面左]       費       費	第一種指定設備利用部門     [略]     第一種指定設備利用部門     第一種指定設備利用部門     第一種指定設備利用部門       全般管理(補助部門)     [略]     [略]     支援設備(補助部門)     支援設備(補助部門)       营業費用     用     [同左]     費     費       营業費用     無     費     費     費       造業費用     (表同左]     (表同左)	機械及び装置     車両及び船舶       工具、器具及び備品     大止設備       第一種指定設備利用部門     [略]       支援設備(補助部門)     [略]       全般管理(補助部門)     [略]       整理(補助部門)     [略]       整理(補助部門)     [面左]       實度     無       實度     無       實度     無       實度     無       實度     要       實際     要       要     要	(株様及び装置 機械及び輸品 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 大止設備 支援設備 (補助部門) [略] 支援設備 (補助部門) [略] 全般管理 (補助部門) [略] (略] (略] (を設管理 (補助部門) [略] (を設管理 (補助部門) (略] (を設置 (補助部門) (を設備 (補助部門) (略] (を設備 (補助部門) (略] (を設備 (補助部門) (を設備 (補助部門) (を設備 (補助部門) (同左]     第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門) (商左]     支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	土地       構築物         横級及び装置       機械及び結舶         工具、器具及び備品       (木止設備)定算一種指定設備利用部門 (略]       (略]       (	建物     土地       構築物       構築物       構築物       大夫設備       本社定設備利用部門       支援設備(補助部門)     [略]       金般管理(補助部門)     [略]       金般管理(補助部門)     [兩方]       費用     用       資金     東 費 用       (表同左]     東 費 費 乗 費       賞と 集 費     要       (表同左]	(何)       建物       土地       (構築物       機械及び装置       中國及び船船       工具、器具及び傭品       休止設備       大提設備(補助部門)     [略]       全般管理(補助部門)     [略]       費用     用       費用     (積)       (表向左]   (表向左]	路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 (神)部門) [略] 全般管理(補助部門) [略] (	第用線ノード装置へ専用線ノード装置へ専用線ノード装置で専用線ノードを開かるに送路を開かるに送路を開かるに対します。         (何)       土地       上地       上地        単級の送路       (何)       上地       上地	「装置伝送路   「装置伝送路   「装置伝送路   「装置伝送路   写用線ノード装置へ等用線ノード装置へ等用線ノード装置へ等用線ノード装置へ等用線ノード装置へ等用線ノード装置へ等用線ノード装置   写用線ノード装置   写用   目の表   目	専用加入者線装置モジュール~専用線ノー   手報電伝送路	専用級ノード装置	専用線ノード装置 専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置伝送路 (何) 連物 土地 推表のび範囲 「原」 「原」 「原」 「原」 「原」 「原」 「原」 「原」	専用加入者線装置モジュールのうち、光信   専用加入者線装置モジュールの   専用加入者線装置モジュールの   専用加入者線装置モジュールの   専用線ノード装置   専用加入者線装置モジュール   ド装置伝送路   専用線ノード装置   専用加入者線装置モジュール・   ド装置伝送路   専用加入者線装置モジュール・   ド装置伝送路   専用加入者線装置モジュール・   ド装置伝送路   東州線ノード装置   専用加入者線装置モジュール・   ド装置伝送路   東州線ノード装置   専用加入者線装置モジュール・   ド装置伝送路   東州線ノード装置   専用加入者線装置モジュール・   ド装置伝送路   東州線ノード装置   専用加入者線装置モジュール・   「接続   東州線ノード装置   東川線ノード装置   東川線ノード装置   東川線ノード装置   東川線ノード装置   東川線ノード装置   東川線ノード装置   東川加入者線装置モジュール・   「装置   東川加入者線装置モジュール・   「装置   東川 加入   上具、器具及び締船   本に設備   東級の部門   「同左 ]   東接の部門   「同左 ]   東接の部門   「同左 ]   東側及び締船   本に設備   東部門   「同左 ]   東接の部門   「同左 ]   東東   東川   東接の部門   「同左 ]   東京の   東京の   東接の   東接の	専用加入者機装置モジュール   専用加入者機装置モジュール   専用加入者機装置モジュールのうち、光信   ・	#用加入者線装置モジュールのうち、光信 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 専用加入者線装置モジュールのうち、 信 専用加入者線装置モジュールのうち、 信 専用加入者線装置モジュールのうち、 信 専用加入者線装置モジュールのうち、 信 東田加入者線装置モジュールのうち、 信 東田 製 一 「装置伝送路 「保るもの 事用線」 「装置伝送路 「保 (何) 」 「装置伝送路 「保 (何) 」 「装置伝送路 「保 (何) 」 「装置伝送路 「保 (何) 」 「	#号案内データベース及び番号案内影響	信号報設備 信号報設備 信号報設備	# 1

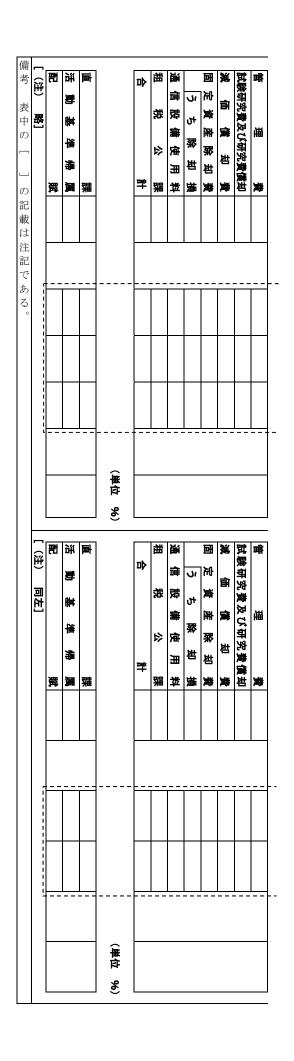


	黨			猟			H									謔			逼			뭠													
				竵						1	织瘤	終紹	i.						TÌÌ			<del>-B</del>													
				214			*			라			+			₩			>			_			~			霄							
				滥						汝			Z						拖			滥									計畫				
							飕			ᇓ			麯			飕			<del>       </del>						直			視			坤			<u>ታ</u>	
				卿			500			恕			絽			792			焽			焽			-			맹			案内			织	
										맹			嬰						554												可設備				
	苍			寉	1		寉			竉	1		龕	I		寉			竉			寉			$\overline{}$			寉				1		寉	
尾	[基	[基	[悪]	[略]	[基	墨	[器]	[器]	墨	[基]	墨	墨	[悪]	[悪]	[基]	[悪]	[器]	[基]	[磊]	[器]	图	[器]	[略]	[略]	[器]	[器]	墨	[基	[基	[基	[器]	墨	[器]	[器]	[略]
	1				l	l							l		l	l		l	l		l	<b>!</b>					l					l	<u> </u>		
==	<del></del>	 I	<u></u> -		 	<u></u>	 I	 	 T	<del></del>	<del></del>	 T	 	<u></u>	 I	<del></del>	<del></del>	 	·	 	 I						 	 	<del></del>		<del></del>	·			
-	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	<u></u>	<u> </u>

	御			単			H									瘧			嵐			딺													
				兩			⊁			1	织编	經	i.			 + <del> </del>			IIII			<del>-B</del>													
				鄰			•			市学			任任			•			淹			麯			^			霄			帽帽				
				zudi			焽			麯			滥			飕			<b> 40</b>			zuh			ョ			戡			番号			ተ	
				炒						路級			路場						맹			맹						焸			茶区認			飕	
	苍			龕			龕			龕			龕			龕			龕			龕			$\overline{}$			龕			影會			龕	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同在]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]						
						. – –																											· <u></u>		
								:																											







第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 の 一 部 改 正

第 兀 条 第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 平 成 + 年 郵 政 省 令 第 六 + 兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う

に改正する。

え  $\mathcal{O}$ る る。 標 改 次 記 正  $\mathcal{O}$ 部 後 表 欄 分 に に 二 に ょ 掲 り げ 重 傍 る 改 線 規 正 を 定 前 欄 付  $\mathcal{O}$ L 傍 に た 線 撂 規 を げ 定 付 る 規 L 以 定 又 下 は  $\mathcal{O}$ 破 傍  $\mathcal{O}$ 線 線 条 を で に 井 付 お  $\lambda$ L *\* \ だ 又 て 部 は 破 分 線 対  $\mathcal{O}$ 象 ょ で 規 う 囲 定 に  $\lambda$ 改 だ لح 部  $\Diamond$ 分 1 う。 をこ 改 正 後 れ に は 欄 順 に 掲 次 れ げ 対 を る 応 そ 加 す

六 送 ティニ 能 ン グ 伝 -		機能の	(用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語)
機能・安英換伝送・		区分	「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。 「対象設備等」という。)とする。
タとの間に設置される第一を上の間に設置される第一を上の間に設置される第一を一般第一種指定中継ルーター般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータンは関門系ルータスは関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ以外の一般第一種指定中継ルータンは関	  -  -  -  -	内容	下「対象設備等」という。)とする。 下「対象設備等」という。)とする。 下「対象設備等」という。)とする。 下「対象設備等」という。)とする。)とする。
夕設備等夕設備等を指定中継系ルー		対象設備	(用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語)
六 送 テ の 機 ィ 二 能 ン グ ル 伝 ー		機能	第 2 第 2 第 2 第 五
世 	3	の区分	「
を との 関 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		内容	内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等)
される ・ 大学・イン・ ・ 大学・ ・ 大学・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		対象設	内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等) 内容及び対象設備等)

				ついて	1	容	に関するもの
				に係る接続料は、データ伝送役務	般県間中継ルータ交換伝送機能に係る接続料は、	の二の項の一	
		[同上]	第十八条のニー			[略]	第十八条の二
		ータ交	(一般中継系ル		1等に係る接続料)	(一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料)	(一般中継系=
			[2 同上]				[2略]
					Sec. 1	な費用の総額を加えるものとする。	な費用の総額を
				おいては、当該設備の利用に必要	信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合においては	直する設備を利用し	信事業者が設置
のとする。	等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。	その対象設備等に係る費	ごとに、その対	ものとする。ただし、他の電気通	その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。	対象設備等に係る書	ごとに、そのか
第四条の表の上欄に掲げる機能の区分	係る第一種指定設備管理運営費は、第四条	般法定機能に係る第一種	第九条 一般法定	第四条の表の上欄に掲げる機能の区分	般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四名	<b>疋機能に係る第一種</b>	第九条 一般法字
	是)	欧備管理運営費の算定)	(第一種指定設備管理		是)	種指定設備管理運営費の算定)	(第一種指定訟
			[同上]				[略]
		-[恒4]				[略]	
					能を含む。)		
					信の交換又は伝送を行		
					n		
					を行う機		
					ょ		
					備をいる		
					れる第一種指定県間中継系		
					タとの		
					中継		
					ルータ又は		
					系ルータ以外の一般第		
					送路設		
					設置される第一種指		
					继		
					中継系伝送路設備、一般第		
					<del>二</del>		
					ータとの		
					ータと一般第		
					ルータ、一般第一種指		
				:	の一般第一種指定県間	儭	
				S備等 ・	設備等(関門系ルー	タ	
				第一種指定県間中継系ルー	第一種指定県間中継系ルー	一般県間中継	
					•		
	は伝送を行う機能を含む。				は伝送を行う機能を含む。		
	いて優先的に通信の交換又				いて優先的に通信の交換又		
	機能(特定のパケットにつ				機能(特定のパケットにつ		
	通信の交換及び伝送を行う				通信の交換及び伝送を行う		
	いう。以下同じ。)により				いう。以下同じ。)により		
<del></del>	種指定中継系伝送路設備を				種指定中継系伝送路設備を		

備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第 五 条 接続 料 規 則  $\mathcal{O}$ 部を 改 Ē する省令 平 成 十 t 年 ·総務省· 令 第 + 匹 号) の — 部を次  $\mathcal{O}$ よう に 改 正

する。

次 *O* 表 によ り、 改 正 前欄 に掲げ る規定の 傍 線 を付し た 部 分をこ れ に 対 応す る改正 後 欄 に 掲げ る規

定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	「16・17 略」 「16・17 略】 「16・17 略】 「17 略】 「17 第一18 第一18 第一18 第一18 第一18 第一18 第一18 第一18	道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道に1~14 略] [1~14 略] 附 則 改 正 後
	[16・17 同上] お空機能に保る接続料の原価及び利潤並びに通信事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信専用機能に限る。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の専用機能に限る。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の専用機能に限る。)、六の項の機能(中継伝送共用機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能と同等の機能、五の項の機能、中継交換機等用トランクポート機能に限る。)、四の項の機能、五の項事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。	<b>週府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第 規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。)以外の単位指定区域において第一種</b>

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 0 部 改 正

第 六 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 <del>(</del>令 和 年 総 務 省 令 第 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ 

ように改正する。

に る 掲 重 規 次 げ 傍 定  $\mathcal{O}$ る 線  $\mathcal{O}$ 表 ŧ を 傍 に 付 線 ょ  $\mathcal{O}$ り、  $\mathcal{O}$ L を ょ た 付 う 規 改 L に 定 た 正 改 部 前 8 以 欄 分 る。 下  $\mathcal{O}$ に 掲 ょ げ う  $\mathcal{O}$ 条 に る に 改 規 お 定  $\Diamond$ 1  $\mathcal{O}$ て 傍 改 正 線 対 前 を 象 欄 付 規 及 L 定 び た 改 部 と 分 正 を **,** \ 後 う。 欄 に れ 対 に 応 順 は 次 L 当 て 対 応 該 撂 す 対 げ 象 る る 規 改 そ 定 正  $\mathcal{O}$ を 標 後 改 記 欄 正 部 に 後 分 掲 欄 に げ

備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[2・3 略]	<b>るために通信の交換及び伝送を行う機能(次項及び第三項において「光IP電話接続機能」といーニルを月した終そうミタル退作月記値を月して掛付されるものを除く「以工同じ」)を訪けす</b>	- コンド用へ こめ http://pubminghabinghish.com/spinson/spin	(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の二に規定する	用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話	送機能及び一般県間中継ル―タ伝送交換機能に限る。)及び九の項から九の四の項までの機能を系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項の機能、六の二の項の機能(一般中継系ルータ交換伝	末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項の機能(関門	第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能(端								第四条 削除	(経過措置)	附則	改 正 後
I注記である。	[2.3 同上]		- のとする。	を行う機能(次項及び	信設備を関門交換機又	<b>- 送機能に限る。)及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通</b> 系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項の機能、六の二の項の機能(一般中継系ルータ交換伝	末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項の機能(関門	<b>□ 第五条  令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能(端 </b>	して計算されるものとする。	算したものを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位と	して12電話を提供する場合及び関門交換機を経由して12電話を提供する場合の通信時間を合うを封付するために近信の玄神及で伝送を行うものに限る()については、長門系パークを糸H	~ 5000000000000000000000000000000000000	に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインター	、IP電話(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の二ラガ会者に乗るして正列当がもの、他の電会近代事事者の電会近代詩師で限門ネノーグで挟続し	そこを頂こ母うし次日を当ならり(也り聞ん私言事を旨り置ん私言及情を引うレースでを免し接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加		(経過措置)	附則	改正前

第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 する 省 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 七 条 第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 令 和 兀 年 総 務 省 令 第 九 号)  $\mathcal{O}$ 

部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

部 又 分 は 次 0) 破  $\mathcal{O}$ ょ 線 表 で に に 井 ょ り、 改  $\lambda$ だ  $\Diamond$ 部 改 改 分 正 を 前 正 ک 前 欄 欄 れ に 掲 及 に げ び 順 改 次 る 規 正 対 後 定 応 欄 す  $\mathcal{O}$ 傍 る に 対 改 線 応 正 〒 L 後 て 欄 線 撂 を に げ 掲 含 げ む。 る そ る  $\mathcal{O}$ 規 以 標 定 下  $\sum_{}$ 記  $\mathcal{O}$ 傍 0) 部 条 分 線 に に を 付 お 重 7 L 傍 又 て 線 は 同 破 じ を 線 付 L で た を 井 規  $\lambda$ 付 定 だ L

改 め る。

以

下

 $\mathcal{O}$ 

条

に

お

1 て

対

象

規

定

لح

1

う。

は、

当

該

対

象

規

定

を

改

正

後

欄

12

掲

げ

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

う

第五条 第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の 2 3 二表新接続料規則別表第四の一第 新接続料規則別表第五第二表 新接続料規則別表第一の一第 欄に定める各部分機能の単位費用総額(単位費用(附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、こ [略] 略 略 略 改 (1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中 間伝送路設備 2のサーバ IE. 都道府県区域 I P電話用D 伝送路数×専用線料金単価 継交換局間の伝送路に係るもの <u>都道府県区域間伝送路</u>の最繁時帯域(メタル IP電話に係るものに限る。)×<u>都道府県区</u> 域間伝送路設備帯域当たり単価 都道府県区域間伝送路に係るもの 線共通部 後 デジタル回アナログ・ 間伝送路設備 ロNSサーバ 都道府県区域 設備 タ~関門系ル 共用コアルー 相互接続局に **埃間伝送路都道府県区** するもの 一夕間に設置 設置するもの 第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の 2 第五条 3 欄に定める各部分機能の単位費用総額(単位費用(附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める 二表新接続料規則別表第四の一第 新接続料規則別表第一の 新接続料規則別表第五第二表 二表 同上 同上 同上 附 同上 則 第 同上 同上 同上 改 正 (1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中 2のサーバ િ 間伝送路設備 単位指定区域 単位指定区域間伝送路の最繁時帯域(メタルIP電話に係るものに限る。)×単位指定区 伝送路数×専用線料金単価 継交換局間の伝送路に係るもの P電話用D <u>域間伝送路</u>設備帯域当たり単価 単位指定区域間伝送路に係るもの 線共通部 デジタル回アナログ・ 前 間伝送路設備 DNSサーバ 単位指定区域 設備 相互接続局に タ〜関門系ル 共用コアルー するもの 一夕間に設置 設置するもの 单位指定区

に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。という算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額能に係るものをいう。)により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることに当該各部分機能に係る需要(要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であって、当該各部分機能に係る需要(要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であって、当該各部分機関下同じ。)の総額であって、附則別以下同じ。)について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並び以下同じ。)について、附則別表第二の対象設備の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。要素機能(附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。

第八条 削除 略]

附則別表第1(附則第6条関係)

[第1表 略] 第2表

附則別表第2(附則第6条関係) 関門系ルータ接続機能 部分機能の区分 通信の交換及び伝送並びに 信号の編集を行う部分機能 種指定電気通信設備により 接続する場合における第一 通信設備を関門系ルータで 他の電気通信事業者の電気 区容 送部に係る単位費用+一般 部に係る単位費用+ボメイ 位費用+SIP信号変換部 門系ルータ交換部に係る単 県間中継ルータ接続伝送部 交換伝送部に係る単位費用 位費用+一般中継系ルータ に係る単位費用+番号管理 一パ部に係る単位費用+関 +一般中継系ルータ接続伝 メタル回線収容部に係る単 ン名管理部に係る単位費用 に係る単位費用+SIPサ 単位費用総額の算定方法

[2 同上

附則別表第1(附則第6条関係)

回在

で第1表での場

第2表

-	
Ē.	部分機能の区分
[H]A.	内容
大学の世界の中でである。 の横田十一般中継系ルータ 交換伝送部に係る単位費用 十一般中継系ルータ接続伝 送部に係る単位費用 ・一次部に係る単位費用 ・関門系ルータ交換部に係 を単位費用+ので ・関門系ルータ交換部に係 ・関門系ルータ交換部に係 ・関門系ルータ交換部に係 ・関門系ルータ交換部に係 ・関門系ルータ交換部に係 ・関門系ルータを ・関門系の単位費用 ・関門のの単位費用 ・関連的に係る単位費用 ・関連的に係る単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位費用 ・関連のの単位	石了

附則別表第2(附則第6条関係)

- [四〜八-扇]	三の二 一般県間中継系ルー 関門 夕接続伝送部 - 7程 系ル 第一 る要	<ul><li>三 一喪中継条ルータ接続伝 第一</li></ul>	2表 要素機能の区分 二_路]
	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置される系ルータの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルーの一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備に種指定中継系伝送なる要素機より通信を伝送する要素機能	内容
	第一種指定県間中継系伝送路設備であって、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置されるもの	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるものとの間に設置されるもの	対象設備
、 [四~八-同左]		三 一般中継系ルータ接続伝送部	第2表 要素機能の区分
		第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備にまり通信を伝送する要素機能	
		第一種指定中継系伝送 第一種指定中継系伝送 設備であって、第一種 設備であって、第一種 定メタル回線収容装置: た関門系ルータ以外の 投第一種指定中継ルーとの間に設置されるも	対象設備

#### 附則

#### 施行期日)

第  $\mathcal{O}$ 日 気 兀 通 条 カン 信 5 及  $\mathcal{O}$ U 改 事  $\sum_{i}$ 施 業 第 正 行  $\mathcal{O}$ 三 規 す 法 省 る。 定 条 令 に 以 カン は 限 た 5 下 だ る。 第 電 し、 法 気 七 条 通 第 ま کے 信 第 事 で 1 う。 条 業  $\mathcal{O}$ 条 規  $\mathcal{O}$ 法 定 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 改 + 部 定 電 を 正  $\overline{\phantom{a}}$ 電 気 条 改 法 通 中 気  $\mathcal{O}$ 正 法 す 涌 信 第 信 る 事 及 + 事 業 び 法 業 法 第 律 条 報 施 三 + 告 以 行  $\mathcal{O}$ 三 規 規 下 則 条 及 則 び 第 様 改  $\mathcal{O}$ 式 第 改 正 十三 三 第 法 正 十 三 規 + 条 لح 定 条 を 7  $\mathcal{O}$ 除 う  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 改 改 及 く。 び 正 正 第 規  $\mathcal{O}$ 規 定 定 規  $\mathcal{O}$ 12 + 施 定  $\mathcal{O}$ 三 施 限 行 行 る 条  $\mathcal{O}$ 電

### (経過措置)

 $\mathcal{O}$ 

日

か

5

次

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

は

公

布

 $\mathcal{O}$ 

日

か

5

施

行

す

る

第 行 項 気 信 事 条 前  $\mathcal{O}$ 涌 規 信 業 に 定 設 法 第 お 1 12 備 施 行 種 7 ょ 接 規 指 t ŋ 続 定 認 料 則 同 規 電 項 可 以  $\mathcal{O}$ を 気 則 受 規 下 通 け 以 定 信 設 7 下 新 12 基 1 備 施 れ 行 を づ る 設 < 接 規 ら 変 続 を 則 置 す 更 約 لح る  $\mathcal{O}$ 款 新 電 申 規 に 1 う。 請 則 気 0 通 を 1 す 7 لح 信 る 事 総 及 こと 新 び 業 称 者 規 す 第 が る。 兀 則 は で  $\mathcal{O}$ 条 き 規 第  $\mathcal{O}$ 定  $\mathcal{O}$ 規 定 条 12 施 に 適  $\mathcal{O}$ 行 合 規  $\mathcal{O}$ ょ さ 際 る 定 に せ 現 改 る ょ に 正 た 法 る 後 第三 改  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 第 正 + 後 新 三 規 種  $\mathcal{O}$ 則 条 電 指 第 定 気  $\mathcal{O}$ 施 電 通

2

総

務

大

臣

は

前

項

 $\mathcal{O}$ 

申

請

が

新

規

則

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

適

合

L

7

1

る

場

合

は

新

施

行

規

則

 $\mathcal{O}$ 

施

行

前

に

お

1

7

ŧ)

当

該

申

請

に

係

る

接

続

約

款

 $\mathcal{O}$ 

変

更

を

認

可

す

ること

が

で

き

る。

\_

 $\mathcal{O}$ 

場

合

12

お

1

て、

そ

 $\mathcal{O}$ 

認

可

を

受

け

た

接

三 続 約 条 第 款  $\mathcal{O}$ 変 項 更  $\mathcal{O}$ 規 は 定 12 改 正 ょ 法 る 中 認 法 可 を 第 十 二 受 け 条 た  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ لح 及 4 び 第三十 な す 三 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 日 に お 1 て 法 第 +

3 該 お 処 1 第 分 て  $\mathcal{O}$ 項 新 日  $\mathcal{O}$ ま 規 規 則 で 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 12 間 施 ょ は 行 る 申  $\mathcal{O}$ 新 際 請 規 現 に 則 12 係  $\mathcal{O}$ 法 る 規 第 接 定 三 続 + に 約 三 滴 款 条 合  $\mathcal{O}$ 第 変 L 7 更 項 1  $\mathcal{O}$ る 認  $\mathcal{O}$ ŧ 規 可 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح に 処 4 分 ょ な り  $\mathcal{O}$ す 認 日 が 可 を 新 受 規 け 則 て  $\mathcal{O}$ 施 1 行 る 後 接 لح 続 な 約 る 款 場 は 合 当 に

4 告 務 電 当 年 省 気 毎 次  $\sum_{i}$ 度 令 該 報 通 項  $\mathcal{O}$ 電 第 告 省  $\mathcal{O}$ 信 に 令 年 気 前 事 お 度 通 報 業 1  $\mathcal{O}$ 告 施 経 報 7 信 年 号 過 役 告  $\neg$ 行 後」 度 務 規 第  $\mathcal{O}$ 際 に  $\mathcal{O}$ 三 則 0 と、 施 لح 第 号 現 1 事 行 あ 12 7 条 業  $\mathcal{O}$ る 電 ک \_\_ 第 日  $\mathcal{O}$ 気 報 三 لح  $\mathcal{O}$ か は 通 項 告 5 信 項 1 う。 年 起 事 本 電 及 業 度」 文 算 び 気 第 者  $\mathcal{O}$ L 通 て کے 又 規 信 兀 を 事 営 定 あ 項 は と、 業 法 に る  $\mathcal{O}$ む 法 者 第 ょ  $\mathcal{O}$ 規 は 定 で 百 り 施 当 L 六 行  $\mathcal{O}$ あ 該 た 適 る + 規 当 者 兀 報 報 則 用 告 告 等 該 に に 条 対 第  $\mathcal{O}$ 前 年  $\mathcal{O}$ 0 度 す う 報 1 告 ち 部 7 る 項 第 直 年 لح を 第 は 三 度 あ 近 改 号 る 条  $\mathcal{O}$ 正 同 と、 す 条 に 報  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 告 は 規 掲 る 第 定 げ に 省  $\equiv$ 当 係 該 令 る 項 に 当 該 電 及 ょ る 令 区 す 気 日 び る を 分 る 第 改 通 和 含 信 لح 区 几 IF. 事 分 年 項 同 む 後 業 が 報 総 中  $\mathcal{O}$ 

5 項 条 第 又 前 は 項 第 項  $\mathcal{O}$ た 規 兀 だ 定 項 に  $\mathcal{O}$ L ょ 規 書 定 又 り 読 に は ょ 第 4 替 る 兀 報 項 え 告 た て だ を 適 要 L 用 書 す L る な  $\mathcal{O}$ 第 規 こととさ 定 条 に ょ  $\mathcal{O}$ り、 規 れ 定 た そ に 電 ょ  $\mathcal{O}$ 提 気 る 改 供 通 信 す 正 る 後 事 業 電  $\mathcal{O}$ 電 者 気 気 又 通 は 信 通 第 役 信 三 務 事 号 業 に 事 法 0 業 報 1 告 を 7 営 同 規 条 則 む 者 第 第 12

で

あ

る

لح

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

第

号

に

掲

げ

る

区

分

に

該

当

す

る

لح

す

る。

ょ は ついては、この省 同 る報告とし · 条第四 項 第 て、 号に <del>位</del> 当 該 の施行の 掲げ 電 気 通 る 区 日を含む報告年度の 信 分 役 務 に 該 に 当 0 す 1 る旨 て 同 0 条 第三項 報告 前 報告年 を 第 し た 度に係る同 号に ŧ  $\mathcal{O}$ とみ 掲 げ な る 条第三項又は第四 す。 区 . 分 に 該当する旨 項 0  $\mathcal{O}$ 報告又 規定に

〇総務省告示第

号

亚 成 電 十三年 気通 信 匹 事 月 業 六 法 日 施 総 行規則等 務省告 示 の 一 第二 部を改正する省令 百四 十二号 (電 電· 気通 **令** 和 信 事 業 年 法施 総務省令第 行 規則第二十三条の二第二

号) 0 施 行 に · 伴 V )

項

の 規

定に基づく指定 に 関 す る 件) は、 廃 止 す る。

年 月 日

令 和

総務大臣 寺 田 稔

## 〇総務省告示第

号

規 則 平 電 第 気 成 +通 十三  $\equiv$ 信 年 事 条 業 総  $\mathcal{O}$ 務 法 省 施 告 行 第 規 示 項 第 則  $\mathcal{O}$ 昭 規 百 定 兀 和 12 + 六  $\equiv$ 基 + づ 号 年 き 郵 電 電 政 省 気 気 通 令 通 信 信 第 設 事 + 業 備 を 法 五. 号) 指 第三十三 定 す 第二 る 十三 件 条 第 条  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 部 及 を び 第 次 電 項  $\mathcal{O}$ 気 ょ 涌  $\mathcal{O}$ う 規 信 12 定 事 業 に 改 正 基 法 す づ 施 る。 き 行

和年月日

令

定 付 傍 表 と 線 に L L た を ょ り、 て 規 付 移 定 L た 改 動 以 部 し、 正 下 分 前 改  $\mathcal{O}$ 欄 正 ょ 対 に 後 象 う 掲 欄 規 に げ に 定 改 る 掲 規  $\Diamond$ と げ 定 る 1 改  $\mathcal{O}$ う。 対 傍 正 象 前 線 規 欄 を 定 は 及 付 で U L 改 改 改 た 正 部 正 正 前 分 後 前 欄 欄 欄 を に に に ک 掲 対 れ れ 応 げ 12 12 る L 順 対 対 7 次 応 象 掲 対 総 務 す 規 げ 応 る 大 定 る す 臣 ŧ を そ る 改 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 正 標 正 寺 撂 田 後 記 後 げ 欄 部 欄 て に 分 に 1 掲 に 掲 稔 げ げ な る 重 1 る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

は

ک

れ

を

加

え

る。

対象

規

傍

線

を

規

定

 $\mathcal{O}$ 

次

 $\mathcal{O}$ 

では、	[恒4]	[厄山]	[略]	[略]
別表 別表 別表 別表 別表 別表 別表 別表 別表 別表	電気通信事業者	単位指定区域	電気通信事業者	区域
大 [同上] [新設] [一上] [新設] [一上] [新設] [一上] [新設] [新設] [新設] [新設] [前 [前 [加		別表		別表
(新設) [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設]		六 [同上]		七 [略]
(新設) [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設]				六 [略]
「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」				供されるものに限る。)
で、「場げる電気通信事業者が設置、 「一・二 同上」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」		[新設]	<b> 路設備(データ伝送役務又はIP電話の提供の用に</b>	<b>五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送</b>
次に掲げる電気通信事業者が設 「一・二 同上」 三 施行規則第二十二 三 施行規則第二十二 [新設]		限る。)		
で (	伝送路設備(単位指定区域内における通信を行うもの	施行規則第二十二	の伝送路設備	施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及び口
で (			、IP電話の提供の用に供されるもの	が行われる通信の交換等を行うルータであって、
を		[新設]	、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等	ハー他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、
で、「掲げる電気通信事業者が設」 「新設」 「新設」 「新設」				に供されるものに限る。)
で、「場げる電気通信事業者が設」 「一・二 同上」 「新設」 「新設」			促供する電話の役務をいう。以下同じ。)の提供の用	プロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提
次に掲げる電気通信事業者が設 「一・二 同上」 「新設」 「新設」			のを除く。以下同じ。)又はIP電話(インターネット	ネリングプロトコルにより通信路を設定するもの
では、			?するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トン	インターネットへの接続点までの間の通信を媒介
次に掲げる電気通 電気通信事業者が設 「一・二 同上」 「するルータによりな 「新設」		[新設]	行うもの(データ伝送役務(当該電気通信事業者が	ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信をは
「新設」 「新設」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」			行うものに限る。)	
するルータにより充電気通信事業者が設置、流行規則第二十二 同上]		[新設]	の(ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当する)	<b>イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの</b>
三 施行規則第二十二 同上] [一・二 同上] 次に掲げる電気通信事業者が設	《換等を行うものに限る。)	するルータにより交換等が行われる通信の交		
に見げる電気通信事業者が設 で、場げる電気通信事業者が設	>交換等設備(ルータにあっては、前号に掲げる設備に該	三 施行規則第二十三条の二第四項第一号口の	等設備であって、次に掲げるもの	施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換は
電気通信事業者が設		[一一 同上]		-   略]
電気通信事業者が設置を表現である。			株式会社が設置するもの	設置するもの又は大阪府において東日本電信電話!
次に掲げる電気通			であって、東京都において西日本電信電話株式会社	信事業者が設置するもの並びに第三号の八の設備
正後 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也	欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げ		欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気	次に掲げる電気通信設備であって、別表第一の上
		改		

附 則

正規定の施行の日から施行する。この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律

この告示は、

(令和四年法律第七十号)中第十二条の二及び第三十三条の改